ISSN 0289-2383

MOTHER AND CHILD WELLBEING AROUND THE WORLD

VOL.59|2005-10

世界の児童と母性

［特集］ 乳幼児の世界

世界の児童と母性

第59号／2005年10月

CONTENTS

ひとこと……「世界の児童と母性」編集委員長・新保幸男 …1

特集 乳幼児の世界

乳幼児の持つ意味 ── 生命誌の視点から ……JT生命誌研究館 館長 中村桂子 …2
社会における乳幼児の存在 ……白梅学園大学 教授 金田利子 …6
乳幼児の外界との関係 ……中京大学心理学部 教授 古澤頼雄 …12
乳幼児にとって心地よい環境とは ……神愛保育園 元園長 中林節子 …16
乳幼児の対人関係の発達 ……青山学院女子短期大学 専任講師 菅野幸恵 …20
乳幼児にとっての遊び ……園田学園女子大学 講師 西谷香苗 …24
乳幼児期の「食」──社会性を育む視点から── ……奈良教育大学 教授 米山京子 …28
乳幼児の生活空間 ……元群馬大学教育学部 教授 林 知子 …32
……建築家 ストゥディオ・プラナ主宰、武蔵野美術大学 非常勤講師 林 美樹
乳幼児に対する虐待──性的虐待を中心に
……大阪府こころの健康総合センター 診療課長 亀岡智美 …36
乳幼児の心的外傷 ……相州メンタルクリニック中町診療所 院長 青木 豊 …40
法改正と乳幼児養護 ……久良岐乳児院 院長 長井晶子 …44
乳児院の乳幼児たち ……峰山乳児院 施設長 櫛田恵里子 …48
児童養護施設の乳幼児たち ……鳥取こども学園 園長 藤野興一 …52
乳幼児の里親委託 ……東三河児童・障害者相談センター 児童福祉司 柴田千香 …56
インド洋津波と地震：子どもへの影響
…FASTプロジェクト代表、シンガポール国立大学準教授、IFSWアジア・パシフィック前地域代表 Dr.Tan Ngoh Tiong …60
世界の乳幼児たち ……ユニセフ・コンサルタント 澤 良世 …66

編集後記 ……金井 剛 …70

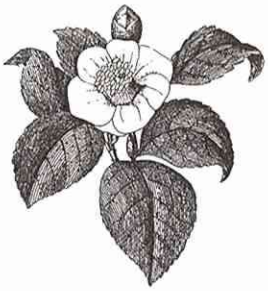

ひとこと

児童養護施設や保育所などの子ども関連の施設で専門職として働く場合も、「子ども」に関する制度を立案したり運営したりする場合においても、サービスの受け手である「子ども」本人がどのような存在であるのかについて意識することになる。

本号においては、「大人の支えがなくては生存すら危うくなる可能性」と「将来への希望に満ちた大きな可能性」の両方を有している乳幼児に焦点をあてて、その特性についてもう一度考えてみようと試みている。

総論部分で、①地球上に暮らす全ての生命の中で、人間の乳幼児がどのような存在として理解できるのかという生命誌の視点から、②近現代史や現在の社会制度のなかで、乳幼児がどのように位置づけられてきているのかについての視点から、それぞれ乳幼児の生物的・社会的存在の特徴についてまず検討していただいた。長い歴史の中で、たまたま同じ時を共有していることに感謝しつつ、いまの乳幼児にかかわる我々の責任の大きさを痛感する。

2004年12月には、スマトラ沖大地震・津波が発生し、多くの方々が被害にあわれた。その中には乳幼児も多い。乳幼児の場合、大地震・津波による直接的な被害だけではなく、保護が行き渡らない場合には、大人の生活の糧として扱われている可能性も指摘されている(タン論文参照)。

本号を読みながら、乳幼児という存在について、一つの生命として、社会的存在として、また支援の対象として考えてみたい。その上で、これからの子ども家庭支援のあり方と、それを充実していくために我々は何をすべきなのかについて、多くの方々が共に真剣に話し合う機会を持っていただけたら嬉しい。

編集委員長・新保幸男

特集 乳幼児の世界

乳幼児の持つ意味 ― 生命誌の視点から

JT生命誌研究館 館長 中村桂子（なかむらけいこ）

専門家でない悲しさ、乳幼児に関して、学問の世界で今何が問題になっているのか、児童福祉や保健行政では乳幼児に対してどのような施策がとられているのかなど、乳幼児を巡る状況についてほとんど何も知らない。乳幼児とはなにかという基本的な問いに対してさえ、答が書けないというのが実情である。とはいえ、ここでにわか勉強をして不消化なものを書いてもしかたがないので、無知のまま、生命誌という視点から見た子ども（0歳から6歳までを乳幼児として対象にするとあったので、この年齢をイメージして子どもという言葉を使う）について考えることをお許しいただきたい。

1. 生命誌という視点

日常私たちが子どもと呼ぶのは、もちろん人間の子どもであり、人間以外の生きもののことなど考える必要もないとするのが普通であろう。ところが「生命誌」では、一つひとつの生きものを地球上に暮らすすべての生きものとの関係の中に置き、そこから何が見えるかを考える。もちろん人間もヒトという生きものであるので、人間について考える時も、それだけを独立に考えることはしない。そこで、ここでもまず、生きもの全体を見るところから始める。

2. 生きものとして見る

私たちの身のまわりには常に子どもがおり、私たちが常に子どもに関心を持つのはなぜだろう。日常こんなことは考えないが、それが生きものであることを示しているわけである。生きものの特徴はいくつかあるが、その特徴を最もよく表わす言葉に“つながり”がある。

地球上の生きものはすべて細胞を単位とし、その中にあるDNA（一つの細胞の中のDNAをまとめてゲノムと呼ぶ）を基本にして生きている。5,000万種ともいわれている多様な生きものが偶然このような共通性を持つとは考えにくいので、これは全生物が先祖を一つにする仲間であることを示していると考えてよかろう。そこで、ゲノムを切り口として生きものを見ていくと面白い。

たとえば、あなたの出発点は受精卵、両親の卵と精子が合体して生まれた細胞である。その中にあるDNA（ゲノム）は父親から半分、母親から半分受けとったものであり、それが一生の間あなたの体の中で働き続ける。両親のゲノムはその両親から受け継いだものであり、さかのぼれば人類の起源にまで戻る。それだけでなく更にさかのぼって38億年前と言われる生命の起源に達する。つまり、あなたのゲノムには38億年の生命の歴史が刻み込まれているのである。もちろんそれはあなただけではない。地球上のあらゆる生

物が体内に38億年の歴史を刻みこんでいる。つながりという言葉の中には、あらゆる生物が、仲間であるという横のつながりと、38億年という長い時間を経た縦のつながりという意味が入っているのである。

実は、最初に生まれた生命体は単細胞。分裂でふえるので子どもと呼べる存在はない。生命の歴史の中で、今から10億年ほど前に誕生した多細胞生物には、オスとメスがあり、その出会いによって、両者の持つゲノムが混じり合ったまったく新しいゲノムを持つ個体が生まれることになった。ここで、成体になるまでの間の存在、いわば子どもが登場する。とはいえ、魚の場合ほとんどは卵を産むだけ、カエルもオタマジャクシの面倒を見ている様子はない。チョウになると、幼虫が好んで食す葉の上にきちんと産卵するのが親の役割である。モンシロチョウはアブラナ科に、アゲハチョウはミカン科にと間違いなく産みつけることに感心はするが、まだ親子関係はない。身近で、親が子を育てる姿を見せてくれるのは鳥類、哺乳類である。梅雨前に必ず近所に巣を作るツバメの子育てには頭が下がるし、イヌやネコもたくさんの子どもたちを上手に育てている。

そして、哺乳類の一つとして登場するのがヒト、私たち人間である。人間は特別の存在ではなく、単細胞から始まり、時間をかけてさまざまな生き方を産み出した生きものの一つなのである。生命誌が乳幼児を見る眼は、まずここにある。子どもという存在が顕在化するのは、最近のことであるとしても、ここに述べてきた長いつながりがなければこの子はここにはいなかったと考えると特別の感慨がある。

ただしここで、つけ加えなければならないのは、5,000万種とも言われる生きものはどれも、それぞれが独自の生き方をするものでもあり、ヒトという生きものの特性を生かして生きるという面にも眼を向けなければならないということである。

生きものとしての歴史と他の生きものとの関わり合いとを基本にしながら、一方で人間の独自性にも眼を向けて人間の子どもを見たらどうなるか。以後それを考えて行く。

3. 生きていることの不思議に驚き、畏れる気持ちを基本に

つながりの中で子どもを見ると、すでに述べたように、この小見出しにあげた気持ちが生まれてくる。現代社会では、すべてが制度化されており、しかも科学技術によってさまざまな装置や機械が備えられた日常が作り上げられている。もちろん、子どもの誕生もその中に組み込まれている。事実、以前は、子どもに恵まれるとか授かると言われていたのに対して、現代社会では子どもを“つくる”という言葉の方が日常化している。つくった子どもを、既存の制度の中で、いかに巧みに育てあげるか。産院での指導の下、上手に授乳をし、公園デビューも果たし、よい学校へ入れるという流れに乗ることで、できるだけ問題なく育てることが基本になっている。

ここには、生きていることのふしぎ、そのもろさ、はかなさ、それに伴う予測不能性は入っていないので、思いがけないことはマイナスの評価を受け、思い通りにならない子どもに対して親は戸惑ったり、時には罪の意識を抱いたりすることになる。

しかし、生きものは本質的に予測不能なものなのである。もちろん、この予測不能性は、決して何の約束事もないというものではなく、前章で述べた、38億年の歴史と多様な生きものの関係の中に存在する生きものとしてのルールはある。ただそれは、ボタンを押せば必ず動き出す機械のようにはできておらず、思いがけなさがある。そこで生きものに対する時には、思い通りには行かないことを楽しむ気持ちが大事になる。それがすなわち、生きることのふしぎに驚き、畏れることであり、子どもを子どもとして見ることなのだろ

うと思う。これができないために、子どもを育てることが苦痛になってしまうのはなんとも残念だ。ボタンで決まりきったことをするロボットより、はるかに生きものの方が豊かさを持っているのに。だからこそ、子どもたちが個性を伸ばす可能性があるのに。

具体的にそれを楽しむにはどうするか。答は一つ、自然を身近なものとし、それと親しむ体験を持つことである。親子で一緒に自然に親しむ。この場合、大げさに山や海へ出かけることはない。近くの公園に咲く花、地面を歩いているアリなどの小さな虫たち。それをじっと見つめる時間を持てばよい。ある幼稚園の先生が園の庭の草取りをしている時に、園児たちの間で、草は生きものかという疑問が生まれてきたと話して下さった。動かないから生きものじゃない。そう頑張っていた男の子が、抜いた草の根から汁が出るのを見て、“あれっ生きてる”と言ったのだそうだ。この驚きがこの子にどれだけ大きなものを残しただろうと想像しただけで楽しくなる。科学的に正しい答であるかどうかはどうでもよいことだ。

自然に親しむだけで充分なのだが、その時大人が、先に述べた生きものがもつ時間と空間の広がり、つまり歴史と関係についての知識を持っているとなおよい。これは私の体験からの意見である。最近、DNAやゲノムという言葉がよく使われるようになり、それで人間を説明しようとする傾向が見られるが、それは違う。ゲノムを通して生きものを見つめると、驚きがよりリアルに、より深いものになることに気づいていただきたい。たとえば、アリやカエルを見る時も、長い長い生命の歴史があってここにいるのだと思うと、おろそかには扱えないだろう。

21世紀の暮らしを考えた時、環境・健康・食・教育など、生活の基本を生きものに置くことが不可決になるはずである。その時大切なのは、既存の制度や学問が示してきた子どもとは何かに基づいて行動するのではなく、生きていることそのものから見える子どもに眼を向けることではないかと思う。

4. 人間として子どもを見る

ここまでは、生きものの一つであることを強く意識して子どもを見てきた。しかし、生きものは一つひとつその特性を生かして生きている。近年、子どもの育て方に悩む母親がふえ、時には育児を放棄する人までいることが問題になっており、身近な野鳥が雛鳥にせっせと餌を運んでいる様子を見て、他の生きものたちにできることがなぜ人間にできないのかと苛立つ声が聞こえる。前章で述べたような自然の体験は、生きもの感覚をめざめさせ、子どもへの対し方を素直にしてくれることは確かであり、他の生きものに学ぶことは多いが、実はそれだけで充分ではない。

生きものの基本は次の世代へとつながって行くことであり、必要なのは成体である。つまり、ツバメの雛は、ただ大人になるための過程にすぎないのである。しかし、人間の子どもは大人になるためにだけあるのではなく、子どもとしての時間に意味がある。言葉と心を持つが故に、身体的には他の動物と同じように成体として完成の時期を迎えることはあっても、全体としての完成はないのが人間であるとも言える。やや極論するなら、一生子どもの状態を持ち続けるのが人間と言ってもよいのである。

言葉と心が産み出すものは、一言でまとめるなら想像の力であり、それが創造につながる。対象になるもの――それは人間、他の生きもの、時には石でもよい――の中に、自分とのつながりを感じ、お互いの関係を育くむことを楽しむ気持が想像であり、それを心と呼ぶと考えることもできる。想像力を学びとるのは、乳幼児期に接した大人からということになる。したがって、私たち大人と乳幼児の間には、単に親鳥が雛を育てるのとは別の関係があるだろう。それが“愛”、

しかも本能的な愛ではなく、その奥に生きるということを見つめる眼と知性とがある愛だろうと思う。これを表す言葉として最も適切なのが、やまとことば、“愛づる”ではないかと考えている。

この言葉の意味をみごとに教えてくれるのが、平安時代の短編集「堤中納言物語」に収められている「蟲愛づる姫君」である。この姫君、毛虫を可愛がるので変わり者と見る周囲の人々にこう語る。「蝶は誰もが美しいという。この毛虫をじっくり見ていると、その蝶になっていく。美しさの本質はこちらにあり、蝶になったらはかないもの。」本質を見つめることの大切さ、そこから見かけ倒しではない本当の美しさが見えてきて、愛する心が生まれるというのが姫君の主張である。確かに私たちが乳幼児を見る時も、単に見かけではなくそこにある本質、懸命に生きている美しさに気づき、思わず愛しくなると実感する。そこに大人と乳幼児との間のやりとりが生まれ、相手を慮る関係が生まれる。大人から子どもに伝えるのではない。まさに両者の関係の中で慮るという能力が生まれ、それが想像力、創造力へとつながっていくのである。

これは恐らく人間に特有のことではないだろうか(霊長類の研究から、彼らにその兆しが見られることは確かであり、彼らとの連続性を否定するつもりはない。しかし、人間にとってのこの能力の重要性がそのことによって減りはしない)。ここで興味深いのは、乳幼児にとって、大人とのよい関係からそれを学ぶことが不可欠であると同時に大人の方も乳幼児の存在によって、愛づるという行為を通し、相手を慮るという人間の基本と言ってもよい気持ちを、常に再活性化できるという点である。

もしこの世に乳幼児なかりせば。新しい個体が生まれなければ生きものとして絶えることになるわけで、その点で他の生物とも共通する意味を持っている。しかし、人間の場合、乳幼児を愛づる対象として見ない世の中になるとすれば、物理的にそれが存在したとしても、人間社会としては続いていかないことになるのではないだろうか。前述したように、愛づる気持ちを持つには、時間をかけて対象を見つめることが不可欠である。現代社会は、効率性、利便性を旨とするが故に、時間をかけることがとても難しくなっている。その中で果たして乳幼児が本来の意味を持てるか。疑わしいところである。

生きものとして見るという、子どもの専門家から見たらとんでもない所から話を始めたのは、現代社会が、生きものが生きものとして時間をかけて存在することを許していないことを危惧してのことである。生きものとしての人が健全に続いていくためには、乳幼児が乳幼児らしくあることが不可欠であり、それには生きものを生きものとして支える「時間」を重視する社会にする必要がある。この稿で述べたかったことは、これに尽きる。最初にお断りしたように、無知ゆえの見当違いもあるかもしれないが、これを機に、生きものという視点に眼を向けていただけたら幸いである。それは、私たちの暮らす社会を生きものであることを大切にするという価値観をもつ社会にすることであり、皆が生きることを実感し、時間を楽しむ暮らしをすることである。乳幼児について考えるということは、私たち大人の暮らし方を考えることなのではないだろうか。

キーワード：生命誌(Biohistory)

地球上に存在する多様な生きものは、38億年ほど前に海で生まれた細胞の子孫であり、皆仲間である。これをすべての生物が持つゲノム(DNA)を切り口に調べることにより、生きものの歴史と関係を知る。その中に人間を置き、生きるということを基本にした社会を組み立てることで、すべての人が自分の能力を生かす豊かな社会をつくりたいと考え、それを求める知としての“生命誌”を提唱している。

特集 乳幼児の世界

社会における乳幼児の存在

白梅学園大学 教授 金田利子（かねだとしこ）

はじめに

「世界の中心で赤ん坊が笑う」。

これは、今年度（2005年）新たに出発したお茶の水女子大学のいずみナーサリーの記念シンポジウム[1]に、このナーサリーの設立に尽力された前学長の本田和子氏が寄せたメッセージの中の言葉である。この言葉は、今日、社会における乳幼児の存在をシンボリックにあらわしているように思われる。

本稿では、(1) 人間発達史的にみたときの乳幼児の存在について、はじめにその考え方を展開し、(2) これまでの乳幼児のおかれてきた位置の変遷について、世界的な歴史の中で概略をつかむ。次に、(3) 今日、子どもの様々な「問題」と思われる行動を、大人に対する社会変革への要求と捉え直すことができるのではないかと、事例をあげつつ、提案する。また、(4) 今日多世代が相互に響きあえる世代間交流における乳幼児の存在についてとりあげ、乳幼児と小中高生が関わることで双方および双方に関わる人たちにどんな影響を与えてきているかなど、筆者らの研究の成果に触れる。そして、それらから、大人のパートナーとしての社会における乳幼児の存在についてまとめることにする。

1. 乳幼児は人類の「先輩」
―人間発達史的にみた乳幼児の存在―

「こんにちの子どもの中に、明日のおとなの姿を見る必要がある」[2]ということを、20世紀の中頃に主張していた心理学者がいる。それは、フランスのアンリ・ワロンである。ワロンはそこに子どもの権利をみた。

そして、そこにパラドックスの関係[3]を読み取ることができる。個体発達的には、先に生まれたものが先輩であるが人類史的には、後から生まれたものの方が、人類の文化の到達点に生まれ、それをさらに発展させていく存在であるゆえに、人類の可能性の方向に向かってより発展した存在という意味で「先輩」になり得る。ここで、先輩とは単に先に生まれた人という意味ではなく、より発達した人という意味である。

換言すれば、現実態としては後輩であるが、可能態としては「先輩」になり得るということになる。

「なり得る」としたのは、社会が正常に発展している場合においてであり、戦争や公害にみるように人間自身を破壊するような権力や開発中心の社会になっていった場合、後から生まれたものが必ずしも「先輩」になり得ないからである。

後から生まれたものの代表が乳幼児である。したがって、乳幼児は、人類の未来を切り開く先端を行く存在であるし、そうなっていくことが可能なとき、人間社会が正常に発展していることを意味する。ここに、「子どもは未来」と言われる所以がある。

歴史が正常に発展していると仮定した場合における

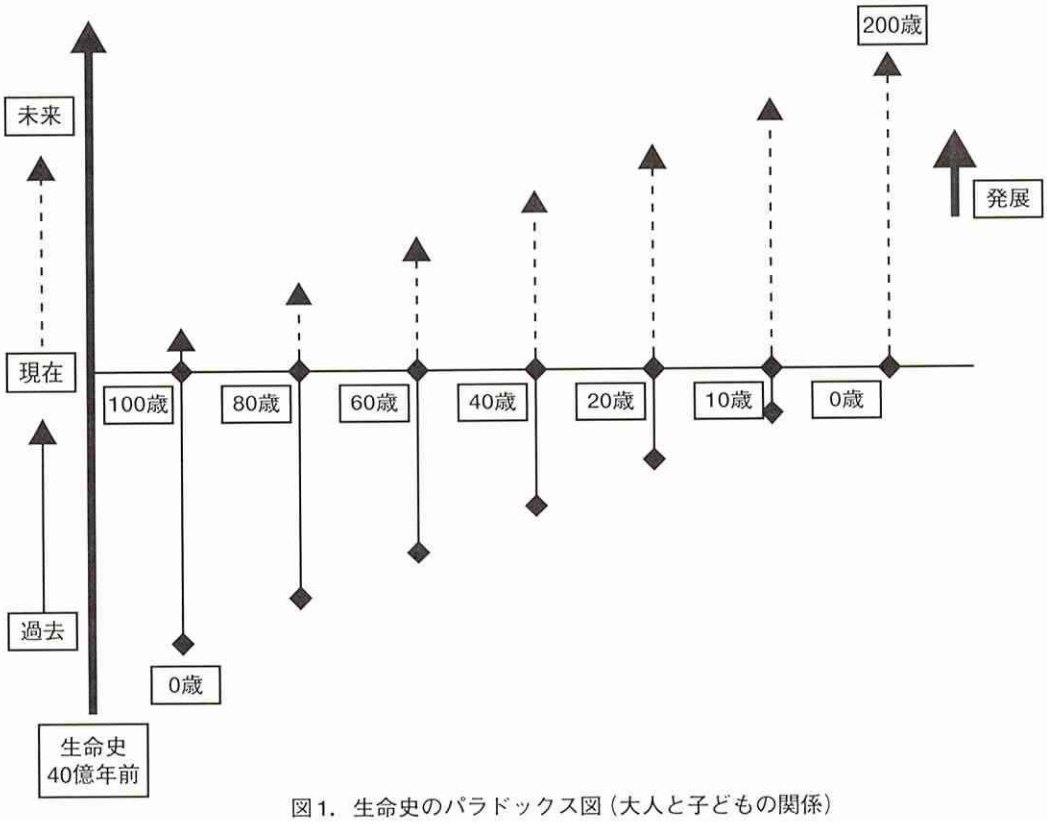

図1．生命史のパラドックス図（大人と子どもの関係）
金田作成 2005（2003 の修正版）

この関係を、図示してみたのが上記のダイヤグラフ（グラフの両端を線で結ぶとダイヤの形になる）。

保育は、現在の先輩（大人）が未来の先輩（乳幼児）を、慈しみ育てる事業であり、人類史の始まり以来延々と続けられてきた未来を創る仕事だと言える。しかも、子どもは受け身的に育てられているのではなく、自ら要求し大人に働きかけ、大人と共に人間社会を変革していく存在であり、保育は大人と子どもが共同に未来を創造する仕事だと捉えることができる。

カナダの絵本の“Love you forever”[4]にも、この思想を読み取ることができる。

2．社会における乳幼児の位置の変遷

では、子どもと大人との関係はいつの世においても上記のようなのかと言えば、そうではない。

子育て自体は、保育について自覚される前から続けられてきているし、子どももまた、存在はしていたが、「子ども」という成長しつつある存在が意識されたのは、アリエスの『子どもの誕生』[5]にみるように、近代になってからであると言われている。

子どもと大人の関係は、次のように変遷してきたと、今日理解されている[6]。

はじめは、子ども期に固有の意味をおかないという意味で子どもは「小さい大人」と言われ、大人の付属物としての小人（しょうにん）であった。近代になって、子ども期自体が認められ、子どもという概念が生まれ、子どもの存在が見直されるようになった。しかしそうなってからも、大人と子どもの関係は、ドゥモース[7]によれば、社会化すなわちしつけの対象になっており、20 世紀半ばからようやく助力的な様態になっ

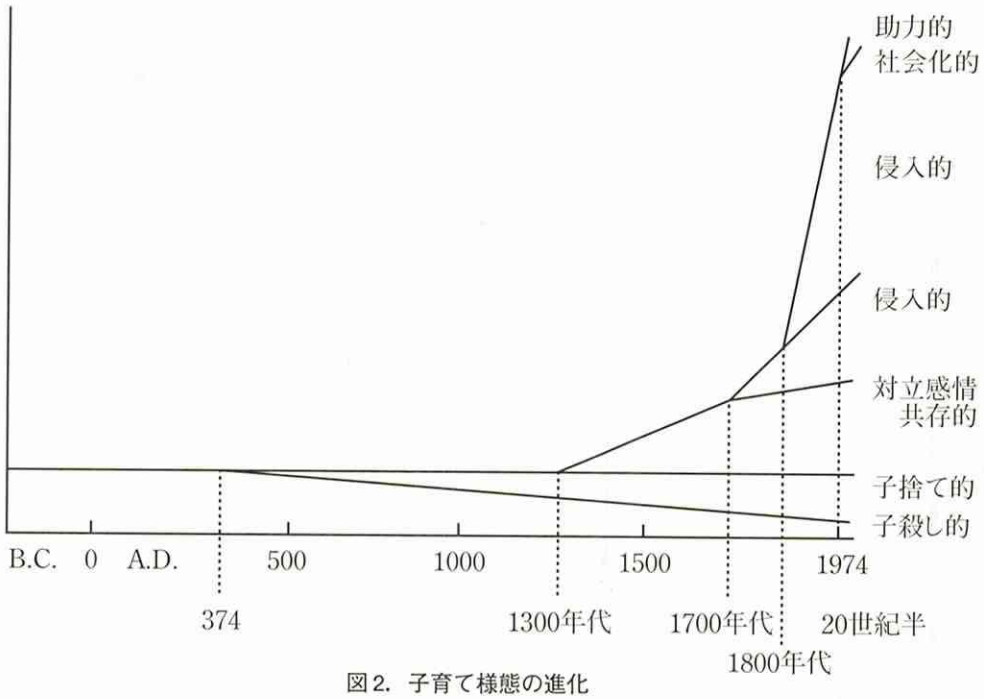

図2. 子育て様態の進化

（ドゥモース「親子関係の進化」海鳴社）

た。そして、1924年のジュネーブ宣言に始まり、48年の世界人権宣言、59年の児童の権利宣言、66年の国際人権規約、79年の国際児童年を経て、20世紀も終わりの時期になって子どもの権利条約が国連で採択（1989）され、大人のパートナーとしての位置に発展してきている。しかし、理念上は子どもの位置が大人と対等な主権者として認められた今日もなお、世界のあちこちで子どもの戦争による被害、過酷な労働や虐待などがなくなっていない。

日本においても、子どもが成長・発達途上の存在として貝原益軒などによって研究されてきたが、封建社会の中では、「人類の未来を創る」というよりは、子どもは「家」を継ぐ「お世継ぎ」的存在であった。それは、第2次大戦が終結し、新憲法のもとに生まれた新民法成立のときまで続き、子どもの中でも女の子より男の子、男の子の中でも長男が大事にされるという事態があった。

第2次大戦後は、新憲法のもと、47年には、児童育成の責任を、保護者とともに国と地方公共団体が負うことを明確に位置づけた児童福祉法が制定された。また、51年には子どもを、社会に位置づけて捉え、「児童は人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、且つ、よい環境のなかで育てられる」というように謳っている点で世界に誇れる児童憲章が制定された。したがって日本においては法的には子どもの権利条約以前から子どもを社会の一員としてとらえる見方が位置づけられていた。しかし実際には、厳しい校則などにもみるように、子どもは管理の対象となっており、意見表明の権利が認められているとは言えず、子どもの権利条約の批准（1994）は、学校など公的な場の変化に一定の寄与をしてきたものと思われる。けれども、児童虐待は後を絶たず、「競争から協創へ」と叫ばれつつも競争社会は相変わらず続き、子どもは主権者になれずに苦しんでいるという実態がある。

3. 子どもたちは訴えている

こうした社会状況は、当然子どもの心身をむしばみ、

いわゆる「問題行動」も後を絶たない。「荒れる」「キレる」という問題から今日もっとも深刻なものは子どもが子どもを「殺す」という問題ではないか。子どもを殺人者にしてはならない。

障害児教育の中で「問題行動を発達要求として捉え直そう」という視点が大切にされてきた。それは、子どもが発達してきたときに大人がそれに応えきれておらず、これまでと同じ対応をしているときに起こるということが分かってきたからである。子どもは発達してきたのでその要求を実現しようとする。そのことは少しも問題ではなく望ましいことである。しかし、要求の表現方法が分からない場合他の人の要求を侵害する仕方で実現することになる。そこに要求と要求のぶつかり合いが起こる。

次の話[8]は30年以上前のことであるが、今日でも通用する生きた原則を実によく示してくれる例になるので取り上げる。

京都の与謝の海養護学校でのこと。知的障害のある中学1年生の男子生徒が女の人の下着であるブラジャーを盗んだということで、母親が交番に呼ばれた。母親は、地域で教師と共に養護学校づくりに取り組んできていた人である。その母の対応がすばらしいのである。

「母ちゃんはほんまは赤飯炊いてもええくらい嬉しいんや。何でか言うたら女の人のものに関心持ったということは、おまえが男の子として成長してきた証拠やからや。」原則1（発達要求に共感し認める）。

「そやけど他人のもの盗ることは、どんな小さいもの盗ったかて泥棒やで。母ちゃんは悲しいてしゃないんや。」原則2（自分の悲しんでいることを伝えつつ、要求の実現の仕方がゆがんでいることについては、きちんと伝え気づかせる）。

3番目に、その母は、農家の家の雨戸を締め，自身が上半身裸になり「母ちゃんが何故これ（ブラジャー）しとるか知ってるか？　女の人はこれせんかったら、おっぱいがじゃまで、仕事がようできへんねん。そやから必要なんよ。どれおまえもしてみい。」と促して、息子にもしてみて貰った。それによって彼は自分には不要であることをこうした大胆な実践を通して納得できた。原則3（言葉によるお説教ではなく、何故その子にとっては意味がないのかを理解できるように大胆な実践で示す）。

大切なのはそれだけでおわらせないことである。こうして実践してみたことを教師に話した。教師たちは、金槌で頭を叩かれた気がしたという。つまり、知恵遅れの学校なので知恵を育てることばかりを考えていて（その当時は未だ、）人間としての性教育を教育課程の中にきちんと取り入れてなかったということに気づかされたからである。また、人間の知恵は、そのことだけからではなく人間としての様々な要求を実現していく中でこそ獲得されていくものではないかと考えさせられたからである。原則4（とり組みの教訓をみんなのものにし、次の教育に生かすよう教材化する。つまり大人の方が子どもの要求をくみ取り変革していく）。子ども、とりわけ、この話の例のように、障害児や、言葉が不十分な乳幼児は、理路整然と自己の要求を説明することができない。しかし、感情の大きさは大人と同じであり、それだけに複雑な思いの塊をうちに秘めている存在である。

「問題行動」は人間的要求のゆがんだ表現なのである。どんなに問題と思われる行動の中にも、子どもの人間的でありたいという要求が潜んでいる。

それこそが、子どもが社会に訴えている変革要求だと言えよう。これもまた、社会をよくしていくことを真に訴えている社会における乳幼児の存在の意義だと言える。

しかし、その現れがあまりにも他の人の人権を傷つけるような大事に至らないようにしていくこともま

た、大人の教育に求められている役割である。

乳幼児期から感情を子ども社会の中で、あるいは多世代の構成する生活集団の中で十分に出し合い、吹き上げて収める方法を学んでいくこと、暴力によらない合意形成の方法を学んでいくこと、これが幼児期からの教育に課せられた今日の課題のように思われる。

4. 世代間交流における乳幼児の存在

こうした力を形成して行くには、同世代が集う幼稚園・保育園の中での集団づくりという教育活動も大切であるが、同時に求められるのが多世代が交流し、その中でそれぞれの世代独自の価値をそれぞれが認め合い、自信を育て合うことができる取り組みが不可欠になる。

世代間交流の大きな特徴は相互に互恵的になれるという互恵性にある。そして、単なる互恵性ではなく、互いに相乗効果を生むというところにある。

では、多世代の中で、乳幼児を頂点とする子どもの特徴（大人はそれを「子ども心」とよんでいる）にはどんな要素が含まれているのであろうか。

「よく動く（能動性）」「期待に生きる（未来性）」「知りたがりや（好奇心）」「寂しがりや（孤独は愛せない）」「自分で（自分の可能性への信頼）」などが挙げられている[9]。

他の世代はこうした子どもの特性に出会ったとき、子どもへの優しさが育くまれ、未来への夢を共有できる思いになる。

まさにその社会の中心で乳幼児が笑うとき、他の世代に夢と勇気が湧く。どの世代にもすべてその時期にふさわしい主導となる活動があり、それはまた他の世代に影響する。高齢者の場合には、これまでに蓄積した体験があり、それを振り返りつつ、異世代に伝えるとき、輝きを増す。働き盛りの壮年期には壮年期の、また、これから社会に出ようとしている青年期にもまた青年期独自の魅力がある。

互いに自分にない異世代の存在によって自分を生かすことができ、富山市のデイケアハウス「このゆびとーまれ」の理念である「必要とされるとき人は輝く。その時本当の笑顔が生まれる。[10]」という関係が創造される。「このゆびとーまれ」では、認知症を持っていた高齢者は赤ん坊のめんどうを見ることで輝き、赤ん坊は高齢者と遊ぶことで、安心感をもって遊びを広げ、というように相互に輝き合っていた。

こうした実践は今日徐々に増えてきている。

実際地域自体には今5世代が生活している。この力を結合し、老若男女それぞれにとって互いの共生社会を作っていこうという動きも活発になってきている。

また、そうした共生の基になる他者に共感する力の芽を育てたいというところから、乳幼児（赤ちゃん）という年少児童と小中高生という年長児童が交流するというとり組みもまた着実に発展してきている。

2002年度には厚労省のモデル事業として全国5カ所で、児童館や学童保育の場で、あるいは、地域の青年の現代風若者塾の中でと、赤ちゃんと小中高生との様々なふれあい事業が行われた。筆者はその事業のアセスメントを行う研究グループに参加し、その成果を文章完成法によって確かめた[11]。それによると、参加の年長児童自身もその親も、スタッフも赤ちゃんの親も、赤ちゃんとのふれあい活動を通して多くの場合人間好きに変化しているということが分かった。

おわりに

以上4つの視点から、子ども、とりわけ乳幼児の社会における存在についてみてきた。一つの課題についてデータをしっかり出して深める方法もあったが、4点からアプローチしたために、一つひとつが不十分になったのではないかと危惧されるが、それを深めるには本稿の中で取り上げた文献を参考にして頂けたらと

思う。

乳幼児は、保育所や幼稚園だけでなくあらゆる世界に於いて、夢と希望のシンボルになる。地球の未来である乳幼児が輝いていない社会は不健全である。

大学という知の拠点においても乳幼児がその中心で赤ん坊に笑っていてほしい。はじめに挙げたお茶の水女子大学の学内における保育の場づくりも、赤ちゃんを大学に連れてくる院生や学生がいると、大学という知の拠点に赤ん坊を連れてくるとは何事かという教授がいたことから発している。いやそうではないのではないか。大学に赤ちゃんの居場所をつくり[12]、大学の中で育て、そして今や、知の拠点だからこそその中心で赤ん坊が笑い、そこに向けて人類の展望を、諸科学と実践を結合して切り開こうとして、大学という世界においてもはじめに掲げた「世界の中心で赤ん坊が笑う」の精神に焦点化してきているという。

注及び引用文献

1) お茶の水女子大には出産し子育てしつつ学ぶ院生や学生がいる。2000年5月に「お茶大の中に保育施設をつくろう」という呼びかけに賛同した教員が集まって話し合い、2001年5月に本田学長就任（2004年3月まで）により、本格的に始動し、お茶の水女子大学では、2002年10月より、付属幼稚園の中に保育施設（いずみ保育所、初代理事長 内田伸子氏・現副学長、初代施設長 牧野カツコ氏・人間文化研究科教授）が誕生した。2003年10月には『大学の中に赤ちゃんがいる』という冊子にまとめた。そして、2005年3月半ばには、幼稚園を出て学内の公務員大塚宿舎のミーティングホールを改修し、独立した施設ができ、4月からは3名の人件費がつき、無認可の女性の研究と教育を支援する学内の施設として新たに出発した。

ここでのシンポジウムとは、このように新たな出発に際して開催された記念のシンポジウムのことを指す。冒頭の言葉は、筆者もシンポジストの一人として登場させて頂いたが、そこに、この実現にご尽力された本田前学長からの寄せられたメッセージの中からの引用である。

2) H.ワロン（滝沢武久訳）「児童心理学の基本問題：Ⅲ子どもの権利」『科学としての心理学』p.188 誠信書房 1960（原著"Les droits de l'enfant" は1939年）.

3) 人間の発達過程はパラドックス（逆説）に富んでいる。子どもと大人の関係もその一つである。拙著『生活主体発達論──生涯発達のパラドックス』三学出版 2004参照。

4) 文 R. MUNSCH　絵 S. McGRAW によるカナダの絵本であり、母親が男の子に、男の子が成人して母親に、そして父親になって女の子に、気づかれないように愛の歌を歌い続ける物語りである。邦訳（岩崎出版）は出ているが、絵の方が「母の愛は（そして父の愛も）永遠」というような現在の時点における永遠の愛をモチーフとして再画されているが、原作は、人類の延々と続いてきた親世代と子世代の愛の連鎖がテーマになっている。

5) F. アリエス（杉山光信・恵美子訳）『子供の誕生──アンシャンレジーム期の子供と家族生活──』みすず書房 1980.

6) 筆者自身、子ども史、保育史、子どもの権利史などの流れを何冊かの書物にあたって、文献も入れて次にコンパクトに述べた。筆者執筆「児童とは」「児童観の変遷」日本家政学会編『新版・家政学辞典』p.848・849 朝倉書店 2004.

7) L.ドゥモース（宮沢康人他訳）『親子関係の深化』海鳴社 1990. 図は、宮沢康人『大人と子供の関係史序説──教育学と歴史的方法──』p.130 柏書房 1998.

8) 日教組教研集会障害児分科会、共同研究者（清水寛氏）報告 1970年1月.

9) 秋葉英則『乳幼児の発達と活動意欲』p.23-46 青木書店 1981.

10) 富山市にある民営デイケアハウス（施設長・惣万佳代子氏）、参考資料①NHK人間ドキュメント『笑顔の大家族』2002年5月9日）、②惣万佳代子『笑顔の大家族』水書房 2002年11月.

11) 金田利子他『年長児童と乳幼児の交流における相互発達と保護者および地域における影響についての調査研究』こども未来財団平成15年度児童環境づくり等総合調査研究事業報告書 2004年2月.

12) お茶の水女子大学いずみ保育所運営委員会『大学の中に赤ちゃんがいる──お茶の水女子大学いずみ保育所の役割──』（平成14年度教育改善推進費研究報告書：幼保連携カリキュラム開発研究──付属校園・大学の連携による子育て支援──）2003年3月、そして2005年度中に注1）であげたシンポジウムのまとめとして『大学の中で赤ちゃんが育つ』が刊行される予定であり、初代施設長の見通しによればその次は、『大学の中心で赤ちゃんが笑う』の方向になるのではないかと予想される。

キーワード：世代間交流

世代間交流とは、異世代がそれぞれの良さを活かして係わることであり、違う世代が係わることによってそれぞれの世代の良さが活かせて、互いに自己が役立っていることが確認できる。その真髄は互恵性と相乗効果にあり、老若男女が世代間交流を通して共生の地域作りをめざす取り組みである。

参考文献

草野篤子・秋山博介編「インタージェネレーション──コミュニティを育てる世代間交流──」「現代とエスプリ」2004／7

特集 乳幼児の世界

乳幼児の外界との関係

中京大学心理学部　教授　古澤頼雄（こさわ よりお）

乳幼児が生まれた直後から養育者による子育てに参加しているという表現はやや大げさに聞こえるかもしれない。しかし、それは紛れもない事実である。ここではこのことを「子どもから大人への働きかけ」という言葉によって考えていく。

まず、断っておかなければならないのは「働きかけ」という言葉の意味である。これは普通自分から相手に対して動作を仕かけることを表す。そこには仕かけようとする歴然とした意図が含まれている。しかし、ここで用いる場合、話題となる発達初期ではまだそのような意図をもっているわけではない。むしろ、乳幼児が起こす行動が様々な程度を伴って受け手としての養育者の反応に影響していくと考えた方がよい。それだけに養育者のもつ感受性によっては見過ごされもするし、送り手としての乳幼児への反応となって返され、両者間の交流を成立させてもいくと言える。

それでは、乳幼児が表すこの広義の「働きかけ」にはどのようなものがあるのか。まず、原始反射から考えていく。

1. 原始反射のはたらき

原始反射というのは乳幼児が生来的に備えている特定の刺激に対する見事な反応の総称である。実際には、ほぼ17個の原始反射をもって子どもは生まれてくる。

顕著な原始反射をいくつかあげてみる。乳幼児は掌にものが触れるとすぐさま手を握る。これは「把握反射」と言われる。この反射は極めて鋭敏で髪の毛一本が触れても起こるとまで言われており、大昔のひとの祖先が生活のためにしていた行動のなごりと考えられているが、生まれてから3～4カ月の間現れている。筆者が以前出産直後の親子関係を研究していた時に、生まれてすぐに母親の胸の上に置かれた赤ちゃんがたまたま触れた母親の着物の襟をしっかりと握りしめたことが母親の感動を引き起こしていた情景に出会った（現在本人は28歳で、アメリカの大学院で宇宙での生活が体の骨に及ぼす影響について研究している）。このようなことは様々な場面で引き起こされ、そのことが養育者からの心の結びつきに繋がる契機になっている。

母親の授乳場面でも乳幼児からの協力がそのことを円滑にしている。乳幼児が飲乳するためにはなによりも唇にものが触れるとそれを吸うといういわゆる吸飲反射と嚥下反射が機能している。吸飲反射は胎児期における指しゃぶりにすでに見られているようであるが、それはもう一つの反射、探索反射と密接に結びついている。「探索反射」というのは、唇の周辺を刺激すると頭をその方向に向けるというものである。例えば、右の頬を軽く刺激すると顔を右に向け、結果としてものが唇に触れると今度は吸飲反射に引き継がれるという具合である。筆者が最初の赤ちゃんに対する母

親の授乳過程を1週間にわたって観察したところでは、母親は最初一生懸命自分の乳首を赤ちゃんの口に含ませようとして、赤ちゃんへの授乳を促進しようとするが、2、3日経つと乳首で軽く赤ちゃんの頬を刺激し、赤ちゃんが首を回して自然に吸飲を始めるというスキルを身につけていく変化が共通に見出された。仮に万一この探索反射がなければ、母親は授乳に悪戦苦闘する日々が続くと予想される。

この他、子育てに意味をもつ原始反射に「側彎反射（抱っこ反射）」をあげることが出来る。この反射は乳幼児を両手で抱いたり、養育者の肩にもたれかけたりする時に起こる。いずれの場合も、乳幼児が大人の体にもたれかかるように少し屈みこむようになるのである。そして、このような乳幼児の胴体におこる反射が抱くときに乳幼児がすっぽりと抱く側の体に収まるような感じ（抱きやすさ）を与えることになる。このような反射がなければ、私達が子どもを抱いた時に丸太を抱えているような感じを与えることになる。

さらに、大事な原始反射として「微笑反射」を上げることが出来る。このことについては次の“社会的微笑の形成”で述べる。

2. 社会的微笑の形成

乳幼児はまだ母親の胎内にいる時から顔に微笑を浮かべる、所謂「微笑反射」を行っている。それは内因性微笑とも呼ばれて、からだの成熟や臓器の動きなどによって生ずるものと考えられている。そして、この内因性微笑は生まれてからも数週にわたって起こる。筆者らが長時間記録ビデオによって撮影したものによると覚醒・睡眠にかかわらず15分から20分間隔で生起するのを確かめた。つまり、赤ちゃんはその位の頻度で“にこっ”と笑うのである。

ところが、乳幼児のこのような動作を見た大人たちは一応にこれを原始反射に過ぎないとは捉えない。まさしくそれが生まれたばかりであっても乳幼児が快さを感じてそれを表情に表していると判断する。そこで起こす大人の反応は、「あ、笑った、笑った」という言葉となり、表情を崩して子どもに笑いかける。このような大人の反応は乳幼児の最初期の笑いがまだ社会的微笑（外因性微笑とも言う）でないことを知識として理解しているか、いないかに関わらず起こり、そのことが日々繰り返されていく。

この過程に含まれることは次のように説明できる。

原始反射としての微笑反射は顔面筋肉の動きに伴う固有知覚（皮膚接触、手足の運動、身体全体の筋肉の伸縮、内臓におこる運動、姿勢の変化によって引き起こされる内部知覚の総称、自己受容知覚とも呼ぶ）として乳幼児に知覚される一方、周囲の大人の反応（笑いかけ、言葉かけ）などは乳幼児の視聴覚を通して受容され、乳幼児に快感を引き起こしていく。そして、これらの結びつきが生後1カ月を過ぎた頃から周囲からの働きかけによって乳幼児に快感が起こるとそれを微笑という表情によって表すようになる所謂“社会的微笑”を起こす。

端的に言えば、乳幼児の示す微笑反射を周囲の大人達が最初から子どもが快さを感じて表す現象と意味づけ、そのように対応していくことによって、周囲を引きつける魅力ある笑いとなっていくのである。

3. 泣き声が伝えること

誕生とともに外気呼吸が始まり、声帯の動きとの調整が脳幹によって図られるとともに乳幼児は身体的に生ずる不快を泣き声で表す。

最初に見られるのは痛みによって表される泣きと空腹によって表される泣きである。その性質は音声分析をしてみると微妙に異なる。前者は音の周波数帯が広く、間欠的であるのに対して、後者は相対的に低い周波数で途切れなく続く。しかし、この違いを養育者が

弁別できるようになるのには多少の試行錯誤が必要となる。

そして、2、3カ月経つうちに乳幼児の泣きは大脳皮質のコントロールによってより自発的になり、いろいろな泣き方が出来るようになる。それは泣くことによって周囲に起こる変化を察知しながら、乳幼児が泣き方を変えていくからである。例えば、泣きに対して明らかに周囲が反応している動作や物音が聞こえれば、泣き声を弱めたり、泣き方を変えたりする。甘え泣きなどはその典型である。しかし、生後、4、5カ月になると泣き出した時点では性質のことなる泣き声であってもなかなか泣きやめない状況に置かれるとすべてが空腹を表す泣き方に変化していくと言われている。乳幼児が泣き続けるほど、大人がなぜ泣いているのか、理解しかねるようになるのはこのような理由によると考えられる。

4. 人の顔・表情をどうみているか

まず、乳幼児は顔の形に注目するのか、それとも相手の目に注目するのかについて考える。これまでの研究では確定的にどちらとも言えないのが現状と言える。しかし、いずれにしても人の顔ほどに生後まだ視力が十分に整っていない頃から繰り返し目にする対象はない。極端に言えば、あちらからもこちらからも同じ図形が提示され、しかも、この図形はのぞき込む時に大抵の場合、自分の位置に合わせてくれるのである(英語では、face to face と表現する)。言い換えれば、乳幼児にとってこれほどに同じ刺激が与えられることはない。このことが人の顔──中でも際立って繰り返されるのが養育者の顔である──に関心をもつ一つの理由であろう。

もう一つの理由は、乳幼児が出会う顔は決して能面ではない。まばたきもすれば、目を見開いたり、頬を膨らませたり、口をすぼめたり、とがらせたり、さらには声を出して話かけもする。そして、それらの顔の動きは乳幼児が示す行動に対応して見事な同期を示すのである。

このような顔の動き、すなわち、表情それ自体がコミュニケーションの役割を果たしているならば、相手の表情の違いも当然こちらに影響を及ぼす。それは、まず相手の表情を区別できることによって始まると考えられる。このことを確かめるためには、乳児にある表情を凝視させてから、乳児が飽きてきたと判断される時点で、別の表情を示しても凝視が持続するかどうかを調べる方法を用いる。もしも、2つの表情に対して同じように凝視が成立するならば、乳児はそれぞれを区別していると判断できる。

それでは、乳児はどのようにして表情を区別できるようになるか。山口(2003)は、国外での先行研究をもとに表情の区別は、図1に示すように、快・不快と覚醒・眠りの二つの次元に分けて考えられると述べている。それによると、生後3カ月の乳児を例に考えるならば、区別できる表情の対は、覚醒と眠りの軸をもとにして始まると見なされる。なぜならば、この軸は、眠りの方が表情の動きが小さく、覚醒の方が大きいので、この動きの大小の違いがはっきりしているもの、微笑みと怒り、微笑みと驚き、驚きと悲しみなどが区別しやすいのに対して、悲しみと微笑みの対は、両方ともに眠りの側にあって、見た目の違いが区別しにくいものと判断できるというのである。

さらに、乳幼児が表情を区別できることは、それぞ

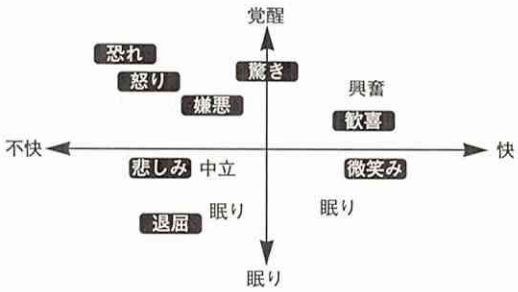

図1. 表情の意味次元(山口、2003)

れに対応した違った反応を引き起こすことになる。言い換えれば、相手の表情に表われた感情を参照しながら、自分の行動が形成されるということである。この現象を「社会的参照」と呼ぶ。

それをはっきりと示すのは、次のような実験がある。まず、実験室に図2のような断崖の上に強化ガラスをのせた装置を作る。実際は平面ですが、子どもは視覚的に断崖を経験することになる。そして、這い這いする6～8カ月の子どもを台に乗せて、その上を渡らせるのであるが、その際に、子どもが進んでいく方向に大人がいていろいろ表情を子どもに示すようにした。その結果、大人が楽しそうな表情をしていると、子どもはものおじもせずにその上を渡ったが、大人が怖そうな表情を示していると、子どもは尻ごみしてしまって、その上を渡ろうとしなかった。つまり、子どもは自分のいる状況を理解するのに、大人の表情という情報を積極的に取り入れて、行動をコントロールしたものと考えられる。

次のように言うことができる。乳幼児はどう行動するか判断に迷うような場合――ここでは、なんとなく怖そうだと思える――で、周囲の頼りになる人からの判断を求める。その判断が、「大丈夫、やってごらん」というものであるならば、子どもは行為を続けるし、「だめだめ、とても怖いよ」というものであるならば、子どもは行為を続けなくなる。実験では、表情という信号を用いていたのであるが、実はことばでいわれているのと同じものと考えることができる。

「大人の顔色を読む」という子どもの行為もこの延長線上にあることと理解できる。子どもが大人からの禁止や抑制にさらされることが多く、自分でのびのびと振る舞うことができない状況にいる場合には、大人の表情という指示がその場でなによりも適切とされる行動を起こすための手がかりとなる。

表情の区別が日常の生活経験に影響されることは、

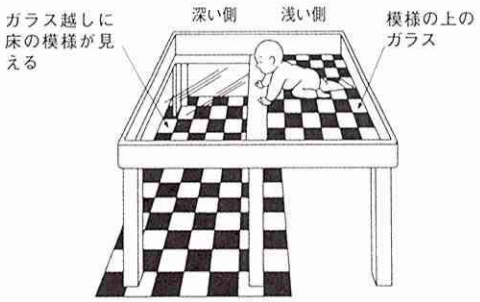

図2. 視覚的断崖の実験装置（Gibson & Walk,1960）

養育を放棄された子どもがひとの表情を“悲しい”と判断しがちであることや虐待を受けた子どもがひとの表情を“怒り”と判断しがちで悲しみや嫌悪といった表情と区別するのが難しいことなどから明らかである。そこでは、子どもは目にする機会がより多い表情に判断が引きずられる傾向にあることを示している（山口、2003）。

まとめ

乳幼児は生まれた時から原始反射に始まる様々な行動を通して周囲に働きかけている。それは幼いながら自分の人生を歩みはじめた明確な証拠であるが、同時に自分にどう答えてくれるかという問いでもある。ここでは限られた諸相を述べたに過ぎないが、そのひとつひとつに周囲がどう応じていくか、言換えれば、どのような関係を成立させるかが乳幼児の心の発達を支えていく。

参考文献

柏木恵子・古澤頼雄・宮下孝広（2005）：
「新版　発達心理学への招待」ミネルヴァ書房
山口真美（2003）：「赤ちゃんは顔をよむ」紀伊国屋書店

キーワード：社会的参照

乳幼児は初めてのひとに出会ったり、不慣れな場面におかれると自分が取る行動の手がかりをその場にいる親しいひとが抱く感情に求める。そして、親しいひとの感情が示される表情や動作、言葉かけが自分を安心させるならば積極的に行動し、不安を抱かせるならば消極的な行動を取る。このように社会的手がかりを参照しながら、乳幼児が自分の行動を決めていくことを「社会的参照」と言う。

特集 乳幼児の世界

乳幼児にとって心地よい環境とは

神愛保育園　元園長　中林節子（なかばやしせつこ）

1. はじめに

乳幼児が育つ生活の場としての望ましい環境が問われるようになって久しく、これまで児童福祉・児童教育を専門とされる多くの先生方が、その著書の中で大きく取り上げている。保育園時代、私もそれらの中から多くを学ばせていただいた一人だが、ここでは、スウェーデンの保育に出合う機会によって再確認した「私たちと日々生活を共にする乳幼児にとって居心地のよい環境とは何か」について触れてみたい。そして、そこから長い時間をかけて職員一人ひとりと共に創り上げた保育現場からも少し書かせていただこうと思う。

2. スウェーデンの保育に触れて

10数年前、私はスウェーデンの保育園見学と実習プログラムが組み込まれた研修に参加する機会に恵まれた。東京の民間保育園に勤めて10数年、当時私は主任という役割を担っていた。

ストックホルムの郊外にある保育園で体験した数日間の生活は、驚きの連続であった。その驚きが、幼い子どもたちと生活を共にする保育者として、また一人の人間として、自分自身を振り返り、問い直す機会となった。そして同時に、子どもの日々の生活の場である環境を考える契機になったように思う。

0歳から6歳の子どもたちは昼間のほとんどの時間を保育園で過ごす。その保育園の環境は、国や文化の違いはあったとしても、それまで見てきた日本の保育園のものとは大きく違っていた。

ところどころに遊具が配置された広い園庭を一歩出ると、林や森へと小径が続く。その小径も林の中も、子どもたちにとっては、探索や探検など興味尽きない格好の遊び場であり、ごく身近かな自然との触れ合いの場でもあった。おもしろい形の木の枝、木の実等を持ち帰り部屋を思い思いに飾る。木の実を染料にカーテンを染めたり、お気に入りのお花を自然な色のままのドライフラワーに仕上げたり…部屋中に、自然との日常的なかかわりの中で子どもたちが身につけた知恵や楽しみがあふれていた。子どもたちの通う「昼間のお家」としての保育園には、子どもたちの居心地の良さが至るところにあふれていたのだ。

年齢ごとのお部屋や担任は一応決まってはいたが、毎日の生活の中で子どもたちは、大きなお家の中を何処にでも出かけて行き、その場にいる大人と共にゆっくりと過ごすことができるように考えられていた。どの部屋にも家庭にあるような家具がある。ソファ、ダイニングテーブルと椅子、食器棚やオーブン…。ジュータンの上には低いテーブルやクッションが、本棚には絵本や大人の本なども一緒に並び、ソファに座って子どもも大人もそれぞれの本を見ながら、楽しそうに会話を交わしている。室内の遊具は、基本的には木製

の落ち着いた色合いのものが多い。低い棚やテーブルには子どもたちの年齢とその時々の興味に合わせたキッチンセット、乗り物、人形そして積み木やパズル、ゲーム等が置かれていた。子どもたちは、広い大きなお家の何処に何があるかをよくわかっており、異年齢の子どもたちが交わりあって、興味ある遊具の置かれた所を自分たちの居場所と決めているようだった。

教材は、4、5歳の子どもたちからも見える場所にレイアウトされていた。その時々に作りたいもの、使いたいものを近くにいる大人に伝えて指さして取ってもらう。子どもたちはすぐにそれらを手にすると、低いテーブルの上で、思い思いの発想で製作に熱中する。

登降園時、昼食時、午睡（昼寝）時には子ども同士誘い合って「自分のお部屋」へと向かう。乳児は保育者が迎えに来ていた。

ここで、この実習中、特に印象深く、10数年たった今も私の記憶に鮮明に残っている場面をいくつか紹介してみたい。

(1) 昼食時に

各部屋のダイニングテーブルに、7、8人の子どもたちと保育者一人が席に着き、弟妹がいれば1歳から、家庭にいる時と同様、その兄、姉の隣で一緒に食事をする。

テーブルの上には、メインディッシュ、パン、チーズ、野菜のお皿、そしてポットに入った牛乳。子どもたちの前には、お皿とミルクカップが置かれ、ここから食事が始まる。メインディッシュ、パン、野菜、チーズ、バターの入ったお皿や牛乳が順々に回され、自分のお皿やカップにそれぞれ取り分け、皆に回り終わるのを待つ。幼い弟妹には、その兄、姉が自分の分と一緒に取り分けてあげている。

大好きなメインディッシュのグラタンをたくさん取った子がいた。その子に保育者が「少し多すぎない？みんなに回るかしら？」とやさしく声をかけた。うなずいて、自分のお皿から取りすぎたグラタンを大皿に戻す彼。その後、保育者と私を含めて、テーブルの皆にひと回りした後に残ったものは、おかわりをしたい子どもたち皆で分けあっていた。

この食事場面の体験は、私には驚きであった。日本では、予め給食室で一人分づつ盛り付けられたものが子どもたちの前に出されるのが当たり前である。そんな食事スタイルに慣れ、特に疑問を抱くこともなく今まで過ごしてきていた自分に気づかされた。スウェーデンの子どもたちは、毎日の食事を通して、自分でお皿に取り分けることで自分の食事量を知り、また、一緒に食事をする人への心配りや人を思いやる気持ちも当たり前のこととして身につけていたのだ。

(2) 一人ひとりを大切に

この園には、8カ国の子どもたちが在籍しており、そのため8カ国の保育者、職員が配置されていた。国が違えば、文化、言葉、生活習慣等の違いは当然のことである。だから、子どもたちが心地よく過ごすために、同じ文化、同じ言葉、同じ習慣を持つ人が一緒にいて当たり前、となっているのだ。そして毎週のプログラムの中に、母国語の学習時間が盛り込まれ、8カ国の子どもたちは、それぞれの国の先生から、母国語を学んでいた。このような多国籍の子どもたち一人ひとりへの配慮があることを知らない私は、ある昼食時に保育者に質問をした。「食前のお祈りは？」と。すると彼女は「お祈りは、それぞれの心の中で――。多国籍の子どもたちが集まっているので、宗教も違うのです」と答えてくれた。

(3) あたたかく、やさしい空気、人のかかわり

午後3時には暗くなりはじめるスウェーデンの冬。寒さは厳しく、凍てつくような外から、一歩園内に入ると、そこは、あたたかく、やさしい、子どもたちの居場所となる。その中心となるのが子どもたちと生活を共にする保育者〈大人たち〉のあたたかさ、やさし

さであったように思う。

子どもたちの声でいっぱいの園内に、大きな声はもちろんのこと、大人の声が聞こえて来ない。正確に言えば、耳につかないと言うことなのだろうか。子どもの近くで、子どもたちと一緒に過ごし、遊んでいる時の保育者の楽しそうなこと。子どもとの会話、笑顔、笑い声、子どもたちに寄り添い、その成長を支え、共に生活をする大人としての役割を担いながら、保育者として子どもと居る生活そのものを楽しんでいるように見える。子どもたちに必要な注意の声かけも、最低限の言葉を選び、子ども自身が考えることに視点を置いている。その子に届く声の大きさ――低く小さな声には保育者たちの思いが込められている。昼食時にメインディシュを多く取り過ぎた子への対応のように。

子ども同士の喧嘩が始まった。しかし保育者たちの視線はやさしく、年齢の高い子どもたちであったこともあるが、話し合いで解決に至る長い時間の最後まで、近くで二人の様子をじっと見つめ、口を挟むことはなかった。二人の子どものそれぞれを理解し、信じ、大人の役割は、ここでは「待つこと」なのだということが見ていた私にも理解できた。

短いスウェーデンの研修から、私は多くを学んだ。子どもが心身ともに健やかに育つ場としての自然を含めた保育室内外の環境が持つ意味、そしてそれらが子どもに与える影響を考える機会となり、環境としての人とのかかわりの大切さを再確認する場ともなった。子どもの今だけでなく、当たり前に一人の人間として育つことを支え、見守り、子どもの前を、後をそして横を歩む大人たちの存在が子どもの育ちにとっていかに大切なことか。そしてそれらすべてを含めて、子どもの育ちの場「昼間のお家」がスウェーデンの保育園の姿だった。

3. 学んだことを保育に生かして

私の在籍した保育園は、創設後50数年のうち40年を同じ施設長の下で保育を行っていた。視点を子どもたちにしっかり当て、施設長を中心に職員の一人ひとりが、この園の保育を創っているという意識を培ってきた。児童福祉の立場に立って、必要とする子どもは、もちろんのこと、どんな子どもでも受け入れることのできる職員集団として、あるべき保育の姿を追求してきたのだ。

最も早い時期からの統合保育から始まって、0歳児、延長、育児相談、子育て支援センター、緊急一時保育等々の各保育…。それらを通して子どもたちにとって真に求められる保育の姿とは何かを見直し、そのために職員一人ひとりの意識を変え、意欲を持って仕事に向かうための、職員のための学びの機会も継続して持っている。学ぶことは変わることにつながる。園内外の研修に力を入れ、1年、2年と同じ講師のもとで園内研修等を行い、学んだことを職員間で確認し合いながら、子どもたちへ返していくという作業を積み重ねてきた。保育の方向が変わる時の職員の抵抗が強ければ強いほど、学びは深まり、自分を変える契機となり、毎日生活を共にする子どもたちの姿が今行っている保育の確認につながる、という経験を職員は数多く積んできた。目の前にいるこの子どもたちが、安心して過ごすことのできる、楽しくて、大好きな、明日も必ず来たいと思えるような乳幼児の居場所作りに向けて、この場を必要とする地域の親子、また、大人たちにとっても居心地のよい場になるようにと、丁寧に、時間をかけて、時には痛みも伴いながら見直しをすすめてきた。その結果、あたたかくて、やさしい今がある。

私がスウェーデンで学んだことの多くも、ずっと以前からこの園の考え、方針であったかのようにすっかり根付いている。

しかしスウェーデンとの大きな違いは、室内外の環

境である。

戦後のドヤ街に子どもの昼間の居場所として創られた小さな保育園。そこには今も園庭はない。子どもたちに、自然の中で、戸外の空気、太陽のもとで過ごせる時間を少しでも多くと、保育者は子どもたちの年齢に合わせた公園を選び毎日出かけて行く。川風の心地よい安全な遊歩道をゆっくりと探索する。0、1歳の子どもたちまで。冬の最も寒い時期も、場所を選んで、できる限り「一日一度は戸外」の毎日だ。

室内は「昼間のお家」を基本に、決して広くはないそれぞれの部屋を如何にしたら広く使えるかを考え、ソファを置き、子どもたちが休める場を作り、壁面装飾はせず、子供たちの作品や絵を飾ることに心がけている。ベランダでは花や野菜を育てている。収穫してお部屋で調理して食べる活動を楽しみに子どもたちは種を蒔く。子どもたちの興味を呼び、遊びを広げ深める遊具は、できる限り手作りや木製のものをと心がけてはいるが限界のあることも感じている。しかし、子どもにとって心地よい環境を考え、作り出すのも、心地よい環境そのものになり得るのも、共に生活をする自分たちであると言う思いは、今も変わらずに私は持ち続けている。

子どもたちの今を、そしてその先につながるこれからの育ちをしっかりと見つめて進む保育者、そしてその歩みを支える職員たちが、子どもにとっての最も心地よい環境そのものであると考えている。

さいごに、3年前の0歳児クラスの日誌から、二人の担任がそれぞれに子どもの心の動きを捉えた日誌を紹介して筆を置きたいと思う。

…今朝、まだAしかいない早い時間に、年長のMが、登園してきたが何やら様子がいつもと違う。無口で涙をこらえているようだった。「Mちゃん、元気ないね。何かイヤなことがあったの？」と聞くと、「ウン」とうなずくだけで話そうとしない。こちらもそれ以上聞かずに傍らにいたのだが…。Aもそんな雰囲気を感じてか、少し寂しそうな表情になる。するとMが「Aくんも私と同じ気持ちなんだよねえ～」とつぶやき、Aとかかわりはじめた。するとAは嬉しくて笑顔に。そんなAにMもいつの間にか元気と笑顔を取り戻していた。Mの気持ちを分かってやることはできなかったが、小さな子どもも、大人が小さい子に対して抱くかわいさ、愛しさに、励まされるということがあるのだと気付かされた。

もう一編は9月の戸外での日誌から。

…SとRと日陰を捜しながら公園へ出かけた。公園内を散歩していると、少し強めの風。公園と団地の境にいると、その風にのって一枚の落ち葉が流れて行った。その様子を見ていたSが落ち葉のたまった場所へ行き、手ではらうようにして葉を動かし、次に片手で葉をにぎり、顔のあたりで離す。すると葉は、上手く風にのって手から流れていく。すると今度は、両手で葉を取り、放り投げるようにして葉を飛ばした。沢山の葉が空を流れ、地面を走る。Sは嬉しそうに落ち葉と遊んでいた。ふとした時のことをSは見逃さず「おっ」と心動かされたのだが、大人が落ち葉を空に放って誘いかけたのではなく、自然からの誘いかけがあったからこそ、Sもいろいろな方法で落ち葉と関われたように思う。

お読みくださるお一人おひとりに、乳幼児にとって心地よい環境とは何かをお考えいただくことができればと願っている。

キーワード：昼間のお家

スウェーデンでは昼間のお家＝保育園と言うことでした。日本では古い園舎をそのまま使わざるを得ない所も多く、建物の構造上変えられなくても、考え方を子どもにとっての「昼間のお家」と変えることにより、トイレの使い方、壁面の考え方、食事、午睡（昼寝）のあり方等々、子どもにとっての生活から、心地よい環境に向けて考えることができるのではないかと思う。「昼間のお家」＝「保育園」は、保育が変える方向性を示しているのではないだろうか？

特集 乳幼児の世界

乳幼児の対人関係の発達

青山学院女子短期大学　専任講師　菅野幸恵（すがのゆきえ）

1. 養育者と子どもとのかかわり

(1) 胎児期における人とのかかわり

乳幼児の発達における対人関係の重要性は言うまでもなく、子どもはさまざまな人とのかかわりのなかで発達する。人とのかかわりは胎児期からすでに始まっている。そのきっかけとなるのが、胎動である。胎動は妊婦が我が子の存在を直接感じることのできる数少ない機会である。胎動を感じた妊婦は、おなかをさすりながら胎児に話しかけ、胎児の動きからその内的状態を読み取ろうとしたり、胎動を胎児からの応答としてとらえたりする[1]。妊婦はそのような胎動への意味づけによって、胎児を自分とは別の意志をもったひとりの人間として意識し、生まれくる我が子との関係を形成し、第三者をもそのやりとりに巻き込んでいく。

(2) 手探りではじまる関係（新生児期から2カ月）

今からおよそ30年前まで、生まれたばかりの赤ん坊は、何かを見分けたり聞き分けたりすることのできない、無力な存在であると考えられてきた。しかし1970年頃から新生児に関する研究が進み、生まれたばかりの赤ん坊でもそれまで考えられていたよりずっと高度な能力をもって生まれるということが明らかとなった。とくに、人の顔と顔でないものを提示すると人の顔をよく見、いろいろな音の中でも人の音声に対して反応するなど、人の刺激への指向性はかなり早い段階からみることができる。また、乳児の泣きや微笑み、発声、追視、抱きつきなどの行動は、愛着行動[2]と呼ばれ、養育者との関係を作り、世話を引き出す行動として重要視される。このような子どもがもって生まれる対人的な指向性は対人関係を形成していく上で重要である。それは養育者の応答が加わることによってより豊かなものになる。

初めての子どもが誕生してしばらくの間、親と子のかかわりはお互いのしっくりするやりかたがうまくつかめず、とてもぎこちない。子どもが泣くと養育者はミルクを与えたり、オムツの交換をしたり世話をする。しかしそれでも泣き止まないと、新米の養育者はなぜ子どもが泣いているのか、どうしたら泣き止むのかわからなくなってしまう。そこで姿勢を変えたり、抱きながら歩き回ったりしてなんとかしてなだめようとする。手探りの状態で過ごすなかで、すこしずつこつがつかめしっくりいくようになる。居心地がよくなり、満足な状態になると子どもは「満ち足りた」「気持ちのいい」表情やしぐさをする。その気持ちは養育者へ伝わり、それが子育ての自信となる。生後すぐの子どもと養育者の関係は共生的であるといわれることが多いが、両者ははじめから一体なのではなく、かかわりを積み重ねることによって徐々に共生的な関係ができあがっていくのである。

生後1カ月を過ぎて2カ月近くになると、子どもの目つきがしっかりしてきてときどき目が合うようにな

り、泣き声以外の発声もみられるようになる。乳児が発声しているときに対面し乳児の発声を同じように繰り返してやると、まるでやりとりをしているように思える。実際子どもも母親からの応答を期待しているようで、3カ月児を対象にしたある実験によると、自分が発声してしばらくしても母親の応答がないと再度自ら声をあげ、母親に呼びかけるような行動をすることがあるという[3]。

(3) 微笑でつながる関係(3カ月頃から)

3カ月を過ぎると、子どもは人の働きかけに対して目を細めながら口を大きく開け満面の笑みを浮かべるようになる。社会的(3カ月)微笑の登場である。そのような笑顔に大人もおのずと微笑みを返し、お互いの気持ちがしっかりと通じ合う感じになる。この通じ合う感触は、その後の身近な二者関係における情動的交流の原点となる[4]。4カ月を過ぎ、離乳食をあたえるようになると、養育者は「アーンして」といいながら自らも大きな口をあけるような行動[5]を示したり、苦いものを口に入れて顔をしかめた子どもをみて、自らも顔をしかめて「苦い」という表情を示したりする。このような行動は養育者と子どもの気持ちのつながりがあってはじめてみられるものであり、これまでの間に培われた一体的な関係をみることができる[6]。

しかし養育者と子どもとの関係は常に一体であるのではない。子どもがぐずる、泣くなどネガティブな状態にあるとき、養育者はそれを受け止めおさめようとする。それでも泣き止まないと、「なぜ」「どうして」と考えながら、なんとかしてその状態を沈静化させようとする。あまりにネガティブな状態が長引くと養育者もいらいらしたり、焦ったりしてしまうこともあるだろう。しかしそこで投げ出さずに目の前の子どもと向き合っていくことによって、子どもの気持ちも収まっていく。子どものネガティブな状態は、養育者に不快な感情をもたらす(イヤだ、困った)こともあるが、それを契機に子どもの発達の状態や自らのかかわりについて振り返ることができる[7]。

養育者と子どもの間の気持ちの通じ合いや、子どものネガティブな状態に養育者が向き合っていくことを通して、子どもは養育者を「安心できる」「信頼できる」人であると認識し、養育者がそばにいくだけで泣き止み、反応を期待するようになる。養育者も子どもとの気持ちのつながりや自分に対する特別な反応を通して、子どもへの親和的感情を膨らませ養育者としての自信をつけていく。

(4) 子どもの能動的なかかわり(9カ月頃から)

生後9カ月頃から子どもと周囲の人との関わりに新たな変化がおとずれる。これまでの対面的な関係から、物を介した人―物―人の三者のやりとりが可能となる。たとえば親が注意を向けたものに子どもも注意を向けたり、「ちょうだい」と大人が手を出すとそれを渡し、「あげる―もらう」という物のやりとりができるようになる。

子どもの行動に意図が感じられるようになり、養育者のほうから誘いかけをするのではなく、子どもからの働きかけを待ったり、子どもの行為に「じょうずねえ」などと声かけをしたり、できないところだけ手助けをしたりというかかわりになってくる。子どもも他者の意図を感じ、他者の視線を意識した行動がみられるようになる。自分が遊んでいるものを持ち上げて「みてー」といわんばかりに微笑んだり、偶然子どもが何かを落としたときに大人がびっくりした反応をすると、その反応を期待して大人のほうをちらりと見ながら物を落としたりする。また新奇な状況や予想しない状況にとまどったときなど養育者の顔をみて判断を仰ぎ、自分の行動の指針として養育者を利用する。身振りによって自分の思いを的確に伝えることも可能となり、やりとりにおいて子どもが主導権を握ることが多くなってくる。このような自分の行為に対する他者

からのフィードバックや自分がイニシアチブをとるやりとりを通して、子どもは自分に自信をもつことができ、それが〈わたし〉というものの基盤となる。

(5)〈わたし〉というもののなりたち

（1歳半前後から2歳半、3歳）

1歳半をすぎるころから、子どもは自分の思いを強く示すようになる。階段の昇り降りをひとりでしようとするなど、なんでも「ひとりで」「じぶんで」ということを主張したり、これは「○○（自分の名前）の」「こっちはパパの」といって所有者を示すような発言をしたりするようになる[4]。さらに2歳を過ぎると、ことばを使ってはっきりと自分のしたいことを主張するようになる。いわゆる第一次反抗期の現れである。これは〈わたし〉というものが子どものなかに出来上がってきた証拠であり、同時にこれまでの共生的な養育者との関係から自立し始めることを意味する。養育者もここであらためて子どもを自分とは別のひとつの主体であることを再認識すると共に、子どもの要求が許容範囲を超えてくると、これまでと同じように子どもの気持ちを受け入れることができず、時には強く叱ることも出てくる。しかしそこで子どもを全面的に否定するような関わりをすれば、せっかく芽生え始めた子どもの自己が縮こまってしまうので、子どもの気持ちを受け止め子どもの主体は尊重しつつ、制止や禁止をしていくことが重要である。それにより子どもは主体を自らの内に閉じ込めることなく、周囲との関わりのなかで自己を発揮していくことができる。そして、自分の気持ちを受け止めてくれる存在として養育者を自らの内部に取り込むことができ、自立への道を歩むことができるのである。

(6)〈わたし〉の世界の確立

3、4歳になると、何に対しても反抗するということは少なくなってくるが、ことばをつかってたくみに自己を主張するようになる。大人の使っていることばをうまく取り込んで、他者との関係や自分の行動を調整しようと試みる。また自分の内的な世界を意識し、大人からの期待や評価を気にするようになる。そのため養育者が何かをたずねても「ないしょ」「教えない」という答えが返ってくるようになる。このころになると、幼稚園や保育園の友だちと遊ぶ約束をしてきたりと、親の知らない子ども独自の世界が徐々にできていく。

2. 仲間との関係

一般に乳児期後半から家庭以外で人との関わりをもつようになり、月齢の近い子どもとの関わりが出てくる。同年代の仲間は大人のように自分の気持ちを受け止めてはくれず、お互いの思いがぶつかり合うことになる。しかし子どもはそこから、自己や他者の理解を深め、社会のルールについて学んでいく。

子ども同士が関わりだしてまもなくのころは、お互いに相手の存在を無視しているかのようにふるまうことが多いが、そのうちに相手のしていることやもっているものが気になり、やりとりがみられるようになる。ただ1歳代では、やりとりといっても、結局はものの取り合いになってしまうことが多く、養育者が介入することになる。2歳を過ぎるとお互いの気持ちの主張が強くなるので、自分の思い通りにならないと相手を叩いたり、噛みついたりすることもある。攻撃的な行為は好ましいものではないが、自己主張の現われでもある。いけないとただ制するのではなく、別のやり方で交渉する手段を伝えていくことが大切である。そのなかで子どもは自己主張のしかたを学び、自分の思いを調整しながらかかわることができるようになってくる。

子どもたちのかかわりのきっかけをみていると、すでに遊んでいる子どもの様子に気づき、そこに引き込まれるようにして近づいていき、結果としてその子が遊んでいるものをとるという形になってしまうことが

多い。遊んでいる子どものかもし出す雰囲気が「楽しそう」「おもしろそう」という形で伝わり引き寄せられ、遊びが広がっていくことを、山本[8]は遊びの伝染と呼び、集団遊び形成の出発点であるとした。そして4、5歳になると大人が介入しなくても相互に行動を調整しあいながら、遊びを発展していけるようになっていく。

3. きょうだい関係

きょうだいの誕生（あるいは妊娠）をきっかけに、わがままになったり、養育者がきょうだいの世話をしていると邪魔したり、自分も赤ちゃんのようにふるまい、同じように扱ってもらいたがったりすることがある。赤ちゃん返りは困ったこととして受け取られることが多いが、赤ちゃんの真似をすることによって生じていることも多く、赤ちゃんに関心が向けられていることの証拠である。きょうだい誕生前後の子どもたちの混乱は、数カ月後には見られなくなり、かわって幼いきょうだいへの関心や愛情がみられるようになる。

きょうだいとのかかわりは、保育園や幼稚園に行く前の段階で、対等に近い人間関係に出会うチャンスである。また子どもは、養育者と自分の直接の関わりのなかだけではなく、養育者ときょうだいの関わりのなかからも多くのことを学ぶ[9]。

4. 異年齢の関係

異年齢の仲間との関係において、下の子どもは上の子どもにあこがれ、「かくありたい」という気持ちが芽生える。上の子どもは下の子どもとの関わりを通して、幼いもの、いのちあるものをいたわり、その育ちを援助する気持ちを形成していく。

しかし、現在の子どもたちの人間関係をみていると、同年齢の関わりが中心で、異年齢の関わりはあまり見られない。今子育てをしている世代の多くは、結婚あるいは子どもの誕生後移り住んだ地域で子育てをしている。そこには昔からの知り合いなど当然おらず、子育てをしていくなかでよこのつながりはできていくが、たてのつながりは形成されにくい。よこのつながりだけでは子どもたちの対人関係が充実しているとは言えない。たてのつながりをどう結びつけていくのかが私たちの課題である。

参考文献

(1) 岡本依子・菅野幸恵・根ヶ山光一　2003　胎動に対する語りにみられる妊娠期の主観的な母子関係：胎動日記における胎児への意味づけ　発達心理学研究，14，1，64-76
(2) Bowlby,J　1969　Attachment and loss. Vol.1 Attachment. Hogarth Press.　黒田実郎・大羽蓁・岡田洋子・黒田聖一（訳）　1976　母子関係の理論1　愛着行動　岩崎学術出版社
(3) 正高信男　1993　0歳児がことばを獲得するとき　中公新書
(4) 鯨岡峻　2002　〈育てられる者〉から〈育てる者〉へ　関係発達の視点から　日本放送協会
(5) 根ヶ山光一　1995　子育てと子別れ　根ヶ山光一・鈴木晶夫（編著）子別れの心理学　福村出版
(6) 鯨岡峻　1999　関係発達論の展開　ミネルヴァ書房
(7) 菅野幸恵　2001　母親が子どもをイヤになること：育児における不快感情とそれに対する説明づけ　発達心理学研究，12，1，12-23
(8) 山本登志哉　2000　群れはじめる子どもたち　岡本夏木（編著）年齢の心理学　ミネルヴァ書房
(9) 無藤隆　1992　子どもの生活における発達と学習　ミネルヴァ書房

キーワード：情緒的交流

「楽しい」「うれしい」という気持ちによってお互いがつながりあう感覚は、対人関係を形成する上で重要である。それは初期の子どもと養育者の関係や、仲間との遊びがはじまるきっかけにみることができる。しかし人とのかかわりにおいて、ネガティブな情緒を表出できることも、大切である。お互いの思いをぶつけ合うことによって、相互の理解が深まり、ともに生きることができるのである。

特集 乳幼児の世界

乳幼児にとっての遊び

園田学園女子大学 講師 西谷香苗（にしたにかなえ）

1. 乳幼児における遊びの意味

遊びとは、カイヨワらが定義するように、本来遊ぶこと自体が目的で、自由で自発的な行為であり、楽しさ、面白さを追及するものである。特に乳幼児においては、結果よりもプロセスに重点が置かれるものであるが、なによりも心身の発達にとっては不可欠のものだといえよう。

乳幼児の遊びの効用としては以下のようなものがあげられる。

①手指や身体を使うことにより、運動能力や身体的発達を促す。

②様々な感情体験をすることにより、情緒的発達を促したり、ストレス・緊張を発散させる。

③想像力や創造力を養い、知的発達を促す。

④他者とのやりとりを通して、ルールや人間関係を学び、社会性を育てる。

ただし、これらのことは遊びの結果として身につくことであり、効用を意図するあまり子どもの状況を無視し、大人が強制的に押し付けると、「自発的で楽しい」という本来の遊びからは大きく外れることになるので注意を要する。

2. 子どもの発達と遊び

(1) 感覚・運動遊び

乳幼児の遊びは心身の発達と大きく関係している。乳児は初めは自分の身体へ、徐々に外界に対して興味・関心を向けていくが、その過程で様々な感覚や運動を刺激するような遊びを展開する。最初は手や足を打ち合わせたり、音の出るガラガラを握りしめたりして視覚、聴覚、触覚を用いて楽しんでいるが、発達とともに自ら手を伸ばしてつかんだり、なめたりと能動的に働きかけるようになる。その結果得られる「快」の感情でこれらの行動はますます盛んになり、いわば相乗的に遊びは展開される。

それは人に対しても同様である。生まれたばかりの乳児は、人の声や顔に反応し、3カ月ごろからは自ら大人に働きかけ、また、あやされたりすると笑う等、大人との相互交流を持つようになる。この時、乳児からの働きかけを大人が常に無視すると、子どもはだんだん自ら働きかけなくなり、無表情になる。

乳児期は人への信頼感を形成する時期であり、乳児は言葉で表現しなくても大人の愛情は全身で感じ取るものである。できるだけ言葉かけをしたり、あやしたりしてお互いの気持ちのやりとりをすることが大切である。それは遊びを通してするのが適している。

この時期にふさわしい対人遊びは、「いないいない、ばぁ」や「たかいたかい」、あるいは肉声で歌うわらべうたや「一本橋こちょこちょ」などのふれあい遊びである。これらの遊びは、くすぐったり揺らしたりなどの刺激で乳児の感覚に刺激を与えながら大人との感

情交流を楽しむものであるが、大人からの一方的な働きかけではなく、表情をみながら子どもが楽しめるようにすることが大切である。

1歳を過ぎ、子どもがはいはいや歩行などで移動できるようになると、子どもの行動範囲や興味・関心はさらに広がり、いわゆる探索行動的な遊びがより増えてくる。たとえば、室内滑り台の斜面をはい上ったり滑り降りたり、砂場や散歩などの外遊びに興味をもつようになる。手指の細かな動きもできるようになり、ボールを転がしたり、太鼓たたき・紙破り・ラッパ吹きといったより複雑、変化に富んだ遊びができるようになる。

この時期は身近な人との交流をより積極的に求めてくるので、大人が身体を使った「飛行機ぶーん」をしたり膝にのせて遊んだりとスキンシップを持ちながら身体運動的に遊ぶとよい。子どもの後ろから大人が追いかける「まてまて遊び」も子どもは大好きである。

このようにして1歳半ぐらいまでには、感覚に刺激を与えながら大人との交流を楽しむ感覚遊びから、心身の発達に伴って探索的な運動遊びへと発展する。子どもが一人で夢中になって遊んでいるときは、「あ、ありさんがいるね。」などその場に適切な言葉をかけながらこの一人遊びを見守る姿勢でいるとよい。

2歳児ぐらいになると箱車の中に乗ったり、引っ張ったり、ぶらんこや固定遊具などにも挑戦するようになる。しかし、まだ身体能力は十分ではないため、大人は子どもの自発的な遊びを尊重しながらもけがをしないよう目を配る必要がある。また、1～2歳の時期は言葉で十分に表現できないため、噛む・ひっかく等の行為やけんかに注意をし、対応しなければならない。

(2) 模倣遊び・象徴遊び

1歳半頃より、目の前にないものを頭の中に思い浮かべられるイメージ機能や言葉が発達し、大人の行動や日常動作を模倣して遊ぶようになる。たとえば、おもちゃのコップを持って飲むまねをしたり、段ボールの中に入って体をごしごし洗うまねをしたりする。このような模倣遊びは、2歳ぐらいからはイメージを他児と共有できるようになり、ブロックを並べて八百屋さんになったりする「お店屋さんごっこ」や、友達と一緒に電車の運転手になったりする「電車ごっこ」のような簡単なごっこ遊びへと発展していく。

ただ、役割分担がしっかりとした本格的な象徴遊びは3～4歳以降になる。すなわち、ままごとをしてもそれまではお母さん役が何人もいたり、料理を作ることに重点を置き、そばにいる大人に次から次へと食べさせてくれたりする。このような時、大人がそばで暖かく見守っているだけで子どもは安心するものであるが、遊びの中に入り、「あ、きれいなチューリップだね。一本くださいな。」と店の客になったり「お母さんお腹がすいたわ。今日のご飯なに？」などと言葉かけをしながら遊びのイメージを広げていくと、遊びがより豊かに広がっていく。その際、大人自身遊びを楽しむことがポイントである。子どもは遊びを通して、大人とイメージを共有し、豊かに遊びを展開できるようになる。

ただし、子どもたちが遊びを新しく展開できるようになると、大人が遊びの中からそっと抜け出して様子を見ることも必要である。大人の存在がモデルとして意味のある場合には、抜け出ても子ども同士で遊びを展開していくからである。そうではなく、すぐに遊びをやめてしまうような場合には、その遊びの展開が子どもの興味にそうようなものではなかったか大人と遊ぶのが目的だったかである。その時にはまた別の対応を考えた方がよい。

4～5歳になると役割を決めて集団でままごとをしたり、劇遊びをしたりするようになる。

(3) ルール遊び・集団遊び

象徴遊びが盛んになり複雑化してくると、言語機能

の発達とともにより多くの子ども同士で遊ぶことが可能になり、何らかのルールを伴うゲーム性・競争性のある遊びを仲間とともに楽しめるようになってくる。

たとえば、「かるたとり」「絵あわせ」などのカードゲームから、「はじめの1歩」「かくれんぼう」などの鬼ごっこや「ドッジボール」「ハンカチ落とし」「リレー」などダイナミックな運動技能を伴う遊びまで様々なものがある。また、2歳以降のブロックや粘土などでものを作る遊び（構成遊び）は、年齢が上がるにつれよりダイナミックに複雑になってくるが、4・5歳になると友達同士で協力して大きなものを作り上げることが可能になる。

子どもたちはこれらの遊びの中で、喜び、くやしさ、怒り、失望などの様々な感情体験をし、時にはけんかなどのトラブルも経験して人間関係のあり方を身につけていく。「順番を守ること」「人に暴力をふるったりしてはいけないこと」「共通のルールを守ること」「ありがとう、ごめんなさいが言えること」等々である。これらのことは遊びが成立するために必要なことだからである。子どもたちは何度もそれを破り、自らもいやな思いを味わったりしながら、これらのことを身につけていく。

5歳児ぐらいになると子どもたち自身で解決する力もついてくるため、トラブルになっても大人はすぐに介入せず、しばらくなりゆきを見守り子どもたち自身で考えさせる方がよい。しかし、放任するのではなく、問題が生じた時には子ども自身が気づくよう話し合いをしたり、必要な時には助言しなければならない。子どもたちが遊びのルールを知らない場合などには、大人が一緒にその遊びの中に入って指導する必要がある。また、遊びのイメージをふくらませるために、地域社会にふれたり絵本や紙芝居を用いたりと様々な工夫をすれば、子どもはより自主的に遊びを楽しむようになると思われる。

3. 年齢別遊びの種類と形態

(1) 年齢別の遊び

	感覚・運動遊び	模倣・象徴遊び	ルール・集団遊び	構成遊び・その他
0歳	くすぐり遊び　ゆさぶりあそび たかいたかい　ボール転がし 引っ張り遊び		いないいないばぁ までまて遊び わらべうた	がらがら　吊り玩具 水・紙遊び　出し入れ遊び
1歳	ボール転がし・追いかけ 水遊び・砂遊び　乗り物遊び 三輪車·ブランコ(押してもらう) ジャングルジム　滑り台(腹ばい)	見たて・つもり遊び (コップで飲むまね等)	隠れ遊び 追いかけ遊び (大人が子どもを追いかける)	積み木　ミニカー ブロック　スタンプ遊び クレヨン　わらべうた 紐通し
2歳	ボール転がし・投げ ブランコ(押してもらう) 三輪車(自分でペダルを踏む) かけっこ　滑り台(前向き)	乗り物ごっこ お風呂ごっこ等	追いかけ隠れ遊び	ブロック 型抜き 小麦粉粘土 クレヨン(殴り描き・意味あり)
3歳	ボール遊び ブランコ(自分でこぐ) かけっこ　くぐる遊び 縄を使って遊ぶ	ごっこ遊び (ままごと・買い物ごっこ・お医者さんごっこ等)	鬼ごっこ (ひょうたん鬼・猫とネズミ・かくれんぼ)	積み木　ブロック 油粘土　ポスターカラー 製作遊び(のり・はさみ) なべなべ底抜け
4歳	縄遊び 足じゃんけん こままわし 竹馬	ごっこ遊び：集団で (ままごと・買い物ごっこ・劇遊び等)	鬼ごっこ(手つなぎ鬼・子とろ・猫とネズミ・かくれんぼ) 競争遊び(リレー・渦巻きじゃんけん・円形ドッジボール・ゲーム遊び)	大型積み木　砂場遊び(トンネル・山) ブロック　ポスターカラー　折り紙·あやとり·油粘土·紙鉄砲·製作遊び·花いちもんめ·かごめかごめ·なべなべ底抜け
5歳	縄遊び　足じゃんけん ケンケンパー　凧揚げ 竹馬　こままわし	ごっこ遊び：集団で (ままごと・お店屋さんごっこ・劇遊び等)	鬼ごっこ(手つなぎ鬼·はじめの一歩·ハンカチ落とし·かくれんぼ) 競争遊び(リレー·渦巻きじゃんけん·ドッジボール・ゲーム遊び)	レゴブロック・大型積み木・集団の砂遊び・油粘土・玩具作り(手裏剣・飛行機等)　ポスターカラー·花いちもんめ・手合わせ歌・なべなべ底抜け(みんなで)

※勅使千鶴「子どもの発達と遊びの指導：別表」ひとなる書房2003より抜粋・加筆したもの

(2) 遊びの形態

子どもの遊びを、社会的行動の発達的変化という観点から見ると、以下のように分類される。(M.B. Parten1933)

①ぼんやりして他児の遊びを見ている。

②一人遊び

③他児と同様のおもちゃ、場所で遊ぶが互いにやりとりはない。平行遊び

④他児とやりとりしながら自分のしたい遊びをする。連合遊び

⑤何らかの目的を持ってグループを構成し、役割や仕事の分担をする。協同遊び

このうち、一人遊びは1・2歳で、平行遊びは2・3歳が多くあと徐々に減少するのに対し、連合遊びや協同遊びは年齢とともに増加する傾向にあるが、これは子どもの社会性の発達と密接に関係していると考えられる。

大人の援助としては、子ども一人ひとりに対して、それぞれの段階の遊びを十分に保障し、環境を整えていくことと考える。ただし、①から⑤への形態的変化は必ずしも直線的な発達の過程を経ずに紆余曲折を繰り返す。たとえば5歳児などで他児との協同遊びが出来るようになっているにもかかわらず一人でレゴブロックで巧緻な車や家を作ったりするのは、子どもが自ら選択しているということであり、必ずしも「未熟な段階」とは言えないであろう。個人差も大きく、子どもの個性や遊びの内容にも関わってくる。大人はその時々の子どもの状況に合わせ、柔軟に対応することが求められる。

4. おわりに

パソコンゲームの普及や、ままごとで人気の役割が母親・父親役ではなくペットである等といったことを見聞すると、今、子どもの遊びにも大きな変化が起きているように見える。ただ、それは社会における文化や人間関係の影響を受けているということであり、子どもにとって遊びの持つ意味や意義が根本的に変容しているということではない。子どもの遊びというのは本来、子ども自らが成長発達の中で行うものであり、大人たちの強制によって作られるものではないが、大人は生活も含めたその環境作りに対して責任を持つべきであろう。環境問題も含めて今後の重い課題である。

参考文献

1. 勅使千鶴「子どもの発達とあそびの指導」ひとなる書房 2003
2. 川村晴子他「子どもの育ちと遊び」朱鷺書房 1997
3. 岡本夏木「幼児期」岩波新書 2005

キーワード：わらべうた遊び

伝承遊びに属するもので、簡単な動作や言葉のついたふれあい遊びである。少ない音と音域、遊びの動作にあったリズムなどで子どもにも無理なく歌え遊べる。大人と子ども、または子ども同士で遊ぶもので、前者は大人がスキンシップをしながら気持ちを通わせるもので、特に乳児に適している。言葉や遊びのおもしろさやスキンシップを伴うことなどから保育所や幼稚園でも注目され、実践されている。

特集 乳幼児の世界

乳幼児期の「食」
―社会性を育む視点から―

奈良教育大学 教授 米山京子（よねやまきょうこ）

1. はじめに

すべての動物は食物を摂取して生命を維持し、発育・発達する。しかし、インドで発見され狼に育てられた2少女は人間社会に連れ戻されてからも人間らしく発育しなかった。これは、たとえ食物が与えられても人間の子供は人間社会で育てないと人間らしく育たないことを意味している。本能としての食べる行為は動物もヒトも変わらないであろうが、ヒトは母子間、家族間、周囲の人々とのコミュニケーションを介して社会性を獲得し、人として成長・発達を遂げるからである。

本稿では、乳幼児期における「食」の発達、食行為を社会性獲得の基盤として、さらに社会性を育む一環であるという視点から捉えることとした。

乳幼児期には発達段階に応じて、いつの時期にどのような飲食物を母（養育者）のどのような行為により、どのような環境のもとに与えるかを考慮して「エントレインメント」*していく必要がある。ことに、今日では乳児期の乳汁栄養も含めて種々の飲食物、加工食品等が時、場所を分かたず入手できるなど子供を取り巻く食環境や生活環境、また、母親の就労など家庭環境が変化していることから、家庭や施設における食教育（食育）の必要性がなおさら高くなっている。

乳幼児期における「食」のサイクルについて図1に示す。まず、生理的な空腹刺激に対して摂食欲求が起こり、摂食によって快感を得るが、そのプロセスにおいて、乳児では授乳により母子間の絆、愛着が形成され社会性を育む基盤となる。幼児では発達に応じた食品選択、家族や仲間との「共食」、食行動により自立、自我の発達、社会性を学ぶ。また、食事や間食により生活のリズムを整え、社会活動参加への意欲を得る。このような意義が達成された場合、フィードバックして食欲を増進することに繋がる。一方、良好な食環境は逆に食物の栄養としての効率を高めるという利点もある。ドイツの孤児院における例で、同じ給食を与えられても、優しい保母さんのクラスでは厳しい保母さんのクラスに比べ発育が優れていたという有名な論文がある。

このように考えると、乳幼児期における「食」は、社会性を育み、社会的に生きることを教える格好の教材であると言える。

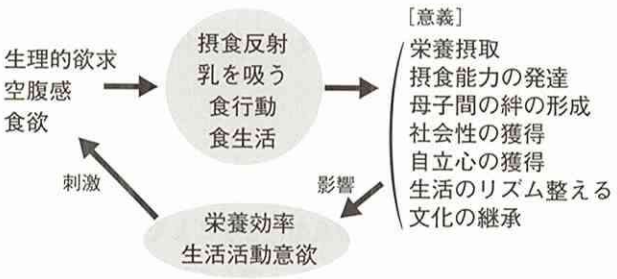

図1. 乳幼児期における「食」のサイクル

2. 乳児期における乳を吸うこと、吸わせること

生後始めて与えられる「食」は乳汁であり、乳児はこれを吸うこと・吸わせることから始まる。乳児には乳を吸うためのしくみ、口唇で乳頭を捉え、吸啜し飲み込むという一連の反射が本能として備わっている。この乳を吸う、吸わせる行為には栄養摂取の意味以外に種々の意義がある。

(1) 母と子の絆

乳の吸い方の発達度合いには個人差が大きく、乳児にとっては最初からうまく力強く飲める児もいて、母親は育児の開始時から喜びとなり育児に自信が湧いてくるが、吸い付きが悪くなかなか飲めない乳児もいて母親の自信喪失や不安につながる場合もある。しかし、早々にあきらめずに乳児と接触して努力しているうちに、「私の赤ちゃん、私の栄養で生きている」という一体感がおこり、母としての喜び、自信が持てるようになる。

一方、乳児は空腹が満たされ満足感、安心感、信頼感を得る。抱かれることによるスキンシップや母子間の見つめ合い、嗅覚など相互作用により母子間に強い絆、母性愛が形成され社会性を育む基盤となる。

人工栄養では乳房という肌を通しての触れ合いがない点が大きな違いであるが、吸う、吸わせる意味での精神的なつながりでは本質的に違いはないと思われる。母乳の場合には、乳首を吸う刺激が母の脳下垂体からのオキシトシン分泌を亢進する。このホルモンは母乳分泌を促進し、児の泣き声を聞いたり、児を思うだけでも乳汁がほとばしるようになり母性行動の感受性を高める作用があることがわかっている。このように乳児期の母子はワンセットの関係にあり、相互に作用して母子間の絆が育まれる。

(2) 吸啜機能の発達

乳を「吸う」という機能は、大人が液体を吸うというメカニズムとはまったく異なり、口腔内を陰圧にして舌や顎による乳房や乳首の圧出力により行われており、乳児が実際に乳を吸う学習体験を通してのみ発達する。したがって、たとえば未熟児などでチューブ栄養で栄養補給して吸啜させない場合、吸うという行為ができなくなることがある。また、人工栄養の場合、哺乳びんの乳首の穴が大きいと飲みやすくなるため、吸啜運動が十分行われず、顎の筋肉の発育が劣ると言われており、哺乳瓶の穴を小さくするなどの工夫が必要である。

(3)「遊びのみ」は大切である

吸いかたの発達を見ると、0～1カ月の初期は、強い吸啜圧と大きい咬合圧によりぐいぐい飲むが、2カ月頃になると吸啜時間が短く休止期が長く、小さい咬合圧のだらだら飲みに移行する。このだらだら飲みは遊び飲みと言い、乳児にとっては意味のある大事な飲み方である。2カ月頃は、乳児の情緒の発達する時期で、この時期に抱っこされたり、視線があうなどの刺激を受けると口を休めて吸わなくなる。そのために視覚行動が促進されて、母との見つめあい時間が増え母子間の絆が強固になる。一方、これを十分満足させることにより、その後の効率の良い飲み方に成長していく。一般に人工栄養ではこの遊びのみが不十分であるから、人工栄養の場合は哺乳時間を十分持つ必要がある。

3. 離乳期における食行動──「吸う」から咀嚼へ

咀嚼は本能的な反射能力によるものではなく、学習によって発達する行動であるから、離乳食が決定的に重要である。生理的準備状態のできる5カ月ころから段階を追って、さまざまな味やにおい、触感や色の食品、調理形態に慣れさせていくことが大切である。順次咀嚼機能を獲得させていくための決定的な時期である。個々の児に応じた摂食意欲を第1に考え、無理な進行は禁物である。乳児期後半のこの時期を逃すと、後には固形食を噛まずに丸呑みするといわれる。

4. 幼児期における食育

筆者は以前に奈良県の子育て相談事業に指導員として参加したことがある。そこで、最も相談件数の多い項目は「少食である」、「食べ方がのろい」「食事に時間がかかる」「偏食」など食事に関してであった。

1歳過ぎから自我が芽生え、自分で食べようとする自立心が芽生えるため手つかみでこぼしながら食べる。発育の時期に応じて、少食、むら食い、遊び食べなどあまり食べなかったり、よく食べたり食欲に波があるものである。従って、この時期には上手に食べるようしつけたり、親が食べさせたりすることはさけるべきである。3歳までの一時期に食欲不振に陥る子供は80％に達し、いつもよく食べる子はむしろ少ないと言われる。無理強い、厳しすぎるしつけ、周りに大人が多すぎて刺激的であるなど不適正な食事環境をさけ、ある一定の食事時間を決めて食事を終わらせるなど生活のリズムとけじめをつけることが大切であろう。

3歳を過ぎるとある程度のことは一人でできるようになり、食行動はかなり積極的になるが、大人の数倍時間がかかる。親がいらいらすると子供の意欲を押さえ込むことになるから、養育者は忍耐力、ゆとりを持つことが肝心である。

一家団らんで家族とともに、あるいは仲間との園での給食、誕生会など「共食」により和やかな雰囲気で楽しく食べる体験をさせることが、この時期にはなにより大切である。望ましい食行動や人間関係を育てる場となる。

家族ぐるみの外食も多くみられるが、社会性を教育する好機である。バングラデイシュに奉仕に行ってきた某氏は「あの人たちに送ってやれるのは毛布や食料ではなく、飽食の日本人が食べ物を残さないで食べてくれることです」と言って、バイキングなどでお皿に山盛りにとって食べ残す日本人を非難したという。

5. 不適切な食習慣が社会活動へ及ぼす影響

幼児の食には睡眠など生理的要素、生活への意欲、情緒などの精神的要素、遊び、塾通い、園活動など社会的要素が相互に深く関連している。食育を行うには食生活を単独として捉えるのではなく、生活をトータルしたパターンとして捉え、取り組む必要がある。

筆者は奈良市の幼稚園、保育園児624人について社会生活、食行動、家庭生活の状況を調査し、幼児の生活構造を分析した。個人差の最も大きな要因は、生活時間の規律性であり、「おやつは量・時間とも決めて」「起床時刻は7時まで」「就寝時刻は9時まで」という規則的生活パターンとその反対に「朝食時間は決まっていない」「夕食時間は決まっていない」「おやつは欲しい時欲しいだけ」「起床時刻は7時半以降」「就寝時刻は10時以降」という不規則な夜型パターンに分類され、規則的な食事習慣では早寝、早起き、反対に不規則な食事時間では夜型生活であると、食事時間と生活時間が密着していることが明らかとなった。

結果の概略を図2に示す。各区画に記された生活状況が互いに関連があることを示している。たとえば、第2区画で食事が楽しみという児では、幼稚園が楽しみ、おやつは量、時間とも決めている、就寝は9時までという生活パターンであること、第4区画で食事のバランス得点が低い児の場合、ジュース類の摂取頻度が高い、幼稚園が楽しみではない、お手伝いはしないというパターンであることを示している。すなわち、望ましい食習慣の児が望ましい生活習慣を有し、園生活が楽しいなど社会活動への意欲を示していることが実証された。

なお、疲労度の指標には、食欲がない、いらいらする、かんしゃくで手がつけられないなど精神的疲労症状を含めて13項目の総合得点を用いてある。

さらに、調査データからは「食事時間が楽しみでない」が幼稚園、保育園ともに4割にも上り、この結果

は食生活の現状を決定的に示すと考えられるが、その背景として「おやつは毎日2回以上」、「おやつは欲しいとき欲しいだけ」がそれぞれ全体の2～3割に見られており、不規則に間食がなされたために、食事前に空腹でない状況を示している。また、ジュース類の摂取頻度は、幼稚園、保育園とも、「毎日とる」が約4割と高率で、疲労度の「高い」群では食品摂取のバランスが悪く、ジュース類およびスナック菓子の摂取頻度が有意に高かった。不適切な間食が背景となっていることが確認された。

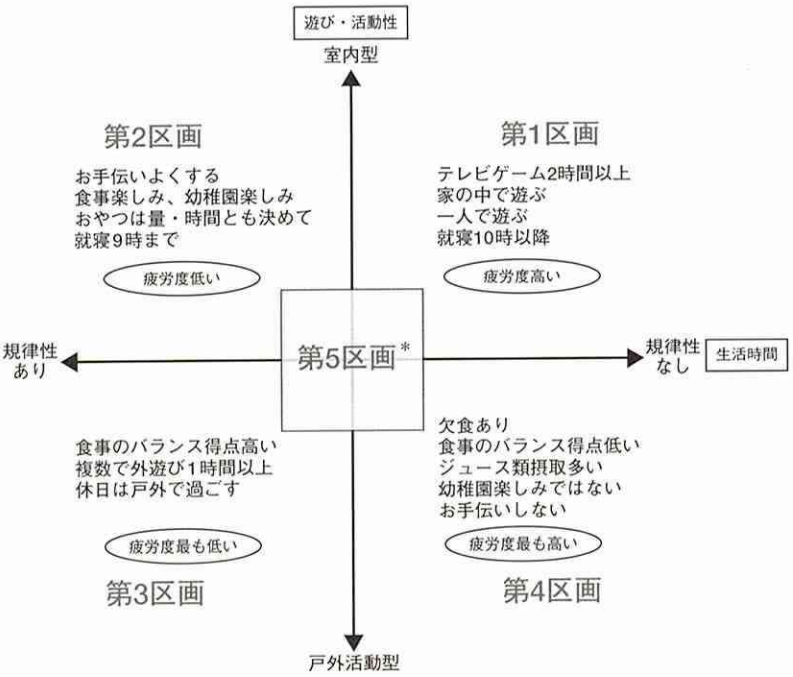

図2. 幼児の生活構造と疲労度(小児保健研究、2005:64(3)、米山、他より)

たとえば、地域にファーストフード店が数軒でき、飲食物の自動販売機が設置されたことで地域の子供たちの肥満や不定愁訴が増加したとか、また母親が仕事を始める、子供が塾に行くようになるなど社会的な要素が食事のリズムを崩しているなどの事例が報告されている。家庭、園、地域社会との連携した対策が求められる。

6. Slow Foodの利用、行事食など食文化の継承

コンビニやファミリーレストランなどで幼児を連れた家族連れが多々見受けられ、幼児食にいたっても簡便化、画一化された様相が見られる。食事は文化を伝えるものであり、季節感を盛り込んだ食材、地域で収穫された旬の食材、地域の特産物などを利用して調理された食事などslow foodを用いたslow lifeが提唱されている。季節や地域の行事で普段とは違う「ハレの食事」を味わったり、雰囲気を感じることで地域の人々との交流、いつもは気付かない家族の大切さに気づき、自然や社会の人々への感謝の気持ちを育むであろう。家庭で行事食のある人の90％は子供の頃に行事食を体験しているという調査報告があり、幼児期の行事食が次世代への文化の継承となることを裏付けている。

※エントレインメント：乳幼児が母親の語りかけに反応して手足を動かしたり、外界の24時間の周期を認識して睡眠・覚醒リズムを同調させたりなど、「引き込み現象」とか「相互同調性」とかよばれている。ここでは、乳幼児が母親の与える飲食物の種類や与え方を認識して、食欲を示すなどの食行為を同調させることの意味で用いている。

文献

二木武．すうからかむへ．小林登、他編．新しい子ども学．東京：海鳴社．1985：227-250

キーワード：食育

食育とは食に関する教育であり、健康で豊かな食生活を営む力を育てることである。食卓での一家団らんを通じて社会性を育んだり、わが国の食文化を理解したりすることも含む幅広い教育である。最近では、食品の安全性、子どもが一人で食事をする「孤食」や若者の拒食症の問題、低下しつつある子どもの体力向上への対応など様々な課題が出てきており、こうした中で学校・園、家庭、地域社会が連携して食育に取り組むことが重要である。

特集 乳幼児の世界

乳幼児の生活空間

元群馬大学教育学部 教授 林 知子（はやし かずこ）
建築家 ストゥディオ・プラナ主宰
武蔵野美術大学 非常勤講師 林 美樹（はやし みき）

1. はじめに

子どもがこの世に生を受け、一人の人間として成長発達してゆく最も基本的な生活の場は家族と共に住む家庭に他ならないが、現在、乳幼児の多くは保育所や幼稚園など昼間の時間を社会的な保育制度の中で育てられている。従ってその良し悪しは子どもの心身の健康はもとより、その後の成長発達にも計り知れない影響を持つものと考えられる。だが、私たちが過ごしたこれまでの保育施設では設計についての十分な注意と関心が持たれてきたとはいえない。では私たちは発達途上にある乳幼児のためにどのような生活環境を用意したらよいのだろうか。

ここでは建築設計に携わる立場から乳幼児のための施設、保育所と幼稚園について、事例を紹介しながら考えてみたい。

2.「小さな学校」から「大きな家」に

文部科学省は、幼稚園と保育所の一元化を進めるための制度改正に向けて動き出した。平成18年度の実施を目指して保護者の就労形態に関わらず、発達過程に適した教育・保育の実施と実情に適した統合施設化を進めようとしている。

これまで幼稚園は文部科学省の管轄化に、保育所は厚生労働省の児童福祉施設のひとつとして位置づけられてきた。施設の設置基準としても差異がつけられてきた（表1）。

表1にも示す如く、保育所には園舎面積に基準がなく、園庭も近隣公園などの代替施設でも可とされている。ただし、乳児についてはほふく室や医務室の義務があり、保育室面積については子ども一人についての基準が設けられている。これに対して幼稚園は各保育室を53 m²以上、として自治体の柔軟性は残しながらも学校同様に学級単位で算出している。つまり幼稚園は「小さな学校」なのである。

これからみても保育に事欠く子どもたちの託児施設として始まった保育所と入学前教育施設としての幼稚園に求められる保育空間の違いは明らかであった。だが、現在多くの保育所は乳児を除いてクラスを年齢別に分けた年齢別保育を行っており、空間構成から見ると幼稚園との違いはあまり認められない。この現状を象設計集団[1]は「保育通信」[2]の中で次のような考察を行っている。要約すると『高度成長の時代、核家族、専業主婦が増加する中で幼稚園の需要が伸びた。幼稚園は専業主婦の子どもたちに幼児教育を施す豊かさの「ステイタス」を持つ場だった。…保育所は託児所の持つ「貧困」なイメージを払拭するため、幼稚園が持つ「豊かさ」のイメージを追って「小さな学校」が好まれた。』と述べている。だが、乳幼児の日々の生活が教室のような空間で同時に同じことをする一斉保育の形態でよいのだろうか、という疑問はかなり以前か

表1．幼稚園・保育所設置基準の比較

	幼稚園	保育所
法的位置づけ	学校教育法第3条	児童福祉法第45条
設置基準	幼稚園設置基準	児童福祉施設最低基準第1条
園舎基準	園舎は2階建て以下が原則。2階建て以上とする場合は耐火建築物。	2階以上を園児が使用する場合は全て耐火建築物としなければならない。
園舎面積	1学級　180 m² 2学級　320 m² 3学級以上　1学級につき100 m²増	基準なし
園庭	運動場：園舎と同一の敷地内又は隣接地	屋外遊戯場：屋上、近隣の公園、神社の境内等で代替可
	1学級　330 m² 2学級　360 m² 3学級　400 m² 4学級以上　1学級につき80 m²増	幼児一人につき3.3 m²
必要施設・設備	保育室・遊戯室（兼用可） 職員室・保健室（兼用可） 便所	保育室又は遊戯室（2歳以上） 乳児室又はほふく室（2歳未満） 医務室（2歳未満） 便所、調理室 調乳室（0歳児収容の場合） 沐浴室（0歳児収容の場合）
その他の施設・設備	放送聴取設備・映写設備・水遊び場・幼児洗浄用設備・給食施設・図書室・会議室など設置が望ましい。	一時保育室、子育て支援のためのスペースに関して補助対象面積の割り増しがある。
保育室・遊戯室面積の基準	法的規制なし。但し保育室は53 m²以上（1学級35人以下）、遊戯室90 m²以上が望ましい。	2歳児以上一人につき1.98 m²。（0歳児、1歳児についてもそれぞれ指導あり）

ら出されていた。

乳幼児にとっては日々、一時ひとときの生活が全て学習であり、自ら学び成長発達することを援助する環境づくりが大切であるという認識が高まってきた。すると幼稚園も保育所も「小さな学校」ではなく「大きな家」、つまり家庭生活の延長上にあって、食べる、休む、眠る、排泄する、という生理的なことから、つくる、片付ける、先生の話を聞く、友達と遊ぶ、自然に親しむという行為がスムーズに出来る空間であることが大切だ。それはキッチンや居間、和室や庭のある「家のような」ところになってくる。

乳幼児のためのよき生活空間は「よい住まい」であり、従って幼稚園や保育所はその延長線上に位置づけられる「大きなよい住まい」に他ならない。

では、「大きなよい住まい」には何が必要だろうか。居間や食堂だけではなく子どもの居場所となるような様々な仕掛けも欲しい。陽だまりの縁側、隠れ場所、離れ、風の吹き抜けるテラス、木漏れ日の庭、冒険の森、草花が育つ花壇や菜園、自然と共にある心地よさは子どもに自然の大切さや親しみを教えてくれるだろう。

子どもの健康にも最大の注意が必要である。シックハウス[3]の危険は避けなければならない。日本の伝統的な住まいは地場の木材、土、植物など自然の素材を使ってつくられてきた。無垢の木の感触は柔らかく、呼吸してくれるので多湿な日本の気候に適した材料である。子どもの生活の場は出来るだけ自然の材料で仕上げたい。

乳幼児施設にはもうひとつ、地域施設としての役割がある。核家族化の進行、地域社会が崩壊する中で保護者をはじめとする地域の父母たちへの支援が求められている。地域社会の様々な人々との交流の中で子どもたちは更に大きく成長する。コミュニテイの小さな核として地域に開かれる施設作りを心がけなければならないと考えている。

そのような前提に立って設計され、最近竣工した幼稚園と保育所を紹介したい。

3．事例から

（1）清心幼稚園（前橋）

100年以上の歴史をもつこの幼稚園は前橋市の中心、県庁、市役所、裁判所に隣接した敷地にたつ。旧園舎は、木造に赤い瓦屋根が印象的で園児や卒園生達に親しまれてきたが、老朽化が著しく、全面的な建て直しとなった。3学級という小規模な幼稚園であるが、約1,000m²という敷地で園庭400 m²を確保すると2階も保育室として使わないと必要なスペースが確保できない。この場合、幼稚園及び児童福祉施設は耐火建築物としなければならない。そのため鉄筋コンクリート造での快適な室内環境つくりを心がけた。空調機器など

DATA 清心幼稚園（前橋市）

- 幼稚園（私立）
- 敷地面積：1,009 m²
- 延べ床面積：983 m²
- 3学級＋α
- 設計：林昭男＋ストゥディオ・プラナ、ABデザイン（外構デザイン）

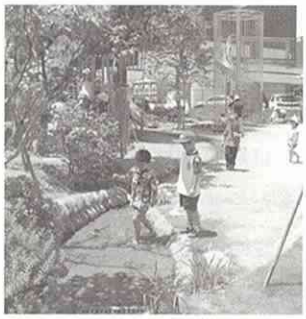
写真1　庭の水たまりで遊ぶ園児

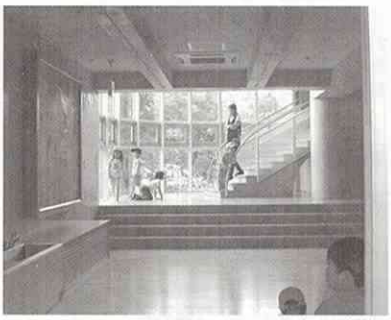
写真2　公園の緑を取り込んだ「遊びの階段」

写真3　保育室は廊下や階段ホールに開放できる

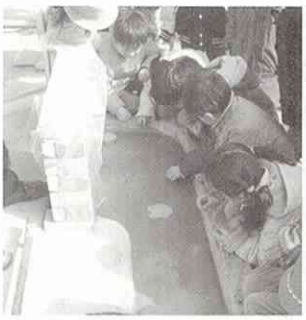
写真4　足洗場に子供達がビー玉を埋め込み、工事に参加

写真5　遊戯室で卒園式

写真6　ホームカミングデイの様子

の使用を最低限にするため、外断熱工法、太陽熱利用の床下温風暖房を採用し、採光、通風の他にも吸音などにも配慮、室内仕上げは木質系の材料を多用している。また保育室は閉鎖性を避け、内外に連続するオープンな空間とした。この幼稚園の目玉はコンサートにも使える音の良いホール（遊戯室）である。子供たちが本物の音楽に親しめるよう、また卒園生やコミュニティー活動の拠点となるようにという園の方針から計画された。旧園舎のトレードマークであった、赤い瓦屋根の大きな家のイメージ、モッコウバラの茂るエントランスなどは新しい園舎にも引き継がれている。園庭は自分の家の庭のように季節の移ろいを感じ、素朴な遊具で子供達が自主的に遊びを作り出せるように計画され、芝生、藤棚、小川、鳥小屋なども徐々に整備されている。（写真1、2、3、4、5、6）

(2) 小俣幼児生活団（足利）

全国でももっとも目の行き届かない保育園、と設計者はいう。しかし子供の視点にたったら、これほど楽しい保育園はないのではないか。

丘を抱く広大な敷地、100年をこえる文化財の古い民家と門、そこに子供達の「家」がある。「家」は0歳児から2歳児までが過ごす乳児棟と3歳以上の子供達が合同で過ごす幼児棟に分かれている。それぞれは住宅のスケールで設計され、玄関、保育室、食堂、キッチン、トイレ、和室など、家庭での生活の延長としての場が提供されている。ここでは子供達は自由に自発的に活動している。お昼もおやつも自分たちで用意し、食べ、片づける。外で遊んだり、昼寝をしたり、本を読んだりと時間は自由に使って良い。「普段の生活のなかで、あるいは自然の中から子供たちは多くのことを学ぶ。但し障子や襖、畳といったものをとおし

DATA 小俣幼児生活団（足利市）

- 保育所（私立）
- 敷地面積：4,926 m²
- 延べ床面積：825 m²
- 乳児棟、幼児棟3棟
- 設計：尚建築工房

写真7　古民家の奥に幼児棟がある

写真8　幼児棟の縁側

写真9　縁側の奥にはお昼寝のための和室

写真10　幼児棟の内部
子供用のキッチンなどもある

写真11　乳児棟の食堂

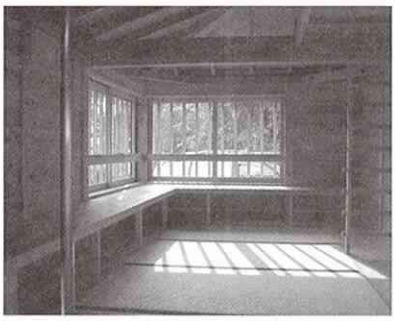

写真12　塀を利用して作られた
子供サイズの「家」

て和の身の振る舞い方は学んで欲しい。」というのが大川園長の考えだ。登録文化財である母屋との意匠的調和を考えつつ、自然エネルギーやバクテリア利用の汚水処理、シラス入り塗り壁など環境面でもさまざまな取り組みがされている。(写真7、8、9、10、11、12)

4.　最後に

乳幼児施設は子供にとってのもうひとつの「家」である。これからの時代の担い手である子供達にどんな体験をしてほしいのか、どんなメッセージを伝えたいのか、子供達に提供する空間づくりにはそれに関わる大人達は明確なイメージを持たなければならない。

例にあげた2つの施設は市街地と里山、幼稚園と保育所、といった違いはあるが双方とも豊かな生活空間を通して、子供達の成長発達の場を作り上げようとしている。そこに共通する言葉は「大きな家」であり、「住み良い快適な住まい」である。「住み良い住まい」とは限られた資源を有効に、自然エネルギーを活用しながら、山や森や水といった自然環境を守ることの大切さを伝え、伝統や文化への敬意と理解を深める、それらすべてがつまった空間であり、それこそが、「子ども達の育つ良き生活空間」に他ならない。

①ユニークな空間を提案している建築設計事務所。代表作「名護市庁舎」「うらら保育園」「多治見中学校」など。
②（社）全国私立保育園連盟発行　2004年6月号掲載
③平成15年にシックハウス対策に係わる改正建築基準法が施行され、使用できる材料の規格が厳しくなり、24時間換気が義務づけられた。

キーワード：大きな家

乳幼児の保育施設は学校ではない。快適な住まいに限りなく近い大きな家である。家は命をはぐくみ、健康を守り、自立した人生を送る生活の基地である。自然と調和し、環境に負荷を与えず、安全快適に造られなければならない。更に地域との調和や活性化、伝統文化の継承にも心を配った開かれたものである。

特集 乳幼児の世界

乳幼児に対する虐待
――性的虐待を中心に

大阪府こころの健康総合センター　診療課長　亀岡智美（かめおかさとみ）

1. はじめに

子ども虐待の中でも、乳幼児に対する虐待は、子どもの生命が危険にさらされる率が高く、発達が未分化な段階の子どもの脳機能が障害されることにより、その後の子どもの人生に重篤な悪影響を及ぼす可能性が高いと考えられている。

小林らによる全国実態調査（平成13年度厚生科学研究）によると、平成12年度に把握された家庭内虐待24,744例のうち、乳幼児の占める割合は約6割である。同調査において、性的虐待を含むケースは928例（約4%）であり、そのうち7歳未満のケースも報告されている。一方、警察庁「少年非行などの概要」によると、平成15年に少年が被害者となった強姦事件の認知件数は1,143件であり、そのうちの2件は就学前児である。また、強制わいせつ事件数は、6,233件あり、うち170件は就学前児が被害者である。これらの数字は、氷山の一角というべきであるが、乳幼児が家庭内・家庭外で、性的虐待の被害者になっているという事実は紛れもないものである。

性的虐待は、最も大切にされるべき子どものプライベイト・ゾーンが侵されるという極めて暴力的な行為であり、子どもに大きな恐怖や痛み、罪の意識や恥の感情を強く植え付ける。そのため、長期にわたって性的虐待を誰にも打ち明けることができなかったり、虐待の記憶が想起できなくなる（解離性健忘）こともある。また、心理面への影響だけではなく、身体面や認知行動面など、広範囲な領域において子どもの健全な発達を歪めてしまうおそれがあることがわかっている。

筆者はこれまで乳幼児から青年期までの子どもたちの精神科臨床に携わってきたが、ここ数年、成人の精神科臨床にも関わるようになり、改めて、性的虐待という行為が、深く長く被害を受けた人を苦しめるのだということを実感している。幼児期からアルコール依存の実父に身体的に虐待され、悪夢と突然の怒りのコントロールを治療目標にしていた女性が、父の死を悼む作業を進める中で、初めて父からの性的虐待を開示したこともある。強姦被害にあった娘のケアの過程で、娘の母親が、幼児期に受けた性被害の記憶を取り戻した例もある。ここでは、日頃見落とされがちな乳幼児への性的虐待について、筆者の限られた臨床経験を通して得たものなどをお伝えしたい。

2. 性的虐待が乳幼児に及ぼす影響

乳幼児に限らず、人は誰でも、「自分では対処できないような突然の衝撃的なできごと」を経験すると、こころに傷（トラウマ）を負う。乳幼児の場合、身体的にも心理的にも未熟であるため、トラウマに対するリスクが高いと言える。米国精神医学会の診断基準であるDSM-Ⅳにおいては、年齢不相応な性的経験は、脅し・暴力や身体的外傷を伴わないものでも、外傷的

できごと（トラウマティック・イベント）に含めるとしている。この中には、乳幼児の身体に性的に接触する、乳幼児に性的な接触をさせる、他者の性的行為を見せるなどが含まれる。

外傷的できごとを経験すると、子どもは、身体面・心理面・行動面などにさまざまな反応を示す。

性的虐待の場合、虐待の重篤さ（膣への性器の挿入の有無など）、頻度、期間、虐待時に暴力が行使されたかどうか、また、加害者が子どもとどれだけ近い関係であるかなどの要素が、子どものさまざまな反応の重篤さと相関するといわれている。

身体面への影響については、一部に性器の縫合を要するような身体的外傷を伴う事例がある一方で、性的虐待に特異的な婦人科所見が認められることは一般に少ないと言われている。それに比べて、遺尿・遺糞など排泄の問題や腹痛・頭痛をはじめ、様々な身体反応が認められる場合が多い。一旦排泄が自立していたにもかかわらず、ある時おしっこがじゃじゃ漏れ状態になり、性的虐待が発覚するというケースは、日頃の臨床においても経験するところである。

性的虐待に特異的に認められるといってもよい反応に、「発達年齢に比し不適切な性的言動」がある。性器の露出や自慰行為がある時急に始まる、性行為を思わせる体位・動作を繰り返しする、あるいは人形などを使って性行為を思わせる遊びを繰り返す、性行為を思わせる発言（「お口の中におしっこをされた」「お馬さんの格好をしなきゃいけないの」など）である。幼児の場合、被虐待体験について、断片的にしか言語表出することができないこともあるのだが、これらの年齢不相応な性的言動が認められる場合は、性的虐待を受けた可能性が非常に高いと考えられる。

性的虐待は、不安障害やうつ病など、さまざまな精神医学的問題の原因になることがあると言われているが、PTSD（外傷後ストレス障害）との関連も注目されている。乳幼児では、反復される悪夢、外傷的できごとが急によみがえる（フラッシュバック）ことによるパニック、すでに獲得した発達的スキルの喪失や赤ちゃん返り、興味や感情の広がりの制限、夜驚・睡眠障害、注意集中困難や多動、過度の警戒心や過剰な驚愕反応、攻撃性の亢進、分離不安や恐怖など、多彩な症状が認められる。

また、性的虐待と解離症状との関連性も高いと言われている。解離症状とは、現実感・時間感覚・感情・身体知覚・自分であるという意識などが、自己の連続した体験から切り離されてしまった状態のことである。もともと健常乳児は、いくつかの覚醒レベルや行動状態のモードが、状況にあわせて切り替わる、いわゆる「正常な解離状態」にあると考えられている。このような状態は、徐々に統合されていき、次第に「一人の自分」という認知が発達していく。性的虐待を受け、病的解離状態にある幼児では、これらの統合機能の発達が阻害されるため、些細な刺激で感情状態が著しく切り替わったり、解離性健忘をきたしたりすることがある。そのため、日常の些細なできごとで、突然の激しい怒りや著しい攻撃行動を示したり、起こった出来事のある部分を忘れてしまう、というようなことが起こる。これらの行動は、注意深く観察しないと、その背景を理解することが困難なため、「わがままな子ども」「いくら指導しても反省しない子」などの誤解を生みやすい。

以上述べたように、性的に虐待された乳幼児が示す反応は多様である。これらの反応や行動の裏側に性的虐待の事実が隠されているかもしれないという視点をもつことは、早期発見・早期介入のための重要ポイントである。

3. 性的虐待を受けた乳幼児のケア

(1) 家庭外性的虐待の場合

性的虐待に限らず、虐待された子どもを発見したら、最初になすべき最も重要なことは子どもの安全の確保である。安全の確保とは、衣・食・住が保障され、身体の健康や清潔に関心を向けてもらうことができること、自らの身体は自分のものであると感じることができ、なおかつ自分の気持ちを安心して表出することができるような環境が継続して提供されていることである。

だから、もともと安全が保障されている家庭で、子どもが家庭外性的虐待の被害にあった場合、その後に子どもが受ける被害のリスクはずっと低くなる。このような事例では、両親（養育者）はいつもと違う子どもの様子に、比較的すぐに気づくことができる。また、子どもの方も、自らが体験した恐怖や不快感などを安心して伝えることができる。同じ家庭外性的虐待の事例でも、もともと不適切な養育や家庭内虐待を受けていた子どもは、不幸な体験を家族と共有することができず、孤立し、問題や症状が深く潜行し遷延化する傾向があるのとは対照的である。

このような家庭外性的虐待の事例で、事件直後に必要とされる援助は、両親の安全の確保とアドボケイトである。性的虐待の重篤な事例では、強姦や強制わいせつとして警察が関わるケースもある。突然のできごとに大きなショックを受け、幼いわが子が被害にあった事実をさえ受け入れられない段階で、警察からの事情聴取などにもうまく対処できず、「丁寧に説明されても断片的にしか理解できていなかった」、「頭が真っ白になり何も覚えていない」と後に語る親は多い。事件直後には、子どもに何が起こったのか？今後子どもに起こりうる可能性のある反応は？その時どのように対処したらよいのか？周囲の人たちには何をどこまで説明したらよいのか？など、対応の仕方によっては、その後の子どもの安全性を大きく左右する重要事項に対処しなければならない。まずは、両親の不安や恐怖を共有し、起こったできごとを正しく理解することを援助することが重要である。また、子どもに起こりうる反応や対処の仕方についてあらかじめ説明したり、利用できる社会資源の情報を提供することなどを通して、両親は本来持っていた親機能を取り戻し、子どものさまざまな反応や行動に対して、余裕を持って対処することができるようになる。自験例では、婦人科的処置を受けた後、子どもの診察を一度もすることなく、両親への精神的援助や心理教育的な介入のみで、急性期を乗り切った事例もある。幼い子どもの場合、家族から与えられる安心感はこの上もなく大きいものである。もちろん、先述したような精神医学的な症状が認められる場合には、早期の専門機関での評価やケアが必要なことはいうまでもない。しかし、性的虐待に対する援助モデルが未だ確立されていないわが国で、再び子どもに大きな不安を抱かせるような形で、結果的には強引に専門機関を受診させることに、私たちは十分な配慮をする必要があると思う。

(2) 家庭内性的虐待の場合

一方、家庭内性的虐待は、慢性反復性に繰り返されることが多く、その援助はより複雑で困難なものになる。家庭内性的虐待の加害者として最も頻度の高いのは実父・継父であり、子どもとの心理的距離の近さによって、子どもに与える傷は一層深くなる。圧倒的な力の格差を利用した表面的な「合意」やことばによる巧妙な脅し（「誰かに話したら恐ろしいことが起きるよ」など）によって、子どもは抵抗することができなくなる。そして、このような秘密の行為は、子どもに罪悪感や恥の感情を強く植え付ける。本来なら安心できるはずの家庭で、いつまた性的虐待を受けるかもしれないと脅えている子どもの恐怖と苦痛は、計り知れないものである。虐待者ではない親（母親など）が子どもの言動の変化に気づいて、直ちに加害者との接触を断ち、子どもの安全を確保できているような場合は、虐待された子どもの受けるリスクはかなり軽減されるだ

ろう。しかし、加害者ではないもう一方の親が、虐待を見過ごしたり、あるいは子どもからの訴えがあるにもかかわらず適切に対処できないこともある。このような家庭は、もともと脆弱で情緒的コミュニケーション不全の状態にあることが多い。身体的虐待やネグレクト、心理的虐待など、ほかのタイプの虐待を伴っていることも多い。

このような家庭内性的虐待の事例では、子どもの安全確保のために、緊急避難的に子どもの身柄保護が必要になる場合もあるが、加害者ではない親をサポートし、親機能を高めることも、子どものケアのために重要であると考えられている。すなわち、親自身のストレスマネジメントやコミュニケーションスキルの向上、親の自己効力感を高めるためのペアレントスキルの習得、さまざまなコミュニティケアとの連携などである。まず、親自身が、自分の感情と行動に目を向け、自己調節できるすべを身につけることが必要なのである。

(3) 性的虐待を受けた子どもへの心理的サポート

性的虐待を受けた子どもに対しては、子どもが感じている罪悪感や恥の感情を取り除き、健全な能動性や自律を促すための援助が必要である。発達年齢に応じた形で、被害内容をできるだけ子どもと共有し、どのような理由があっても性的虐待は許される行為ではないこと、どのような場合でも子どもの側に責任はないことを伝えることは不可欠である。この際、援助者が非誘導的で共感的な態度で接すること、深刻な内容に対しても一貫して穏かでオープンなコミュニケーションスタイルを保つことが、援助のための重要な要素であると考えられている。また、子どもの対処能力を向上させるための感情表出スキルやリラグゼーションスキルの習得、性的虐待や「健康な性」についての教育、安全のためのスキルトレーニングなどは、現在進行中の虐待を阻止するのみならず、虐待の予防教育のためにも有効であるといわれている。

4. 今後に向けて

子ども虐待の問題への対応は、この10年間のわが国において、法律の整備・児童相談所における早期発見と介入の試み・市町村を中心とした母子保健や子育て支援領域における取り組み・民間団体による対応ネットワーク活動・民生委員などを中心としたコミュニティレベルの活動・警察の関与など、国及び地域レベルでめざましく発展してきているように見える。ところが皮肉なことに、全国児童相談所における虐待相談処理件数は増加の一途をたどっており、私たちは子ども虐待の予防･介入のための有効な手段を未だに見出しかねているのが現状である。

力の強いものが弱いものに対してその力を行使する、という関係性は、対人関係における一つのパターンであり、その意味で、虐待行為というものは時代を通して普遍的なものであるといえる。だとすれば、急激な社会構造の変革によって失われつつある、社会全体の自己調節機能を取り戻すことこそが、いま最も求められていることかもしれない。

参考文献

(1) Deblinger E., Heflin AH.：Treating Sexually Abused Children and Their Nonoffending Parents.Sage Publications. 1996.
(2) Putnum,FW.：Dissociation in Children and Adolescentes. Guilford Press. 1997.（中井久夫訳：解離－若年期における病理と治療．みすず書房，2001.）
(3) ZERO TO THREE: National Center for Infants. Toddlers. and Families：Diagnosis Classification of Mental Health and Developmental Disorders of Infancy and Early Childhood. Fourth Printing. 1997.（本城秀次・奥野　光訳：精神保健と発達障害の診断基準―0歳から3歳まで―．ミネルヴァ書房，2000.

キーワード：PTSD（Post Traumatic Stress Disorder.　外傷後ストレス障害）

生命に危険が及ぶような恐ろしいできごとを経験したり目撃したりし、強い恐怖・無力感・戦慄を感じる場合に起こることがある。体験が自分の意思と関係なく繰り返し思い出される（フラッシュバック）などの再体験症状、その体験を思い出すような状況や場面を回避するなどの症状、不眠・イライラ・怒りっぽいなどの過覚醒症状からなる。性的虐待が原因となって起こることもある。

特集 乳幼児の世界

乳幼児の心的外傷

相州メンタルクリニック中町診療所 院長 青木（あおき） 豊（ゆたか）

1. はじめに

生命の危機に瀕するような心的外傷（トラウマ）を直接受けるかあるいは目撃すると、児童や成人では外傷後ストレス障害Post traumatic stress disorder（PTSD）という精神科疾患（障害）になることがある。外傷の内容は、戦争、事故、レイプ、災害（地震など）、虐待などである。トラウマによる衝撃を心（脳）が消化する（神経のネットワークにうまく組み込む）ことができないと、種々の症状が起こり、この疾患が発症すると考えられている。症状には3つの群、すなわち1. 再体験症状、2. 回避・反応性の麻痺症状、3. 過覚醒症状がある。「病気」という以上これら症状のために個体の社会的機能は著しく低下する。例えば生徒が学校に行けなくなり引きこもったり、主婦が家事・育児がまったく出来なくなってしまったりする。児童期から成人期にいたるPTSDについては、発生率、症状、治療、予後などの研究が進んだ。

近年、乳幼児期すなわち0歳から3歳という幼い子どもたちですら、心的外傷を受けるとPTSDを発症しえるという証拠が多く挙げられるようになってきた（Scheeringaら, 2000：青木, 2004）。しかし乳幼児期のPTSDの発症率、治療、予後などの研究はその途上にあると言ってよい。

このエッセイでは、乳幼児期のPTSDについて、現時点までの研究に基づいて、症状、乳幼児以降への影響、治療について述べ、事例について短く報告する。

2. 症状

PTSDでは、外傷の後に3つの症状群、すなわち1. 再体験症状、2. 回避・反応性の麻痺症状、3. 過覚醒症状、が出現する。PTSDと診断されるには、これら3徴候を示している必要がある。以下乳幼児PTSD研究の世界的リーダーの1人であるScheeringaのまとめた症状（1995）について記載する。

（1）再体験症状

外傷体験を侵入的に再び体験しているように見える症状群である。乳幼児の場合、外傷のある面を表す遊びを繰り返し行うことがある（外傷後遊びや再体験遊び）。また外傷のある面を侵入的に思い出しているように見えたり（成人でいうフラッシュバック）、悪夢を見たり、意識が変容して周囲の刺激にまったく反応しない状態（解離）になったりする。また外傷を思い出させるような刺激に触れて苦痛を示す行動を示したりする。

（2）回避・反応性の麻痺症状

外傷と関連した刺激を持続的に避けたり（回避）、外界世界へ全般的に反応性が麻痺するあるいは鈍化する症状群である。乳幼児の場合、遊ぶことが少なくなったり、社会的に引きこもったり、表現する感情の範囲が狭くなったりする。外傷前に得ていた能力、例えば

言葉の能力、トイレットトレーニングなどの発達の成果が退行・後退することもある。

(3) 過覚醒症状

持続的な覚醒亢進症状である。寝ていて急に叫びだし著しく不安そうにみえる行動をとって、なだめることが困難な状態（夜驚症）となったり、寝入ることができなかったり、夢中遊行症や、集中力の低下、過剰な警戒を示したり、ちょっとした刺激に過剰な反応（驚愕反応―例えば小さな音にビクッとするなど）を示したりする。

3. 外傷の影響

虐待、事故、災害などの心的外傷が乳幼児の心に悪影響を与えることは、乳幼児期においてもPTSDが発症することからしても明らかである。しかしPTSDの診断基準を満たさなくとも（例えば3つの症状群は満たさないが、2つの症状群のある場合においても）、乳幼児の生活・社会的機能は障害されており、その乳幼児は苦悶していると考えられる。

さらにいえば、乳幼児期の心的外傷が乳幼児以降の心の発達（生物学的には脳の発達）に悪影響を与えているとの証拠も示されている。例えば乳幼児から児童期のどこかの時点で虐待されたためにPTSDを発症した児童の研究がある（De Bellis ら,1999）。この研究では、PTSDの児童は対照の児童より画像診断によって脳の容積が小さいことが示された。さらにこれらPTSDの子達の中では、より早期（乳幼児期）に虐待を受けた子どもたちのほうが、脳はより小さく、PTSDの症状もより重症であるとの結果を得ている。この所見は乳幼児期の心的外傷が脳の発達に悪影響を与え、心理・社会的発達の傷害となることを示唆している。

4. 治療

(1) 治療の前提：安心な環境

外傷後ストレス障害に陥った乳幼児に対する治療の原則の一つは、その乳幼児に安全な環境を提供することである。安全な環境のもとで始めて、以下に示すような治療技法を用いて乳幼児の外傷後による心の傷を少しずつ癒していくことが出来る。これに反して例えば虐待によってPTSDが発症している児を、虐待が続いている家族に置くことになると、以下の治療を行っても効果は期待できない。

(2) 親の同席

治療の第2の原則は、治療者が親と綿密な協力関係を築くことである。乳幼児のPTSD治療においては、虐待の場合のみは例外であるが、親との同席治療を行うことが薦められる。その理由は、第1に親からトラウマと症状との関係を理解する情報を得られやすいためである。第2の理由は、児の特有の行動が症状であることを親に教育する必要があるためである。症状という理解がなければ、親は例えば児の解離症状をしかりつける可能性すらある。第3には、治療により児が親とともに癒されていくことで、児の親に対する信頼感を回復できるためである。というのも親自身も多くの場合外傷後のストレスを負っている。例えば災害時に母子ともに生命的な危機に暴露されたときなどがそうである。そのために親が外傷時および外傷後に児を充分に慰めることが出来ないこともしばしばである。児の外傷後の症状は親にとっても外傷を思い起こさせるし、親は児を外傷から守れなかったことに対して罪悪感を持っていることも多い。親と乳幼児の関係そのものが乳幼児のPTSDを惹起する場合すらありえる（この病理をScheeringaらは、関係性PTSDと概念化した→キーワード）。いずれにしろ児の外傷後の反応にたいして親が充分に対応出来ないでいると、児の親への信頼感は低下する。同席治療場面で、親が治療者

の力を借りて乳幼児の不安に対して適切に対処できるようになると、児は親への信頼感を取り戻すこととなる。第4には、親が治療者から以下に述べる治療法を学ぶことにより、家庭でも同様の治療を実践することができる点が利点となる。

(3) 発達段階にあった技法

治療の第3の原則は、発達にあった技法を用いることである。

生後6カ月までの乳児に対しては、児が症状を示しているときに、児をなだめ・慰める方法を親に具体的に教えることが必要である。抱くこと、ゆったりと揺らし声をかけること、撫でることなどの方法を親にアドバイスする。

月齢3、4カ月以降から乳幼児期すべての発達段階で、脱感作の方法も用いられる。この方法は、乳児に恐怖刺激を非常に弱いものから段階的に与えて、症状を伴った苦痛を慰める技法である。例えば自動車事故によりPTSDを発症した15カ月の児は、自動車に乗ることができなくなったが、さらに食卓の椅子に無理に座らせると苦痛を示した（車に座っていたときの外傷の再体験）。さらには、食卓を避けるようにすらなった（回避症状）。こういった場合、親が児の不安を充分になだめることができることを確認しながら、ゆっくりと段階的に、居間にある椅子に座らせることから、食卓に座ること、さらには自動車に乗り込むことへと、恐怖刺激と与えてゆく方法が考えられる。

月齢12カ月以降特に18カ月以降の幼児では、内的な世界を遊びの中にストーリーを展開して現すことが可能となるために、遊戯療法が行いえる。この治療法では、遊戯の中に現れる外傷の再演遊びを利用して、児の混乱・断片化し、侵入的にしか表れない外傷体験の記憶を、様々な情緒を含めたまとまりのあるものへと再編成することを目的とする。以下の症例で簡単にこの治療法についても例示したい。

5. 症例

〈プライバシーを保護するために、経過や家族関係について一部改変を行った〉

母親Bさん（30代前半）は女児Aちゃん（初診時21カ月）に対する身体的な虐待を主訴にわれわれの外来を訪れた。虐待はAちゃんの月齢18カ月ごろから、急激に悪化した。虐待の内容は、日に3、4回は強く叩く、つねる、逃げるAちゃんを追ってお腹をけるなどの身体的虐待（叩いた箇所は一時発赤するものの1時間は残らない）と、大声で「あっち行け！」などと怒鳴る心理的虐待である。虐待の激化の後にAちゃんに次のような行動が現れた。呼びかけても反応がなく意識が飛んでいるようである（解離）、周りは見ているようだが（目は注視するものを追って動いている）ボーとしていて表情に乏しい（反応性の麻痺）、それ以前は「ママ」「ブーブー」「マンマ」などの単語は話していたが、なんご喃語しか母親には話さなくなる（退行）、夜中何度も起きて泣く（過覚醒）、などの行動である。実際われわれが母親と同席でAちゃんと会うと、表情が暗くボーとして動かないでいるか（反応性の麻痺）、母親にしがみ付いているか、あるいはまとまり玩具などを治療者に投げつけるかの3つの行動パターンのみが観察された。またある治療場面ではAちゃんは急に表情が止まり、反応しなくなった。治療者は4、5回声をかけAちゃんの顔の前で手を振ったが、まったく反応がなく、この状態は約1分持続した（解離）。これら症状のため、Aちゃんは虐待によるPTSDと診断された。

母親とAちゃんが同席の形で、母親への心理療法的と薬物療法を主治医が行い、Aちゃんとの遊戯療法を共同治療者が担当する方法をとった。そしてAちゃんは共同治療者と以下のような遊びを繰り返すようになった。すなわちAちゃんがプラスチックの人形を一つ持ち、共同治療者にもう一つの同じ人形を持たせる。

そうしてAちゃんが手に持った人形で共同治療者の人形を追った後、何度も何度も叩いたり蹴ったりして、ぶちのめすといった遊びだった。その遊びは虐待場面の再演と考えられたため（再演遊び）、共同治療者はまず、その遊びの中で逃げている人形に以下のようなせりふを、感情を込めて与えた。例えば「こわい、こわい」、「助けてー」、「いやだー」、「痛いよー」などのせりふである。Aちゃんは嬉々として逃げる人形を自分の人形で攻撃していた。しかし、そういった遊びを何回ものセッションで繰り返していくうちに、その攻撃の後に傷ついた共同治療者の人形を手当てして元気にするという展開が、共治療者のイニシアチブで起こった。主にAちゃんの人形が手当てにあたった。このようにして暴力的な人形の交渉と（そこには暴力を受ける人形の様々な感情が与えられていた）その後癒されるというストーリーの遊びが、幾度も繰りかえされるようになった。母親による虐待はほぼ消失したことと、再演遊びを利用した遊戯療法により、Aちゃんの上にのべたPTSDの症状は約7カ月の経過で全て消滅した。

6. おわりに

心的外傷的体験は乳幼児にも心の傷を与え、PTSDという病気・障害を起こすことすらある。加えて、この時期の外傷体験はより年長の子どもたちが受けるよりさらに悪性の影響を、以降の心理・社会的発達に与えることが明らかとなってきている。虐待、犯罪事件、災害、事故などわれわれの社会で頻繁に遭遇する事象が、小さな子どもたちに与える影響を看過することは出来ない。それらトラウマが起きた後に出来るだけ早くこれら子どもたちの心の傷に対応する必要がある。

参考文献

Scheeringa, M., Peebles, C., Cook, C., et al.（2000）：Toward establishing procedural, criterion, and discriminant validity for PTSD in early childhood. Journal of the American Academy of Child and Adolescent Psychiatry, 40, 52-60..

青木豊（2004）乳幼児期における外傷後ストレス障害（PTSD）. 児童青年精神医学とその近接領域, 45, 130-139.

Scheeringa, M., Zeanah, C., Drell, M., & Larrieu, J.（1995）：Two approaches to the diagnosis of post-traumatic disorder in infancy and early childhood. Journal of the American Academy of Child and Adolescent Psychiatry, 34, 191-200.

De Bellis.,Keshavan,M.,Clark.,D.,et al.（1999）Developmental Traumatology Part Ⅱ：Brain development. Biological Psychiatry, 45, 1271-1284

24) Scheeringa,M.,&Zeanah,C: A relational perspective on PTSD in early childhood. J. Traumatic Stress, 14, 799-815,2001.

キーワード：関係性PTSD
（ScheeringaとZeanah, 2001）

親もPTSDである場合、親が直接的に子どものPTSDを惹起させたり維持させる場合をいう。親が自身の回避や引きこもりのために、子どもに情緒的に対応できなくなってしまい子どもがPTSDに陥りやすい場合や、親自身の再体験症状として、外傷になった出来事について子どもにしつこく質問したり繰り返しその話しをしたりして、子どももまた再体験を繰り返すパタンなどがある。

特集 乳幼児の世界

法改正と乳幼児養護

久良岐乳児院 院長 長井晶子（ながいあきこ）

1. はじめに

昭和22年児童福祉法が公布された時代に、認可乳児院は12施設であった。この時代の入所理由は、全国乳児福祉協議会（以下「全乳協」）50年史によると、捨て子、置き去り、発育不良、栄養失調、感染症（結核環境）の子ども達の保護が中心であったことから、入所児の死亡率も高かったと記録されており、「病児院」様相を呈していたといえる。

その後乳児院の設置数は増減を繰り返し、全乳協が行った平成17年4月1日の実態調査によれば、117施設、働く職員は常勤・非常勤を合わせて3,922人、うち直接処遇職員が2,603人となっている。現在の入所理由は、母の精神障害（知的障害を含む）、虐待、母未婚、父母就労（借金・貧困）、養育拒否など家族の養育機能の脆弱化が主なものとなっており入所も増加傾向にあって、児童福祉法公布当時とは隔世の観がある。

平成9年の児童福祉法改正の前後から、乳児院の機能は、保護者に代わる養育と子育て支援となり「乳幼児ホーム構想」が台頭してきた。その後、平成12年の児童虐待防止法の施行や社会福祉基礎構造改革の流れの中で、制度改革に対応した乳児院像の構築が求められ、「子どもの権利擁護と最善の利益」のために乳児院がもつべき役割等の検討が行われた。

平成15年、厚生労働省の社会保障審議会児童部会に「社会的養護のあり方に関する専門委員会」が設置され、家庭で育つことの困難な子ども達の保護と養育・自立をどう支援するかの検討が行われ、この後全乳協としても提言を取りまとめている。

この提言をベースにしながら平成16年の児童福祉法の改正を視野に入れて（表1参照）、これからの乳幼児の処遇と生活のあり方について考究することとした。

2. ケアの連続性

今回の法改正に伴い、2歳を過ぎたという理由だけで、生活環境を児童養護施設に移すということがなくなり、児童の発達中心主義の立場に立って、一人ひとりの発達を保障するために、養育の一貫性、継続性を尊重することが可能となった。乳児院は児童の健全な人間性の育成という立場に立ち、愛着関係の形成を目指し担当養育者の専任制という課題検討が必要となった。

児童相談所の虐待に関わる相談事例の中で、親子分離を必要として乳児院に入所されてくる0～3歳児は全相談件数の20％を占めている（表2参照）。また従来、「虐待」の割合が4％程度であったのが、全乳協の実態調査では平成16年度の新規入所児童の16％と増加している。さらに、入所後明らかに虐待とみなすことができる「遺棄」「養育拒否」などを含めると、入所児童の30～40％が「虐待ケース」と推定されるのが現状である。

表1. 乳児院および児童養護施設の入所児童に関する年齢要件の見直し

乳児院：0～2歳未満 児童養護施設：1～18歳未満	ケアの連続性 →	乳児院：0歳～小学校就学前 児童養護施設：0～18歳未満

【乳児院に小学校就学前児童を入所させることの出来る場合の具体例】
- 児童に疾病や障害があり、引き続き乳児院で処遇することが適当であると判断される場合
- 保護者の家庭環境が整備され、ほどなく家庭に引き取られることが明らかな場合や、近々に里親委託や養子縁組の成立が見込まれる場合
- きょうだいで別々の施設に措置することが児童の福祉に反する場合

※児童や家庭環境の状況および保護者や施設長の意見等を踏まえ、児童相談所長が総合的に判断すべきもの

【児童養護施設に乳児を入所させることのできる場合の具体例】
- きょうだいで別々の施設に措置することが児童の福祉に反する場合
- 小学校就学後も家庭に引き取られる見込みが極めて低い場合

※児童や家庭環境の状況および保護者や施設長の意見等を踏まえ、児童相談所長が総合的に判断すべきもの

※児童養護施設への乳児の措置については
- 看護師による適切なケアが受けられること
- 乳児院で行われている養育内容（定時の授乳やおむつの交換等）が行われることに十分留意すること

表2. 児童相談所虐待相談における被虐待児童の年齢構成の推移

出典：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告例」

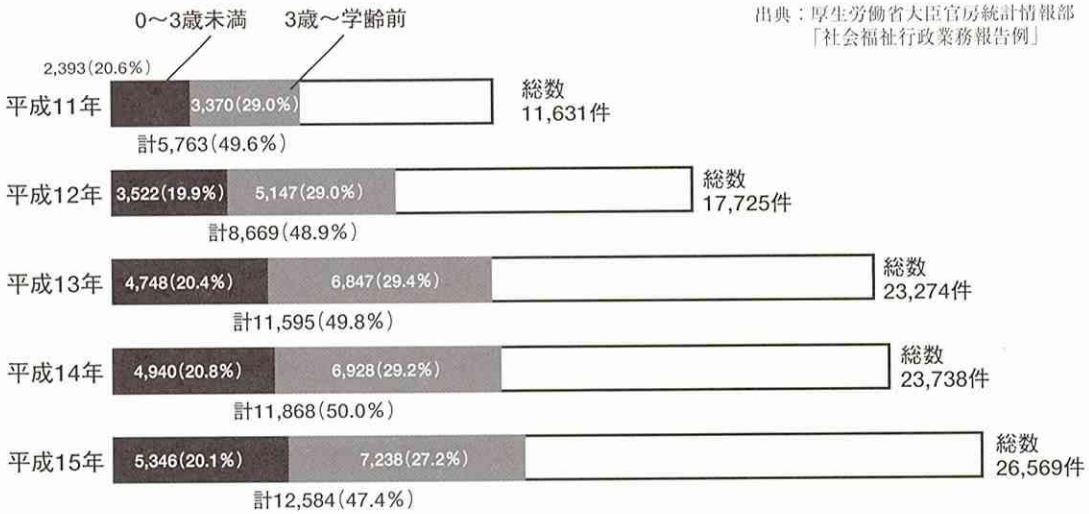

無防備で保身の力のない乳幼児への虐待は生命への危険にさらされたという強いトラウマから人格形成に重大な影響を与えているケースが多い。この子ども達は医療機関において緊急の措置を受けた後、乳児院で受けることとなるが、乳児院は心の深くに受けたトラウマに対する治療的養育、新たな健全な人格形成を目指し、適切な養育によってその責を果たしていかなくてはならない。入所直後の被虐待児は、発育不良、精神発達の遅滞、感情表出の障害、人間関係障害など広範囲にわたる多様な症状を呈していることが多い。個々の子どもに対してきめ細やかな観察と、時々にあらわす心身の症状に対して適切な対応が必要となる。そのためには、担当養育者による子どもとの情緒的関係を密にし、密着した関係の中できめ細やかな配慮と愛着関係の形成に努める体制の確保が必要となる。

トラウマの根本的な改善は不可能かもしれないが、担当養育者によって親身な関係をつくることにより、被虐待児の心にも安心感と人間に対する愛着関係も呼び戻されてくることを願っている。

3. 地域小規模施設または養育単位の小規模化

今までの乳児院の建物環境は、集団処遇に適した様相を呈していた傾向が強かった。基本的理念としては、健康の保障、安全と楽しい生活におき、その中で豊か

な生活と社会性を育成することを目指してきた。

この理念は、子どもの一人ひとりの健やかな成長を目指すという子ども中心的な視点と、「社会的な養護のあり方」を踏まえるとき、自立のできていない乳幼児にとって、もっとも必要な愛情の独占ができる親子関係に近い処遇環境を求めることが必要となる。また、子ども一人ひとりがまったく違った人格を持った存在であることから、個別的なケアにより「子どもの最善の利益」がもたらされるように配慮する必要がある。

全乳協の制度対策研究委員会が平成15年8月に実施した「施設の小規模化に関する調査」の結果によると、多くの乳児院では「夕食前勤務入り、朝食後勤務明け」という勤務体制をとっているところと、深夜0時前後に勤務入りする「準夜勤」「深夜勤」あるいは「就寝時間後勤務入り」のローテーションも数多く見受けられた。

乳幼児と養育者の養育関係を第一義的に考えるならば、夜眠るときと目覚めるときの養育者が同じ人であることが、愛着関係を形成する重要な関係であると考える。このように乳幼児の生活パターンと愛着関係の形成を視点においた職員体制と勤務体制の見直しが急務と考える。

退所時の年齢要件が緩和され、0歳～就学前の児童までを視野に入れた勤務体制を考えるならば、担当養育制を前提とした家庭的ユニットであろう。ケア単位が少人数となれば、小規模化をすすめる上で直接処遇職員の増員が絶対条件となる。小規模単位での養育体制を実施している乳児院では、個々の居室に出入り口、寝具、食事用テーブル・イス、個人用タンス、冷蔵庫、テレビ、流し台など、家庭的スタイルのライフサイクルを取り入れ、子どもと養育者が生活を共にし、深い信頼関係を形成できるように配慮しなければならない。就学前までの幼児を養育することを考慮すると、トイレ、ベッド、イス、机、遊具など子どもの成長とあわせた用具の整備も必要となる。

4. 家庭養育支援と家庭支援専門相談員

平成11年定員20人以上の乳児院に「家庭支援専門相談員」(非常勤職員配置)が配置され、平成16年度からは常勤となり児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設にも配置された(表3参照)。

家庭支援専門相談員の業務は、

①早期家庭引き取りができるように保護者を支援
②里親委託促進
③養育里親における養子縁組促進
④地域の子育て、子育て相談・支援
⑤乳児院職員への助言、指導および処遇会議への出席
⑥児童相談所との連絡調整
⑦法改正に伴い「退所後の児童に対する継続した生活相談」が追加された。

全国の乳児院ではすでに90％以上の施設に「家庭支援専門相談員」が配置されているので、今回の予算措置により更なる充実した活動が期待できる。

次に、平成15年5月の調査結果からは、「家庭支援専門相談員」が配置されたことによる効果について、専門のスタッフが配置されたことにより、保護者との面接指導が親子の絆を形成あるいは維持する上で最も効果的であり、専門スタッフによる面会時の付き添いやサポートが丁寧にできるなどのよい面が多数見えてきた。精神障害やボーダーラインの保護者や、虐待、養育不安の保護者などが増加し家族対応が難しくなる中で、経験のある専門職員が対応することで直接処遇職員が安心して本来の仕事に専念できるメリットも見えてきた。家庭支援専門相談員により保護者の子ども理解が深まることから、親子生活訓練の積極的参加、子どもの外泊、家庭復帰プログラムなど、親子および家族関係のリスクの軽減にも大きな成果が出てきている。

表3. 家庭支援専門相談員設置および活動状況緊急調査結果

①

調査票送付箇所数	114
回答数	104

②

	配置有					小計	配置無	無回答	総計
	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年				
常勤	29	5	4	26	2	66			
非常勤	8	3	0	5	2	18			
合計	37	8	4	31	4	84	23	7	114

③

平成15年4月1日定員	～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上	計
平成11年度	0	2	12	9	8	6	37
平成12年度	0	0	1	1	5	1	8
平成13年度	0	1	1	1	1	0	4
平成14年度	2	8	12	4	4	1	31
平成15年度	0	1	2	1	1	0	4
小計	2	12	28	19	19	8	84
未配置	3	2	8	3	3	4	23
計	5	14	36	22	22	12	107

出典：全国乳児院福祉協会／平成15年5月実施（単位：施設数）

従来、子どもにとってもっとも重要な親子関係を分離をしなければならなかった事情が親側にありながら、その親への相談支援が弱かったことが、家庭支援専門相談員が配置されたことにより親及び家庭側にあった問題が解消・軽減され、子どもの権利条約にも示されている親により養育されるべき基本的権利が保障されるようになっていくことは最上の喜びである。

児童相談所のアセスメントを受けて短期、中期、後期に渡る「処遇計画表」や「家庭関係経過記録票」「アフターケア計画表」などを作成し、ケアの連続性を計ることとなっていたが、家庭支援専門相談員の活躍によって効果的な実績を挙げるとともに、親との信頼関係を築き子ども中心の視点に立った家族支援ができるようになったことに高い評価ができる。今後更なる専門性を高めるための研修を積み重ねていく必要がある。

5. おわりに

乳児院の養育のあり方としては「社会的養護のあり方」を基盤にすえ、子ども中心的視点を踏まえ、大規模集団処遇から家庭的な生活の場づくりへと方向転換し、個を大切にしたケアの支援体制の実現を目指すべきであると考える。

理念としては、子どもの最大の権利・利益の保障におき、その責任の中核にいる親及び保護者がその役割が全うできるように支援し、一日も早く帰るべき親子関係の形成を願うことにおきたいものである。

そのためには、施設生活環境を小規模化またはユニット化し家庭的な環境を実現するとともに、理念の実現に向けた職員体制の見直しも計る必要がある。さらに、基幹となる施設に小児科医、小児精神科医（嘱託）、保健師、看護師、心理指導員、家庭支援専門相談員、栄養士、などの専門スタッフを配置し、被虐待児等による病弱状態やトラウマに対する長期的な診療体制を確立し、乳児院における処遇と連動できる体制の整備が急務である。

乳児院が生活保護施設的様相から、心身に障害がある子どもや障害をもつ親への支援専門施設に移行しつつあることに格段の感激とその責任の重大さを痛感するところである。育児不安や虐待に陥る親は今後も増え続けるであろう。この親たちも人間関係が希薄化した社会の被害者であることを考えるとき、乳児院は今求めている専門機能をより充実して地域社会の中で子育て支援専門施設としての積極的役割も果たしていけるようになることを願うものである。

キーワード：チャイルド・ケアから
チャイルド＆ファミリー・ケア

子育ては保護者が中核を担うものであるが、必ずしも保護者の力だけでは担いきれない。昔は祖父母や親戚、地域の人たちの手助けを受けていた。近年はその様な社会的サポート力が弱くなっている。

施設の役割を入所中の子ども（チャイルド・ケア）から入所した子どもの親への支援、地域の親子への支援を行う重要性を強調した言葉として使われる。

特集 乳幼児の世界

乳児院の乳幼児たち

峰山乳児院 施設長 櫛田恵里子（くしだえりこ）

1. はじめに

少子化をくい止めるため、さまざまな施策が講じられ、子育てを支援する具体的な方策も含め、多くの計画とその行動化が進められている。子育てが個別の家族のみに負わされた課題でなく、社会全体で支えていくという視点は、どこまで広がりを持ってきているのだろうか。

児童福祉制度は転換期が続き、乳児院においても「子育てを支援する」という立場で、着実に日々の養育を行い、実親、保護者、里親家庭を支援する質の高い実践が求められている。

他の児童福祉施設に先がけて配置されてきた家庭支援専門相談員や今年度より予算化された小規模グループケア導入のための費用。また、乳児院と児童養護施設の入所児童の年齢要件の見直しによる緩和措置などにより多くの役割、機能を果たすことを期待されている中にあって、乳児院で生活する乳幼児たちの様子について、報告したい。

2. 全国の乳児院の現状

全国には、117カ所（2005.4.1現在）の乳児院があり、その歴史と立地条件はさまざまである。

施設の入所定員は、20名未満のところは17％、20名～30名未満が33.3％と約半数の施設は比較的小規模であり、30名～40名未満が18.7％、40名～50名未満が18％、50名以上は13％であるが、全体の35％は暫定定員である。

2005.1.1現在、3,067名の乳幼児が生活している。

在籍する子どもの年齢は、1歳未満が30.5％、1歳～2歳未満が42.6％、2歳～4歳未満は26.4％であり、2歳以上の幼児が4分の1を占める状況である。

また、2004.4.1～2005.3.31までの1年間に入所児は2,862名あったが、その入所理由の最も多かったのは母の精神障害（知的障害を含む）を理由にしたものが511名と最も多く全体の17.85％を占めるものであった。それと同じくらい多いのが被虐待によるものであり、459名で全体の16％にあたる。次いで多いのは母の未婚であり227名と8％ではあるが、乳児院への入所理由の特徴的なことだと言える。また、養育拒否による入所が108名あることも気になることである。さらに、父母の就労の217名や受刑の184名と続き、家族の状況による入所理由の合計は全体の62％を占める。

さまざまな入所の背景を持った乳幼児たちを、それぞれの乳児院では、養育の基本として、より家庭的な環境で養育するために、養育の単位（乳幼児と養育者が決まっているグループ）を小規模化することや、担当養育制をとり、子どもと養育者の愛着（情緒的絆）を深め、一人ひとりの子どもへのきめ細かいケアを可能にすることに取り組んできた。

虐待を受けた子どもに他者との関係性を回復させ、

愛着関係が十分とれない子どものケアを行うためにも、これまでの集団養育では限界があり、できる限り家庭的な環境の中で、職員との個別的なかかわりを重視したきめ細やかなケアをすることが重要であるとの観点から、ケア形態の小規模化を進めようとしてきた。

担当制は、多くの乳児院が実施しているが、ケア形態の小規模化は、その必要性を認めながら、様々な施設条件の中で、多くの施設が実施できていなかった。いわゆる「ユニットケア」としての実践は、乳幼児4～5人に対して養育者3人程度の養育形態であるが、全国で4～5施設の取り組みがあった。

このたびの予算化によって、2005年4月以降17施設が小規模グループケアの実施に取り組み、検討中の8施設を含めると25施設（21.4％）が実施しようとしている。

また、乳幼児を養育していく上で大切なことに、ケアの連続性がある。安定した家族が継続的に乳幼児を育てることによって、赤ちゃんは情緒的な安定や人間への信頼を獲得し心身共にバランスの取れた発達をしていくことは、すでに多くの研究の中で明らかにされていることである。

乳児院では、在院期間が短く、1年未満の場合が毎年ほぼ60％であり、1年～2年未満21.7％、2年～3年未満が16.6％であり、3年以上はわずか1.7％である。しかし乳児期の1年はおとなの1年と同じでなく、その成長の面から中味の濃い、長い1年であると言える。

乳児院における退所理由は、里親委託も含めて家庭復帰、家族の再統合は67～68％あり、残りは児童養護施設等、他の児童福祉施設への措置変更である。この約30％あまりの措置変更が、子ども達にとってマイナスにならないような取り組みを進めていかねばならない。家族との別れを経て入所し、再び生活の場を変えて新たな環境の中へ入るマイナスを考えると、乳幼児のケアは一貫性を保たなければならない。継続して行われる養育の中で確かな育ちをしていくであろう。

退所時の子どもたちの年齢を見ると1歳未満と1歳～2歳未満は31％でほぼ同じであり、2歳～3歳未満も30.39％と近い数字である。3歳をこえる子どもも約6％であり、児童の最善の利益を図る中で今までに2歳を期限として措置変更とするといった機械的なことはなされてこなかったと思われるが、児童福祉法の改正によって子どもたちのケアの連続性が重要なものとされ法的に明確化されたのである。今後、制度の改正が数としてどのように推移していくか見ていきたい。

3. 峰山乳児院の取り組みと現状

峰山乳児院は、定員20名のごく平均的な施設であり、所在地である京丹後市は2004年4月に合併によって人口約66,000人の市となった。

法人は、乳児院の他に児童養護施設（幼児のみ）乳児保育所、障害児通園施設等の児童福祉施設と老人福祉事業として総合老人福祉施設や認知症老人のグループホーム、また、精神障害者地域生活支援センターを運営しており、そのほとんどの事業を同じ市で実施している。

就学前の幼児を対象とする児童養護施設を併設していることは一貫した継続的な関わりを行う上でのメリットは大きく、2歳という年齢の区切りではなく、個々の子どもたちの発達と今後のケアのあり方を検討する中で、生活の場を考える。生活の場を乳児院から幼児寮へ移す時、職員間の引き継ぎはしっかりするが、子どもは日々の養育の中で昼間は幼児寮へ遊びに行って、夜は乳児院で寝るなど少しずつ慣らしている。また、ケースによっては乳児院での担当職員が、子どもと共に一緒に児童養護施設へ変わることも少なくない。

「乳幼児ホーム」として乳児院の幼児と児童養護施設の幼児を縦割でグループとして生活するホーム制を

その養育の形態にする乳児院もいくつかあるが当施設はどのような方法がよいか考えつつも、決めないままに今日まで来ており、建物の改修等設備面からも実施していない。乳児院においては、0歳～1歳未満の乳児グループと1歳以上児の幼児グループに分かれ、職員も各々の担当児のいるグループに分かれている。

以前は、子どもの生活の場は分かれていても、職員は0歳児も1歳以上児とも交替で養育にあたっていた時期があったが、今では、いかにケア単位を小さくして養育していくか、1人の子どもへ関わる職員の数を、できるだけ少なくできないか、ケアの連続性をどう保つかの試みを続けている。

4. あるケースを通して見える乳幼児の姿

0歳で入所し、4歳となった男の子は現在幼児寮の小規模グループケアを実施するホームで生活している。

(1) 入所までの経過

母は中学3年の3月に本児を出産した。周囲の人が母の体の変調に気付いたのは妊娠後期のことであり、生むという選択しか方法がない状態の中での出産であった。母の実母は、家を出て行方不明であり実父は死亡。母は1歳上の兄と共に父方の祖母（本児からは曽祖母）と暮らしていた。母には軽度の発達遅滞が見られた。そして本児は病院から生後1週間で入所となった。

(2) 乳児院へ入所後の様子

本児は、里親委託の可能性もあるが、長期に渡る施設での生活を送ることになることが考えられた。そのため、養育担当者が変わらないような人材を担当者と決め乳児院での安定した保育をしていこうとスタッフで話しあった。母は、出産後精神的に不安定となり、病院の精神科通院の後入院した。

入院後も母の精神状態は重く、リストカットなど自傷行為を繰り返すなど、病院スタッフも目が離せない状況だと聞いていた。以後長期の入院となり、乳児院で生活した2歳9カ月まで母の入院は続いた。この間生後7カ月の時、はじめて面会の許可が精神科医師より出され、病院での面会ができた。以後、面会については、外出許可をもらい1歳と2歳の誕生日に面会に来られた。精神科医師からは手紙も禁じられ、家族との関係のほとんどとれない状況であった。

本児は、生後1カ月よりひどい乳児湿疹となり、強度のアトピー性皮膚炎と喘息様気管支炎にて治療を続けることになり、症状は軽くなったものの4歳の現在もその治療を根気強く続けている。

乳児期は0歳児のフロアで他の乳児7～8名と担当者を中心にスタッフ7～8名の関わりの中で生活し、1歳をすぎて幼児期に入ると担当者と共に生活の場を2階フロアに変わり、幼児8～10名と2階のスタッフ8～9名の関わりの中で生活してきた。成長は平均的であり、知的なレベルも気になることはなかったが、社会性と情緒面において何かとトラブルや、満たされない思いが気になった。年少児に対しても力の加減をせず、のりかかったり、押したり、つねったり、ダメだと言われたことを笑って楽しむ様子も見られたが、反面、職員の後追いをするなど甘えることもできて、担当保育士とは幼児寮へ変わるまで良い関係が続いた。

アトピーと喘息のひどさから、幼児寮への変更が遅くなっていたが、十分と思われる準備期間を経て生活の場を移すことになる。

(3) 幼児寮への入所後のようす

幼児寮での生活もスムーズに慣れ、3歳の誕生日を迎えるが、ここでもわざと他の子どもの嫌がることばかりをしてしまいトラブルが起きやすかった。

自分の思い通りにならないと大声を出したり、物を投げたりすることで気持ちを表し、言語化できなかった。また、注意を受けたり叱られてもニヤニヤと笑うことで自分の思いを表現し、自分の間違いを素直に認めることが出来なかった。

3歳6カ月でグループホームでの生活を始めようとしたが、小規模グループケアでの生活は、本児にとっては楽しみより苦痛のようであった。

家の中で落ち着けず、ウロウロと歩きまわり、他の落ち着かない子と一緒になって騒ぎ、スタッフが疲労困ぱいの日々であった。

そこで、スタッフも他の子どもたちも生活に慣れ少し落ち着いてから受け入れようと4歳になった4月から入ったところ、他の子どもたちの落ち着いたベースの中ではじめは、つまらなさそうにしていて本園で走りまわったり、さわいだりしたそうに見えたものの、しばらくすると変化が出てきた。そして、2～3カ月すぎたころより行動に落ち着きが出てきて、ひとりの時間、何かに集中できたりゆっくり待っていたりすることができるようになった。大きな声で自己主張したりしなくても、小さな声で話せば心穏やかに思いを伝えられ、また素直に注意を聞ける時も見られるようになってきた。その成長ぶりに驚くものがあった。

(4) 考察

生後間もなく入所し、家族との交流の機会も少なく担当保育士との安定した関係は作れたものの、集団での生活は、何か満たされない思いを持っていたのであろうか。3年間担当者が変わらず生活し、生活の場を変わる時もスムーズに移れたが、少人数での生活に慣れるのに時間が必要であった。乳児院では日中の保育はグループに分かれるが、みんなで一緒に食事をし、たくさんで寝ていた。今では、小さいトラブルをおこしつつ落ち着いたグループホームでの生活を楽しめるようになってきている。何がしたいか、何が食べたいかなど自分の意志を伝えやすく、受け留めてもらえることに慣れはじめた。乳児院の職員も彼の成長を近くで見ている。来年は幼稚園への登園を開始する予定だが、施設とは違う他の社会の中に入る時、どのような変化と成長を見せるのか。

親の元に帰ることが望めない時、里親委託も考えていくことになるのだが、しばらくの間グループケアでできる援助をして、本児の成長を支えていきたい。

5. おわりに

乳児院で生活する乳幼児たちの期間は短い。しかし、その1カ月、1年は成長の著しい乳幼児にとっては長い、貴重な月日である。そのことを思うと、できるだけ早期の家庭復帰（里親委託も含め）ができればとの思いがある。

そして、約40％の幼児は1年を越えて乳児院で生活するのだが、家族と共に生活できなくても、子どもが親とよい関係でいられるよう、家庭支援にも力を入れていかねばならない。そして、その間の乳児院での生活は、子どもの最善の利益を考え、その権利が護られるようなものでなくてはならない。年齢要件の見直しにより、今後乳児院での生活が長くなったり、年長児が増えることが予想される。

子どもたちの心身の発達を支え、担当者との愛着関係を築き、他者との関係性を良好に保つことを身につけるためにも、小規模なグループケアを進めていくことが必要であろう。職員の専門性の向上と仕事への意欲が求められるのはもちろんだが、そのためには、施設整備のための費用とサポートも含めた職員の増員を図り、柔軟な職員体制が必要となる。

注．文中の統計は平成17年6月の全国乳児福祉協議会の調査による。

キーワード：乳児院における小規模グループケア

乳児院において、虐待を受けるなど心に深い傷を持つ子どものうち手厚いケアを要する子どもに対して、小規模グループによるケアを行う体制。乳児院のケア形態の小規模化を推進することを目的とする。

ケア単位は原則４人。家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。

特集 乳幼児の世界

児童養護施設の乳幼児たち

鳥取こども学園 園長 藤野興一（ふじのこういち）

1. はじめに

厚生労働省の「児童養護施設入所児童等調査結果（5年ごとに実施、今回は平成15年2月1日現在）の概要」によると、児童養護施設（554施設）入所児童30,416人（前回26,979人）の内23.2％（前回22.6％）が就学前の乳幼児、小学生41.2％（前回38.3％）、中学生21.4％（前回22.8％）、高校生12.9％（前回13.7％）、その他1.2％（前回1.8％）となっており、乳幼児は約7,056人（前回約6,097人）で増加傾向を示している。

ちなみに、里親委託児童は2,454人（前回2,175人）の内、41.8％（前回36.1％）、約1,025人（前回785人）が就学前の乳幼児であり、乳児院入所児童は3,023人（前回2,720人）である。

児童養護施設、里親、乳児院を合計すれば、平成15年2月1日現在で、約11,104人の乳幼児が何らかの理由で親子分離を強いられ、施設（母子生活支援施設の約2,920人の乳幼児は除く）又は里親へ措置されていることになる。

平成10年の前回調査と平成15年の今回調査との間には、平成12年11月施行の児童虐待防止法制定が有り、数の上でも入所児童総数に占める割合でも乳幼児の増加傾向は著しい。

被虐待児の死亡事例の中では乳幼児が多く、虐待通告をされれば乳幼児の場合、安全確保のためにもとりあえず親子分離して施設入所・一時保護せざるを得ないケースが増えてくるからである。

さらに、今回調査以降にも平成16年10月施行の児童虐待防止法改正などの一連の法改正があり、その傾向は一層加速されたと思われる。

児童養護施設の現場における乳幼児養護の実態は極めて厳しいものがある。私が施設長を勤める鳥取こども学園の取組みを振り返りながら、児童養護施設における乳幼児養護の課題について考えたい。

2.「幼児の集団養護はやめよう」という取組み

乳幼児養護を語る際、岡山新天地育児院の故池田愛先生をお訪ねし、その実践現場を見せていただいた時の強烈な印象を忘れることが出来ない。私が児童養護の現場で働くようになった昭和50年代初頭のことである。

池田愛先生は、開口一番「養育に労働基準法などというものは馴染まない」と言われ、以下のことを話された。

2～4人の幼児を一人の保育士が担当しており、「部屋」で文字通り寝食を共にしていること。

また、乳児院からの措置変更であれ、直接入所であれ、入所後少なくとも1～2週間は一人の保育士が「おんぶ」に「抱っこ」「添い寝」「ほほえみがえし」「裸で一緒に風呂に入ること」をして、「赤ちゃん返し」をすること。

「赤ちゃん返し」をして初めて、その保育士との間に「愛着（信頼）関係」が生まれること。一方「昼間保育」を充実させ、部屋からの送り迎えの時間を意識的にずらすことによって、部屋での1対1の関係を創りだすこと。

敷地内に若い夫婦を住まわせ、愛着障害の治療的ケアを試みていること、等々。おだやかだか、熱っぽいお話であった。

当時、80名定員の8ホーム体制で、小舎制養育を旨としていた我が園の場合、4～5人の住込職員が交代で10～20人の幼児を看る「幼児ホーム」を持っていた。

そこで私たちは、池田愛先生の取組みに学び、「三つ子の魂百まで」と言われるように、乳幼児期の育ちがのちの人生を決定する程の大切な意味を持つことを再認識し、「幼児の集団養護」の見直しから始めていくこととしたのである

当時我が園では、「一人の幼児が、入所から小学校入学までの間に、担当職員（養育者）が十数回（人）も替わっており、人格形成上大きな問題である」という議論があった。何とかしようと「個別担当部屋割り制（一人の職員が4～5人を担当し、部屋ごとに寝食を共にする体制）」を実施し、更なる議論の末、「幼児ホーム」に高校生や中学生を移して縦割りホームにして、幼児を各ホームにそれぞれの担当職員と共に移動し、昼間保育を充実させることとしたのである。

3. 全国的には「幼児の集団養護」が主流である

平成15年4月1日現在の児童養護施設の養護形態を全養協の「全国児童養護施設一覧（550施設）」で拾ってみた。

大舎制施設（一舎20人以上）が主流で384施設（69.8％）、大舎と中舎・小舎の併用施設が20施設（8％）、中舎制施設（一舎13～19人）が63施設（25.2％）、中舎と小舎の併用施設が14施設（5.6％）、小舎制施設（12人まで）は69施設（27.6％）である。

小舎制の一部を除いてほとんどの施設で「幼児の集団養護」が行われていると推察される。

「幼児の集団養護」については、池田愛先生の所を訪ねた時の強烈な印象とは逆に、同じ中国地区のある施設で乳児院を案内された時、4～50名の幼児が一部屋にいて、その部屋に一歩踏み込むやいなや見知らぬはずの私たち見学者に向かって数人の乳幼児たちが一斉に「抱っこ」をせがんで突進してくる光景が今でも目に焼きついて離れない。

ある80名定員の大舎制施設では、26名の幼児（3歳未満児4名を含む）を職員9名のローテーションで看ていて、16～19時の食事や入浴の時間帯には4～5人の職員配置をしているものの、19～20時3人、20～22時1人の職員配置である。

保育所であれば個々の子どもの親がいるが、親子分離した子どもたちの養育にあたる児童養護施設にあって、26名の「幼児の集団養護」が家庭に代わる養育と言えるのだろうか。

たとえばこの施設での幼児の入浴は4人の職員で行い、脱衣所に1人、洗い場に2人、髪を乾かすドライヤーに1人で、さながら工場の流れ作業のようである。大舎制施設の幼児の入浴風景は大なり小なり似たようなものである。

これでは愛着形成の促進に逆行するばかりか、セカンドアビュースといわれても仕方ないのではないかとさえ思われるが、言い過ぎだろうか。

4. 我が園（小舎制）の幼児養護の現状と課題

児童虐待防止法制定以降、全国の児童養護施設・乳児院が満員となる中で、定員45名の小舎制施設である我が園も、平成15年3月まで、分園型自活訓練ホーム（5名定員）を除く4ホームに3～4人の乳幼児を含

む10名の子どもたちがひしめいており、それを3人の職員が交代で看ていた。

職員の勤務体制については、断続勤務をかなり復活したとしても、朝夕2人体制は週2日程度しかとれなかった。即ち、養護系4ホームでは、10名の未満児から高校生までの子どもたちの内、常に3～4人の未満児・幼児を抱えて、夕方の食事時から就寝まで、一人の職員で看ているのがほとんどで、子どもも職員も悲惨な生活と言わざるを得なかったのである。

この状態を打開するために、平成15年4月から、被虐待児対応の加算職員を鳥取県が配置してくれたのを機会に、緊急一時保護のためのホームを作ったり、ホームを増やすことで1ホームの人数を7～8人まで減らすこととした。

また、平成17年4月から、分園型自活訓練ホームを廃止して園内に戻し、児童養護施設45名定員で6ホーム体制プラス一時保護1ホームとして、乳幼児の受入れ枠を拡大することとした。

その中で幼児養護に関しては、園内昼間保育（就学前2年間は幼稚園に通園させ、その他の幼児を園内保育で看る）を充実させること。学童が居ない時間帯の「昼食」と「お昼寝」を各ホームで行い1対1の関係を大切にすること。入所後2週間は園内保育にも出さず、ホームでのスキンシップを大切にすること。幼児の入浴には職員が裸で湯船まで一緒に入ること、等々を申し合わせて実施に努めている。

しかし、子どもが学校から帰って来る夕方の4時頃から子どもが寝るまでの間、1ホーム2人勤務を確保しない限り、例えば幼児との裸の入浴は無理だったり、手のかかる子に追われておとなしい子が放ったらかしになったりしてしまうといった具合で、様々な加算をフル動員したとしても、現状の施設最低基準の職員配置ではいかんともし難いのが現状である。

5. 養育の連続性確保と乳児院・児童養護施設に親子愛着トレーニングセンターとしての機能が必要

―改正児童福祉法後の課題―

平成16年12月3日改正児童福祉法公布により、特別の理由があれば児童養護施設にも1歳未満の乳児を受け入れてもよいし、乳児院にも就学前まで幼児を入所させてよいこととなった。

今までの乳児院が、愛着対象からの分離不安が最も高まる臨界期である2歳をもって、児童養護施設へ措置変更していた弊害を和らげ、養育の連続性を確保する意味でも、これを歓迎したいと思う。

しかし、今の施設最低基準のままで、設備面でも職員配置の面でも何の手も加えないで児童養護施設に乳児を受け入れたり、乳児院に幼児を受け入れたりするのには無理があると言わねばならない。ハード面・ソフト面共にそれなりの体制を準備する必要があるのである。

鳥取県には児童養護施設は5施設あるが、乳児院は20名定員の施設1施設しかない。その上、3つの児童相談所のいずれにも乳幼児の一時保護体制はなく、乳幼児が保護された場合、待った無しでこれらの施設に委託されるのが実情である。

その場合、一つしかない乳児院も東部から車で2時間以上かかる県西部にあり、東部の乳児は緊急の場合、どうしても東部にある児童養護施設に来てしまう傾向にある。

従来の児童養護施設・乳児院・里親では、戦災孤児の時代から、施設職員や里親が人生丸抱えの親代りとなるのが美徳とされた時代があった。

しかし理由はどうであれ、母親から結果的に子どもを取り上げておいて、母子の交流を断ってしまうことは母親の母性の育成に大きな妨げとなり、また子どもの愛着形成にとっても大きな妨げとなる。里親は別と

して、今の乳児院や児童養護施設には、親子の愛着形成を援助するトレーニングセンター的機能が求められて然るべきであろう。

従って、各都道府県に小規模でも乳児の入所が可能な乳児院や児童養護施設を複数配置して、乳幼児の近隣地域での入所を可能にすること。そのことによって、施設に「親子愛着トレーニングセンター」のような機能を持たせ、併せて乳児院と児童養護施設における養育の連続性を確保することが肝要であり、地域相談体制の強化と共に児童福祉法改正後の大切な課題である。

我が園が創立百周年を迎えるに当たり、児童養護施設、情短施設、保育所、児童家庭支援センターに加えて乳児院を創設し、それらを一体的に運営することとした所以でもある。ご支援いただきたい。

キーワード：「赤ちゃん返し」と「愛着形成」

心の発達にもそれぞれ年齢にふさわしい発達課題がある。その心の成長の出発点が乳児期であり、この時期の発達課題は他人や自分自身に対する基本的信頼感である（エリクソン）。

多くの赤ちゃんは生後６～７カ月で、人みしりが始まる。これは赤ちゃんが母親（養育者）という特定の対象に対して、特別の感情を抱くようになったからで、このような特定の対象に対する継続的で深い情緒的結びつきをアタッチメント（愛着）という（ボールビー）。

この「愛着関係」こそ人格形成の基礎をなすものである。親子分離された子どもたちにはこの発達課題を「積み残し」てきた子どもが多く、「積み残しの挽回」が課題となる。子どもたち（乳幼児）に特定の対象が継続的に関わることによって、意識的に（治療的退行）「赤ちゃん返し」を促進することを通して、「育て直し」による「愛着形成」の回復を図る必要があるというのが筆者の持論である。

特集 乳幼児の世界

乳幼児の里親委託

東三河児童・障害者相談センター　児童福祉司　柴田千香（しばたちか）

1. はじめに

「お父さん、お母さん、お兄ちゃんやお姉ちゃんはどうしてみんな同じ家にずっといるの？僕が寮（児童養護施設）に帰ったら、お父さんたちもみんなそれぞれ寮に帰るの？」。当時、5歳の男の子の言葉である。児童養護施設より特定の里親ボランティア（季節里親・週末里親）宅への外泊を定期的に行うようになった頃の彼の疑問である。家族が一つの家で生活するということは、誰かに教えられることではなく当たり前のことだとずっと思っていたが、彼の疑問により乳幼児期を施設で生活する子どもたちにとって「家族が一つの家で生活すること」が当たり前のことではないということを考えさせられたのをよく覚えている。

筆者は縁があり7年ほど前から児童養護施設の子どもたち、里親家庭の子どもたちと関わらせていただいてきた。現在は児童相談所の児童福祉司、また里親担当として3年目となる。また我が家は里親家庭でもある。現在3人の子どもたちを里父母とともに家族全員で養育させていただいている。その経験の中から本稿では、乳幼児の里親委託について日頃感じていること考えていることをまとめてみたい。

2. 乳幼児の里親委託の実際

乳幼児の里親委託を考えた場合、大きくは2種類にわけられる。その子どもと里親が特別養子縁組を結ぶことを前提とした委託と、特別養子縁組を前提とせず、施設と同様、実親や実家庭の状況にあわせた期間、里親に子どもを養育していただく委託の2種類である。それぞれの場合について子どもたちの様子を簡単に紹介したい。

(1) 特別養子縁組を前提とした委託の場合

〈Aちゃんの場合〉

生後まもなくから乳児院に入所していたAちゃんは2歳7カ月で里親委託。乳児院から里親宅への外泊等繰り返していた頃は乳児院での生活同様、大人を困らせる行動もほとんどみられなかったのだが、正式な委託をうけ、1週間ほどで次々と里親を困らせる「里親試し」に入る。食事はたべず、おやつばかり要求。洋服を着るのが嫌で、下着もつけず裸で生活。トイレは部屋の中においたバケツでするか、部屋中のいたるところでしてしまう。毎日のように買い物に行くことを要求し、必要もない玩具やビデオを次々といくつも購入する。児童相談所からも「半年から1年は叱らずに子どもの行動につきあってあげて欲しい」と言われていた里母は、本当に苦しい思いをし「可愛くないと思うこともある」と愚痴をこぼしながらもAちゃんの全てを受け入れてくれた。Aちゃんとの生活の中で里父は、里母をサポートする意味で家事の手伝いをしてくれた。地元の保健師等はそんなAちゃんの様子を「自閉症」ではないか、という思いをもち見守っていた様

子。

しかし1年以上たち、保育園に入るころ、Aちゃんは表情もよく、元気の良いとても素敵な女の子になっており、周囲を驚かせた。里父母とAちゃんの間にはしっかりとした親子関係が結ばれている。

〈Bくんの場合〉

Bくんの実親は事情があり出産前から特別養子縁組前提の里親委託を希望。新生児委託は、後から子どもに障害があると分かる可能性がある。そのことも了承した上でBくんを丸ごと引き受け、特別養子縁組をしてくださる里親へ、生後1週間で産院から直接委託。実親側からも、「名前は里親につけていただいて構わない」という申し出があり、Bくんの名前は里父母がつけてくれた。1年後には特別養子縁組も整いすくすくと育っている。

(2) 養子縁組を前提としない委託の場合

〈Cくんの場合〉

1歳7カ月で実親の経済的な理由により里親委託。実親の話では1歳7カ月の時点で「言葉が全くない」とのことで、知的発達の遅れを疑っていた。しかしCくんは委託直後から里親の話しかける言葉をどんどん吸収し、単語はもちろん数週間後には二語文を話し出し、表情も豊かになり目覚しい発達をみせた。

Cくんの場合は実親との関係を継続させることが必要なため、状況に応じ実親宅への外泊を行った。里親としっかり関係を作っていたCくんは、当初外泊のたびに大泣きしていたが、回数を重ね、Cくんも大きくなるに連れて少しずつではあるが里父母と実親と両方がいること、どちらも大切な家族であることをCくんなりに理解してきた様子。里親と実親の関係も悪くない。しかし今後、いつCくんが実親のもとに戻るのか、どのようにそのことをCくんに理解、納得させていくのかが大きな課題となっている。

〈Dちゃんの場合〉

Dちゃんは3歳のとき里親委託。実親は施設入所希望だったが施設満床の為、入所できるまでの短期間の委託。外に出て身体を動かす経験の少なかったDちゃんは里親宅での毎日の散歩や規則正しい食事を通じ、少しずつ丈夫な子どもとなり施設入所となった。その後も、実親の了解のもと、盆等の長期休暇には里親宅への外泊を継続していく中で、Dちゃんは里親が帰ると泣けてしまうほど里親との良い関係を形成することができた。

〈Eくんの場合〉

Eくんは8カ月の頃、実親が生活を立て直すまでの短期間ということで里親委託。人見知りもなく、表情も乏しい、大人の関わりがなくとも一人でいつまでも遊んでいることのできる赤ちゃんだったため、里親宅でしっかり大人との関わりを持たせてもらえるよう依頼。里親は児童相談所で行われる里親サロンにも頻繁に参加し、サロン参加の他里親たちもみんなでEくんを可愛がり見守る中、Eくんは本当に可愛らしい表情の子どもへと少しずつ変化を見せ始めた。里親に対する後追いや人見知りも現れ、少々ゆっくりペースではあるものの順調な発達をみせている。今後はあまり面会等の関わりを持たない実親とどのように関わりを持たせていくのかが課題である。

3. 課題と今後について

(1) 里親と子どものマッチングについて

里親に子どもを委託する場合、どんな里親にどんな子どもを委託すると良いのか、適切なマッチングをするのは児童相談所の重要な役割である。

特に乳幼児の里親委託の場合、まずきちんと児童相談所側が見極めなくてはいけないことはその子どもが特別養子縁組の可能な子どもなのか、実親のもとへの家庭復帰の可能な子どもなのか、ということである。里親家庭では、子どもと里親との結びつきが非常に密

になることが多い。しかしいくら里親子の関係が良好であったとしても、子どもたちのその後は親権者の意向に大きく左右される。実家庭に戻る可能性のある子どもなのか、里親家庭で大きくなるまで育つ子どもなのかはっきりさせておくことは里親、子ども双方の気持ちを整理していく上でとても大事な児童相談所の役目だと思う。また、時には委託を解除するという決断をするのも児童相談所の重大な仕事だと思っている。

また、委託された子どもとうまくいかなくなる「不調」という経験を持つ里親へのマッチングも児童相談所がきちんと見極めなければいけない重要な課題だと思う。どうして不調になったのか、その際のマッチングはどうだったのか。不調になったからといって里親に問題があるばかりとは限らない。例えば子どもの起こしそうな問題行動について、委託前に情報をきちんと里親へ伝えておくことができたのか、里親の不安を解消する場や愚痴を話せる場がきちんと提供されていたのか。里親の実子や前から委託されていた里子との年齢、性別バランスを考えてマッチングが行えたのか。里親側に今後も里親を続ける意思がある場合、それらのことを踏まえたうえで、どのくらいの期間、どのような子どもを委託すればうまくいきそうか、里親の力を引き出せるマッチングが必要となってくる。一度不調になったからダメではなく、「里親家庭を育てていく力」をつけることが児童相談所の課題となってくる。

ただ現状としては里親を必要とする子どもの数に対し、選べるほど里親がいない状態がある。近県の児童相談所同士が協力し合い、子どもにあった里親をみつけられることが望まれるのではないだろうか。

(2) 里親支援について

里親を支援する事業として大きくは養育相談事業、里親研修事業、里親養育相互援助事業（サロン）、里親養育援助事業（ヘルパー）、レスパイト・ケア、里親会、里親賠償責任保険などがある。また各地域における里親子の自助グループも里親支援には有効である。特に里親同士がつながることのできるサロンや自助グループは、里親の養育に大きな手助けとなっているように思う。愛知県では毎週1回、各児童相談所でサロンを開催しており、各地域の里親子たちが会場に集う。里親たちが、みんなで暖かく子どもたちを見守っていく感覚、困っている里親が愚痴を言える場、子どもたち同士がつながっていけるという意味で、とても大きな役割を担っている。またヘルパーの利用も多い。特別養子縁組前提の里親がヘルパーを利用することはあまりないが、他の里親の場合、特定のヘルパーに時折手伝ってもらいながら養育している里親もいる。「里親」という家庭に外の目が入っていく形にもなり、ヘルパーの報告書も里親子を知る上で貴重な資料だと思っている。

「児相に相談したら、児相は何をしてくれるんですか？」。ベテランの養育里親に言われたことがある。児童相談所の福祉司は本当に多忙な仕事である。里親について学ぶ機会もとても少ない。また、里親委託は施設入所と比べると件数も圧倒的に少ない。そのこともあり福祉司の経験はなかなか蓄積されていかない。加えて里親委託は施設入所に比べ、福祉司の業務量が増える場合が多い。施設入所児以上に実親との関わりを児童相談所がもたなくてはならない場合が多いためである。そのことが里親委託よりも施設入所を考えざるを得ない要因の一つとなっているのかもしれない。ベテランの里親の相談に対し福祉司ができることは、児童相談所に蓄積された経験を伝えていくことしかないのかもしれないと思う。そのための里親専任の福祉司を配置する等、経験蓄積の方法を今後、考えていく必要がある。

(3) 子どもと実親との関係・交流

特別養子縁組前提の委託の場合、乳幼児期に子どもが実家庭と接触を持つことはあまり考えられないが、

特別養子縁組を前提としない委託の場合、形としては施設入所と変わらないので、子どもは里親と実親という2組の親と接していくことになる。筆者が接してきた子どもたちは「○○（里親の姓）のお母さん」「△△（実親の姓）のママ」と、子どもなりに理解していた。しかし長期の委託になってくるとやはり二組の親がいる難しさは生じてくる。長期に委託されていて実親との接触がほとんどない場合、子どもが成長の過程で実親を美化し過ぎてしまったり、逆に実親の事をうまく処理できず「捨てられた」という思いを持つ場合もある。

特別養子縁組を前提とした里親委託については家庭養護促進協会等からも多くの書籍や文献が示されている。真実告知や親だめし、赤ちゃんがえり、ルーツ探し等々である。

今後は先に述べた福祉司の経験の蓄積だけではなく、養育里親の経験を児童相談所等が蓄積していくことが求められるのではないだろうか。

(4) 里親と施設の関係

施設からみると里親は専門家でないかもしれない。しかし双方に理解しあえてない部分が多い印象がある。第49回全国乳児院研修会では、乳児院職員と里親が意見交換等をできる分科会が設けられたと聞いている。子どもの年齢や行動、実親の状況によっては施設という専門集団でなければ難しいケースもある。また逆に里親という個別の家庭の方が望ましいケースもある。特に子どもが乳幼児の場合は里親という個別の家庭でしっかり関わってもらう方がよい場合が多い。施設と里親が理解しあい、施設が里親という個々を支援できる形の整備が必要である。

4. おわりに

自分の文の稚拙さや紙面の関係もあり、感じていることを十分に伝えられなかった部分もあって残念に思う。

乳幼児期の子どもの思い出は、ずっと傍にいてくれる大人と子ども自身との間で、何度も何度も繰り返し語られ、共有されるからこそ、子どもの心に思い出として残っていくのではないだろうか。「○○ちゃんは、赤ちゃんの頃、こんな子だったんだよ。」「こんなこと言ってたんだよ」と、自分の小さい頃の話をしてもらえること、子ども自身が成長の過程の中で知りたいときに自分の小さい頃のことを確認できるということは、「自分」をつくりあげていく過程の中でとても大切な経験だと思う。

児童福祉司という仕事は、実家庭での生活が困難な乳幼児期の子どもたちに「特定の大人」をみつけてあげることのできる貴重な仕事であり、逆に担当の福祉司がそれをあきらめてしまえば子どもたちはそのチャンスさえ与えられないかもしれない責任重大な仕事である。とにかく里親たちとつながっていくこと、顔を合わせ、話し、伝え、相談していくこと。筆者が児童相談所で里親たちと接する中で一番大切に思い、助けられてきたことである。今後も自分の立場で今できることを、少しずつ行っていきたいと思う。

キーワード：里親養育相互援助事業

里親が児童相談所等に集い、相互に交流することにより、精神的負担の軽減や養育技術等の向上を図ることを目的とした事業。里親支援事業実施要綱（平成14年9月5日付け雇児発第0905005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により定められている。児童福祉司等の仕事を経験した専門家が里親同士をつなげるコーディネーターの役割を担う。地域によって実施方法、場所、回数等に差がある。里親サロンと呼ばれることも多い。

特集 乳幼児の世界

インド洋津波と地震：子どもへの影響

FASTプロジェクト代表、シンガポール国立大学 準教授
IFSWアジア・パシフィック前地域代表
Dr. Tan Ngoh Tiong
（タン・ゴー・ティオン博士）

1. 緒言

2004年12月26日のインド洋津波は、数百万人の生活に影響を与えた。最近40年間で最も強く20世紀以降で最大規模だった今回の地震により津波が発生し、マレーシア、タイ、スリランカ、インド、モルジブの沿岸に甚大な破壊をもたらした。津波は沿岸地域や漁村、リゾート地を襲い、地域を住民もろとも押し流し、家屋や樹木をなぎ倒した。死者の数はこれまでに15万人に達している（http://www. mapsofworld.com /world-news/26-12-2004-indonesia.html, ST, 2005, p1）。被災地が津波の被害から復旧しようと努力する中で、幼き声は大人の叫びにかき消されている。この幼き者の声は、よりよい未来に対する人類の希望がいかにもろいものかを表している。災害時に最も被害を受けやすいのはいつも子どもと女性と考えられており、今回も例外ではない。この地域で1万3,000人の子どもが津波で親を失った。また孤児、負傷者、行方不明者となるか、またはそれ以外に何らかの被害を受けた子どもは百万人を超えている（CNN, 2005a）。アチェだけで3万5,000人の子どもがホームレスや孤児となるか、あるいは親と別離している。スリランカでは約200人、タイでは約300人の子どもが親の一方もしくは両親を失った。休暇で外国から各地に来ていた子どもも、家族を奪われる被害を免れていない（ST, 2005, p1）。今回の災害で最も傷ついた被害者は子どもだろう。子どもは、大人でも対応に苦労する情緒的・身体的・心理的トラウマに対処しなくてはならない。国際機関のうち、ユニセフ（国連児童基金）は今回の災害で不幸な影響を受けた子どもを助けるための救援活動を行う指導的機関のひとつとして、被災した子どもの保護に当たっている。

本報告では、こうした「津波世代」（"tsunami generation"、2005年ユニセフの造語）に的を絞り、この世代の子どもが地震発生時にまずどのような影響を受けたかを振り返り、現在の状況を評価し、児童保護、ヘルスケア、教育、社会復帰などにおいて現在必要とされるサポートを分析する。

2. 直後の影響

津波世代の幼い生命は、津波による最初の破壊を生き延びたあとも安全ではなかった。津波の余波のほうがむしろ最初の襲撃より危険だったと思われる。津波被災地で根本的な健康リスクと生存への障害に直面している住民3～5百万人のうち、3分の1以上は子どもである。子どものほうが体が小さく身体的に脆弱なため、病気にかかりやすい。狭苦しい避難所は生活条件が劣悪で、あらゆる人の健康が危険にさらされた。一つの部屋やテントで40人もの人が眠っていることも

あった。食料や清浄な水の供給は不足し、劣悪な衛生状態により、はしか、コレラ、下痢の発生しやすい条件となっていた。栄養不良や脱水状態の子どももいた。また、津波の残した水たまりがよどみ、マラリアやデング熱などの病気を媒介する蚊の繁殖場となった。のどの渇いた子どもは、汚染された水たまりから不衛生な水を飲んだ。

海面が地面の高さまで上昇し無数の死体が残されている状況の結果として、飢えたワニや野生のヘビが出現し、子どもはまさにこれらの餌食となる危険にも見舞われていた（http://www.manna7.org/tsunami.htm, Express India, 2005）。だが残念なことに、津波世代が直面する脅威は爬虫類のワニだけではなかった。政府や、ユニセフ、フォスター・プラン（Plan）、オーストラリアキリスト教児童基金（CCF）などの児童福祉機関も「人間の姿をしたワニ」を強く警戒している。児童人身売買者らは、混乱に乗じて児童労働や性的搾取のために子どもを誘拐したりだましたり、誘い出したりしている。豊かな近隣地域に子どもが不法に売り飛ばされているという話もある（BBC, 2005, p1; Plan, 2005, p1）。ユニセフによれば、脆弱な取締り体制と汚職のため、児童密売者は子どもを容易に国外に運び出すことができる（UNICEF, 2005a）。インドネシア最大の被災地アチェが、子どもを国外に運び出すために児童人身売買組織が利用していることで悪評の高いメダンやバタムのすぐ近くであるということが、事態をさらに悪化させている。今年1月5日現在、アチェでは400人以上の子どもが行方不明であると報告されていた。

3. 心理的福祉

前述の影響より遅れて生じたがやはり重大な心理的影響としては、津波が子どもに与えた精神的苦痛という打撃が挙げられる。ボランティアのスレシュナ・サハは、「ひどいものです。子どもの場合は必ず大人よりひどいのです」と語った。一定の日常生活に慣れている子どもは特に心理社会的ストレスの被害を受けやすく、スケジュールの崩壊（特に今回のような大災害による場合）は「子ども自身の世界を壊滅させた」と小児科医のマイケル・ワッサーマン博士は述べている（CNN, 2005a, p1）。その結果、子どもは心理的に混乱をきたした。

また、15万人以上の命を奪った津波被害の記事や映像は、被災地以外の子どもにも心理的影響をもたらした。死や破壊について伝える記事や映像により、子どもは自分の安全や安心感に不安を抱き、うつ状態となったのである。

4. 現状

当面の最大の課題は、衛生問題である。ユニセフの報告によれば、避難所の生活条件が過密で衛生的なトイレもわずかであることから、避難所の運営機関は衛生状態を良好に保つ懸命の努力はしているが、その努力が実っているとはいえないというのが現状である。

子どもが直面している新たな危険のひとつとして、この地域で突然発生したポリオがある。2005年5月6日にユニセフのウェブサイトは、インドネシア保健省がポリオによる麻痺が新たに1人の子どもで確認されたことを報告した。

登録制度の抜け穴が見つけ出され、状況はいっそう複雑化している。ユニセフは、子どもの監視をさらに徹底するため、孤児登録基準の統一性を高める必要があると認めている（ReliefNet, 2005, p1）。

津波が残した孤児を善意の人がこぞって養子にしようとするのに対し、施行される規制が増えている。以前は里親の宗教に関する規制はなかったが、現在ではインドネシア政府は里親について新たな基準を設け、イスラム教徒であることを求めている。これは、キリ

スト教組織がイスラム教の孤児にキリスト教の里親を見つけようとしていると聞いて反発を示したイスラム教社会への対応だった。イスラム教社会は、インドネシアの子どもがキリスト教など他の宗教に改宗させられるいかなる可能性にも反対している（Washington Post, 2005, p1）。

このような措置の受け止め方には温度差がある。ユニセフ職員のサイモン・イングラムはユニセフを代表して、政府の措置について「満足している」と述べた。しかし児童活動家の中には、国家児童保護委員会委員長のセト・ムルヤディのようにこの命令を批判する者もいた。ムルヤディは「アチェの子どもは自由に州を離れられるようにすべきである。なぜなら、この土地は子どもの精神的・情緒的発達に好ましくないからだ」という立場をとった。これは、子どもは慣れ親しんだ環境においてこそ情緒の回復を遂げる可能性が最も高いとする「セーブ・ザ・チルドレン」の見解と対立する（Save the Children, 2005）。

明るい面としては、一部の子どもは災害のトラウマから回復に向かっているようである。スリランカのガールでは、ルフヌ・ステート・レシービングホームの孤児たちが楽しげに遊び、救援ボランティアに笑いながら陽気に声をかけさえする。また子どもは自分たちが受け取る物資が世界中の人々からの寄付であることを理解し、強い感謝の念を抱いている（AlertNet, 2005, p1）。

5. 必要な介入とサポート

現在のところ、津波で完全に破壊されたコミュニティの再建に全努力が向けられている。ユニセフ、WHO、国連や他の無数の支援団体などは、被害者を支援するための措置として、荒廃した地域の復興に向けた資金調達のために義援金を集めている。地球規模の結束の現れとして、米国、インド、日本、オーストラリア、国連は、世界的な救援をコーディネートするための国際パートナーシップを結成すると約束した（Fox News, 2005, p1）。

ユニセフは現在、関係国と共同で各種プログラムを通じて被災地に清浄な水と衛生設備の供給を行っている。これ以外にも、清浄な水の供給に関して計画中または実行中のプログラムがある。ユニセフの支援を受けて、インドネシアの保健当局者はこれ以上ポリオが拡大するのを防ぐために、子どもへのワクチン接種を可能な限り迅速に進めている。チダフではわずか2日間で4,000人以上の子どもが予防接種を受け、近隣のボジョン・ゲンテン小地区の1,300人以上も間もなく受ける予定である。また2005年6月1日にユニセフは、肢体不自由を引き起こすポリオから640万人以上の子どもを守るため、インドネシアのジャワ島で4百万ドルをかけた大規模なポリオ予防接種キャンペーンを開始した。

復興活動については、多数の組織が孤児院や孤児を収容する子どもの家を設置している。たとえばインドの支援団体マンナ・インターナショナルは、長期的段階の救援活動を遂行している。孤児のケアを目標のひとつに掲げ、子どもの家をすでに1カ所で開設したが、アンドラプラデシにもう1カ所開設する予定で、100人以上の孤児をケアする用意ができている。（http://www.manna7.org/tsunami.htm）

すべての子どもを学校に復帰させ日常生活を開始させることがきわめて重要であるという点で、すべての児童専門家と児童福祉機関は意見が一致している。こうすることで、子どもは少なくとも自分が正常な状況にあると感じることができる（CNN, 2005b, p1）。そのために孤児院や臨時の学校が開設された。寄付された教科書、制服、靴、机、椅子も分配されている（Reuter, AlertNet, 2005, p1）。校舎が津波で倒壊したため、テントを使って即席の校舎が設けられている。

ユニセフと国際移住機構が現在進めている迅速復興プロジェクトでは、インドネシアの新学年が始まる7月18日に間に合うようにアチェで最も深刻な被害を受けた地域で臨時の小学校200校の建設が予定されている。同時に、古い校舎の修繕とともに新しい永続的な校舎の建設も引き続き行われる予定である（Indonesia Earthquakes Field Situation Report 01 Apr 2005, ReliefNet, 2005, p1）。

しかし、教科書や制服、靴の代金が払えず、学校に通えない場合もある。そこでインドネシアで最大の成功を収めているファッションデザイナーのハリー・ダルソノは、孤児が自分の食料や衣服を得る手段を学べるように、孤児に職業訓練を提供している。ダルソノの専門技能のもとで、孤児たちは学校に通う代わりにスマトラ北部で有名な刺繍や裁縫などの縫製技能を習得する道を選ぶことができる（Zwire, 2005, p1）。

災害から5カ月が経ち、国際機関や他の支援団体、外国の個人や学校からの義援金や実際的支援を受けて、復興努力は現在、生活が営めるようにするためのコミュニティや地域の再建に向けられている。孤児の物理的ニーズがある程度満たされたことから、目下の最大の課題は子どもに十分な情緒的・心理的サポートを提供することである。情緒的・心理的な傷を抱える子どもは生涯その傷に苦しみ、いつまでも正常で平穏な暮らしを送れないおそれがあるため、子どもをトラウマからきちんと回復させることがきわめて重要である。子どもの心理的福祉に対するダメージを極力抑えるため、なるべく早期に子どもの心の傷に対応し治癒させなくてはならない（CNN（b）, 2005, p1）。

そこで先にも述べたように、正規のカリキュラムが行われないとしても学校を継続することが子どもには重要となる。相対的に正常な状態がもたらされれば、子どもの心理的回復が開始できる。また学校でこそ、心理的にうまく対処できていない子どもを教師が見守り（UNICEF, 2005, p1）、トラウマの克服を手助けできるのである（Yahoo UK, 2005, p1）。

孤児に対する別の形のサポートとして、家庭や家族を与えるという方法もある。政府と支援団体は現在、子どもを引き渡すように主張する者が本当に親族であり児童人身売買者ではないことを確認しながら孤児を親族と再会させる試みを行っている。

ただし養子縁組の専門家とインドネシア政府は、このような緊急段階での養子縁組、とりわけ国境を超えるケースを最後の手段としているようである。専門家と政府は、トラウマを負った子どもを慣れ親しんだ環境から引き離せばさらにトラウマが深くなるだけなので、孤児にとって最大の利益を目指すのなら、養子縁組を行うのではなく、コミュニティや学校の再建支援など、子どもを直接的に助ける目的のために金銭の寄付を行うべきと考えている（CBC, 2005, p1）。幸い、ジャカルタでは多数の人がアチェの孤児の里親になりたいという意思を表明している。インドネシア・ウラマー協議会（MUI）は、経済的に安定し、子どもと同じ宗教を信仰している親だけが養子縁組を希望すべきと発表した。そこで、里親の適性の検査・評価を支援するという介入も考えられる。これは幼い津波被害者をよりよい生活に導く助けとなる可能性がある。

6. 災害に対するソーシャルワークの対応

津波被害への対応として、IFSW（国際ソーシャルワーカー連盟）とCOSW（英連邦ソーシャルワーク機関）は、FAST（津波の家族と子ども）プロジェクト（www.fastproject.net参照）を設置した。FASTプロジェクトの目標は、①津波で生存した子どもと大人および家族の社会的・情緒的ニーズに応えること、②津波被害の影響を受けたソーシャルワーカー、地域NGO、コミュニティの能力強化を確実に行うことである。第1の目標は第2の目標を通じて達成される。

ソーシャルワークのプロセスは3～9カ月ほどかかると見込まれている。このプロセスには、現場でさらに評価を行って計画を作成し、文化に対する配慮と妥当性を確保できるように特定のプロジェクトに関して地域ソーシャルワーカーと協働し、人材とサポートを養成し、プロジェクトを実施・評価することが含まれる。プロジェクトでは、子どもや若者、家族の情緒的適応に関するニーズと、コミュニティ全体の「悲嘆」の問題に焦点を当てている。直接影響を受けた人に対する個人の情緒へのサポートとメンタルヘルスサービスに早急に注意を向ける必要がある。この中には、コミュニティの喪失感への対処、喪失感の表現の促進、利用可能なサービスやコーピングに関する適切で正確な情報を被災した集団すべてに提供することが含まれる。訓練を受けたスタッフとボランティアが支援を受けながら、この重要なサポートを提供する。

そこで、家族とコミュニティの回復のために社会的・情緒的サポート、権利擁護と計画作成、能力強化を行う戦略をとることになる。主要なアプローチとして、地域ワーカーによる脆弱集団への働きかけと援助を支援するとともに、コミュニティレベルの長期的な回復・復興を支援することを目指す。現在では、個人または集団としてのソーシャルワーカー（各種NGOや国際機関のソーシャルワーカー、学生ソーシャルワーカーを含む）が、津波で被災したさまざまなコミュニティに対する直接的な活動に従事している。

地域の専門ソーシャルワーク活動を実現させるためのサポート構築を求める声は、ソーシャルワーク・イニシアチブへの財政支援提供という面でいくらかの成果をあげている。さらに重要な点として、FASTはウェブサイトとネットワーク形成を通じて、ソーシャルワーク・イニシアチブの基盤提供に関する意識と連帯のレベルを向上させている。ウェブサイトでは、プロジェクトや教育に関する情報や、津波、トラウマ、ソーシャルワークの対応に関するオンライン記事も提供している。主要なプロジェクトとして、訓練指導者の養成や、インドネシアおよび他地域での災害管理、トラウマ研究、リソースセンターの確立に向けた提案を積極的に進めている。このようにしてFASTプロジェクトは、津波の被害を受けた各国でソーシャルワーカーやソーシャルワーク組織に力を与え、リーダーシップを担わせてコミュニティにおける貢献と有効性を拡大させる触媒として機能している。

専門ソーシャルワーカーとして、我々は救援活動だけでなく災害で住民やコミュニティの受けた長期的影響にも取り組んでいく。子どもや大人の治癒だけでなく、コミュニティや国の治癒にも目を向けなくてはならない。評価と計画作成に尽力していくが、これはソーシャルワーク従事者、政府、NGOの協働ネットワークの構築によってのみ実現できるのである。

7. 結論

「津波世代」の子どもや孤児が今回の自然災害による最大の被害者であることは間違いない。支援のために非常にすばらしい対応や努力がなされていることも確かである。しかし、孤児を物理的に快適な状態へ導くことに集中して救援活動を行うことは容易であるが、もっと重要なのは、子どもの心理社会的回復を確保することだろう。そのためのステップは把握しにくく、多大な忍耐と信念が必要である。しかし「セーブ・ザ・チルドレン」は、幼い子どもには復元力があり、被害を直接体験した子どもでもいつかは回復すると強く信じている。

津波や地震、あるいは他のあらゆる災害において、子どものニーズと復元力を扱う場合には、能力強化と長期的開発の促進における個人、家族、コミュニティのニーズを重視する必要がある。適切なソーシャルサポート、そして慣れ親しんだ環境で慣れ親しんだ人か

らケアを受けられれば、孤児が心理社会的回復を遂げる可能性は高くなる。そのときにこそ、我々は希望を抱き、努力を続けることができるだろう（Save the Children, 2005）。

<謝辞>

本報告をまとめるにあたり、調査協力していただいたBenjamin NgとNicole Chewに感謝の気持ちをあらわしたい。

特集 乳幼児の世界

世界の乳幼児たち

ユニセフ・コンサルタント 澤（さわ） 良世（ながよ）

1. はじめに

この地球上には63億人が暮らしている。その約10％が5歳未満児で、その89％は、いわゆる開発途上国の子どもたちである。世界では、年間、約1億3,000万人が生まれる。出生の90％が途上国に集中している。毎年、約1,100万人の子どもが5歳の誕生日を迎えることなく幼い命を奪われる。その98％が途上国の子どもたちである。従って、世界の乳幼児の現状について語るとき、そして、とくに乳幼児が置かれている厳しい条件について考える場合には、途上国の子どもたちの現実を中心に考察することが必要であろう。

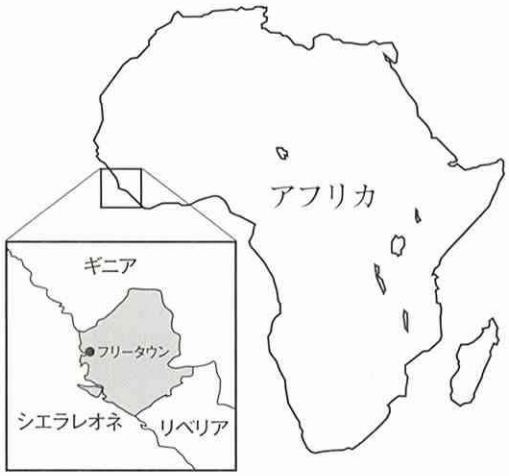

2. 5歳未満児死亡率

元気に生まれてきた赤ちゃんが5歳まで生きられない状況を想像してほしい。例えば、世界でもっとも5歳未満児死亡率が高いシエラレオネは、植民地としての歴史を経て1961年に独立した。以来、政情が不安定で、とくに1991年からは武力紛争が全国に広がり、国は疲弊し、人びとの暮らしが破壊し尽された。和平合意は何度も破られ、戦闘が激化した。多くの子どもが通学の途中に誘拐され、兵士として、あるいは、「ブッシュ・ワイフ」として、戦闘に組み込まれていった。紛争によって貧しさが深刻化し、深刻化した貧しさが紛争を激化させ、悪循環が増幅されていった。このような状況のなかで生まれるシエラレオネの赤ちゃんには、さまざまな危険が待っている。

シエラレオネの人びとの大半が絶対的貧困状態（1人1日1ドル以下）にある。多くのお母さんは妊娠しても十分な栄養を摂ることができないため、赤ちゃんが低出生体重児である確率が高い。シエラレオネは世界でもっとも妊産婦死亡率の高い国であるから、赤ちゃんが元気に生まれても、衛生や母子保健の知識をもつ出産付添い人がいないために合併症でお母さんを亡くし、孤児として育ち、十分なケアを受けられないのかもしれない。お母さんがHIV/エイズに感染していれば、母子感染の危険にさらされる。幸運にも、生まれてくるときに問題がなかったとしても、安全な水がな

国名／指標	5歳未満児死亡率 2003	出生時の平均余命 2003	妊産婦死亡率 2000	一人当たりのGNI 2003	成人識字率 2000	出生登録 1999-2003	HIV/エイズ 2003	紛争 1900～2003
シエラレオネ	284	34	2,000	150	36	46	—	X
ニジェール	262	46	1,600	200	16	46	1.2	
アンゴラ	260	40	1,700	740	—	29	3.9	X
アフガニスタン	257	43	1,900	250	36	10	—	X
リベリア	235	41	760	130	54	—	5.9	X
ソマリア	225	48	1,100	130	—	—	—	X
マリ	220	49	1,200	290	26	48	1.9	
ブルキナファソ	207	46	1,000	300	24	—	4.2	
コンゴ民主共和国	205	42	990	100	61	34	4.2	X
ギニアビサウ	204	45	1,100	140	38	42	—	
ルワンダ	203	39	1,400	220	67	65	5.1	X
チャド	200	45	1,100	250	43	25	4.8	X
ナイジェリア	198	51	800	320	64	68	5.4	
コートジボワール	192	41	690	660	49	72	7.0	X
ブルンジ	190	41	1,000	100	48	75	6.0	X
日本	4	82	10	34,510	—	—	<0.1	

注）**国名**：5歳未満児死亡率の高い順に15カ国を選び、比較のために日本を加えた。
5歳未満児死亡率：出生1,000人当たり5歳までに死亡する数。
平均余命：新生児が出生時のその人口集団の標準的な死亡の危険のもとで生きられる年数。
妊産婦死亡率：出生10万人当たり、妊娠関連の原因で死亡する女性の年間人数。報告漏れおよび分類の誤りを考慮して調整した数値。
一人当たりのGNI（国民総所得）：国民総所得を年央の人口で割って算出。単位米ドル。
成人識字率：15歳以上で読み書きのできる人の比率（%）。
出生登録：5歳未満児で、調査の時点で出生登録をしていた比率（%）。
HIV/エイズ：15～49歳の感染率（%）。
紛争（1990～2003）：1990～2003年の間に大きな武力紛争があった国。
—：データなし。
資料：UNICEF. The State of the World's Children 2005.
UNAIDS. www.unaids.org/en/geographical+area/by+country.asp
UN. www.reliefweb.int

いために下痢に苦しみ、脱水症によって命を奪われる恐れがある。予防接種が受けられないために、はしかや破傷風などによって命を奪われる危険もある。適切な食事が与えられないために慢性的な栄養不良に悩まされ、蚊帳がないためにマラリアに罹るかもしれない。さらに、お母さんに保健や医療の簡単な知識がないことや、近くに保健所や薬局がないことなどが重なって、肺炎などのありふれた病気で亡くなる可能性もある。そして、元気に生まれた赤ちゃんの3人にひとりが5歳まで生きることができない。このようなシエラレオネの状況は、5歳未満児死亡率の高い多くの国に共通の現実でもある。

5歳未満児死亡率は、子どもの栄養や母親の保健知識、予防接種の普及状態、母子保健（出産前のケアを含む）、家族の所得や食糧、水の供給や衛生施設など、子どもを取り巻く環境全体としての安全を反映する。そのため、5歳未満児死亡率は、国の子どもの状態を把握するうえで、もっとも大切な単一の指標となる。実際には、5歳未満児死亡率は社会開発の現状全体を知るうえで有効な最善の指標といえる。そこに集約されている要因のほとんどすべてが、とくに子どもの福祉の状態をあらわしているだけでなく、すべての人間にとって不可欠な要求の充足の程度をあらわしているからである。ユニセフが各国における事業活動の規模を決める際に、5歳未満児死亡率を重要な指標としているのも、そのためである。

表で示した通り、5歳未満児死亡率の高い国の現状をみると、概ね、シエラレオネと似たような状況にあることが分かる。多くの国が植民地としての歴史をもち、貧困や開発の遅れに苦しみ、武力紛争を経験している。また最近では、HIV/エイズの影響が状況をいっそう悪化させている。

3. 貧困

世界の約6.5人にひとりに当たる11億人が絶対的貧困のもとで生きている。地域別の絶対貧困人口は、これまでの20年間に、数のうえでも比率のうえでも減少しているが、唯一の例外がアフリカで、1981年から2001年の間に1億6,400万人から3億1,400万人へと、ほぼ倍増している。世界の人口の10.6％が暮らすアフリカに、世界の絶対的貧困人口の28.5％が集中していることからも、貧困に関する地域格差の深刻さが明らかである。

子ども時代を貧しい環境で暮らす子どもの多くが、成人してからも貧困から抜け出せない。そして、その子どもも貧困に苦しむ。だからこそ、子どもの立場に立って、貧困の問題を考えることが重要なのである。ここでいう貧しい環境とは、子どもの命を守り、発育を支え、発達を促すために不可欠なモノやサービスが公平にすべての子どもに提供されないような社会のことであり、一人ひとりの子どもが持って生まれた可能性を十分に発揮できる条件が備わっていない環境のことである。生後2～3年が子どもの身体的、知的、情緒的発達にとって、もっとも重要な時期である、という主張に異議を唱える人はいないであろう。この時期に貧困のために必要な栄養が与えられなければ、子どもの発達が阻害され、その影響は生涯におよぶ。また、就学前の適切な知的刺激が初等教育をより充実したものにし、中途退学を減らすうえで大切である、ということも多くの専門家によって明らかにされている通りである。

ユニセフは2005年の年次報告書で、43の開発途上国を対象とした最近の調査について報告し、所得が下位20％の家庭の子どもが5歳になる前に死亡する可能性は、上位20％の家庭の子どもの2倍以上になるという事実を指摘している。また、ブラジルに関する報告書から、家族の一人当たりの所得が最低賃金の半分以下の場合、5歳未満で死亡する確率が3倍以上、読み書きができない成人になる可能性が21倍、適切な給水システムのない家で暮らす可能性が30倍にもなる、という事実を紹介し、国内における所得の格差の拡大が子どもたちに大きな犠牲を強いている点に注意を喚起している。

4. 武力紛争

第2次世界大戦後の60年間の武力紛争の特徴として、国家間の戦争よりも国内での紛争が格段に増えた点が指摘される。とくに冷戦終結後の1990年代には大きな国内紛争が目立った。また、冷戦後の武力紛争をみると、経済的な格差が対立の主要な原因になっていること、そして、紛争の犠牲者が兵士ではなく一般の市民であるという点が挙げられる。さらに、紛争の地域化と武器の小型化の影響を受けて、子どもが戦争の道具として使われる傾向が目立っている。

武力紛争は、いつの時代にも子どもに直接、間接の犠牲を強いる。子どもたちは命を失ったり、怪我をしたりしなくても、親や兄弟を殺されて身寄りを失い、貧困のなかで生きなければならない場合が多い。また、殺戮のなかを生き延びた子どもたちの多くが心に深い傷を負う。例えば、1994年にアフリカのルワンダで起きた大量虐殺では、わずか100日足らずの間に80万人が殺された。ルワンダの子どもの70％は人が殺されるのを目撃し、95％以上が自分も殺されると思った、という。そして、子どもたちの多くが「僕が、お

母さんの言うことをきかなかったから、お母さんは死んでしまったのだ」「私が、お父さんとの約束を守らなかったから、お父さんは殺された」と、親の死の責任が自分たちにある、と考えて苦しんでいると報告されている。子どもたちのトラウマの治療には、専門家の息の長いケアが不可欠である。

紛争は国の経済を破壊し、人びとに貧しさを強いる。また、子どもたちから医療サービスや教育を受ける機会を奪う。紛争地域に埋設された地雷が子どもの命を狙う。自分の国や村を追われ、難民や国内避難民として不安な生活を続ける子どもたちには、一日も早く日常的な生活を取り戻すことができるように、学校を再開し、友だちと一緒に勉強したり遊んだりする場を提供することが急務となる。

5. HIV/エイズ

世界では、1分間にひとりの割合で15歳未満の子どもがHIVに感染している。その多くが母子感染で、500万人の赤ちゃんが生まれたときに、すでにHIVに感染しており、その90％がアフリカに集中している。HIV/エイズ感染率の高い国のなかには、エイズが5歳未満で亡くなる子どもの死因のトップになっているところも少なくない。

また、エイズ孤児の問題も深刻で、母親、あるいは両親をエイズで亡くした18歳未満の子どもは1,500万人にのぼり、その80％がサハラ以南のアフリカで暮らしている。そして、エイズ孤児は2010年までに2,500万人に達するであろう、と国連エイズ合同計画（UNAIDS）は予測する。親をエイズで亡くした子どもの多くは祖父母や親戚に養育されているが、貧しく、差別に苦しめられ、学校に行くことさえできないのが現状である。また、一家の中心となって病気の親の看病をし、幼い弟や妹の世話をし、生活のために働き続けている子どもも少なくない。さらに、処女と交われば エイズが治るという迷信のために、幼い少女がレイプされるという悲惨な事件も、とくにアフリカのいくつかの国で多発している。

エイズの問題は、アフリカだけでなく、アジアにも深刻な影響を及ぼしている。最近、中国政府のエイズ予防弁公室が発表したところによると、2004年末の時点でのHIV/エイズ感染者は84万人にのぼり、さらに増える見通しだという。また、エイズ孤児は2001年から2010年の間に7万6,000人から26万人に増えるであろう、と予測している。中国政府は、エイズ孤児の急増に憂慮し、親がHIVに感染したために周囲からの差別や偏見に苦しめられ、さまざまな困難を強いられ、十分なケアが受けられない子どもが40万人にものぼっている、と報告し、エイズ孤児の支援と保護に力を入れていく、と述べている。

6. おわりに

2000年9月ニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットに参加した147人の国家元首を含む189人の加盟国代表は、21世紀の国際社会の目標として「国連ミレニアム宣言」を採択した。そして、国連ミレニアム宣言と1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合したミレニアム開発目標が設定された。目標には、貧困や飢餓の問題のほか、乳幼児死亡率や妊産婦死亡率、子どもの教育、HIV/エイズの問題に対する取り組みなどに関する国際社会の合意が表明されている。乳幼児の福祉を考えるとき、とくに貧困と紛争の問題への対応が大きな鍵となるという国際社会の認識の再確認である。

参考文献

UNICEF, The State of the World's Children 2005/07/21
NHK, www.nhk.or.jp
World Bank, www.wordbank.org
UNAIDS, www.unaids.org

編集後記

乳児院で子ども達を観察していると、その個人の全体的な発達や情緒面の発達に比較して、運動面の発達が際立った子どもを目にする事が少なくない。また、駄々をこねて泣き続け、思いのままに物を投げ職員を困らせる子どもの姿を集団の中で見いだす機会が少ないように思える。前者は、虐待を受けネグレクトされる厳しい環境の中で、それでも生きていくために最低限必要な発達を早くに獲得せざるを得なかったのであろう。後者はそのような環境下で、乳児ながらに大人に対する警戒感や不信感を身に付けてしまった結果なのかもしれない。このような乳幼児に対して我々はどのような視線を向け、どのような環境を用意し養育していけば良いのか、そういった事柄に目を向けるべく今回のテーマを取り上げた。

私自身が乳幼児期を過ごした時代から半世紀近くが経った。自然がどんどん身近なものでなくなりこの頃は虫を恐がる子が増えているという。

食事の内容も変わり、ビン入りの離乳食が簡単に手に入り、ファストフードの味に親しんでいる子も多い。空き地はなくなり高層住宅に住む人も多くなっている。乳幼児そのものはたぶん変わることもない一方で、乳幼児を取り巻く社会や環境は急激に変化していると言える。

私が小児科で研修を受けていた頃、夜間の乳児病棟では丸めたタオルに立てかけた哺乳瓶が林立し、それを乳児達が懸命に吸っている姿を毎晩見ることができた。数十ベットに対して２人の看護婦では仕方のないことだった。あまりに寒々とした光景で、時々端から抱いてミルクを飲ませていた事を鮮明に覚えている。乳児院でも児童養護施設でもこれに近い余裕のなさがあるものと考える。乳児院や施設の職員は相手が子どもである故かその人たちの特性故か熱心な方が多い。その情熱をもってしても十分には癒しきれない程の深い傷を心身に負って送られてくる子どもが確実に増えている。愛着関係を育むことのできる体制と方法論の早急な確立が望まれる。平成16年には児童福祉法が改正され乳児院の入所児童の構成も変わらざるを得ないであろう。長井が触れたチャイルド＆ファミリーケアの視点も重要となる。いずれにせよ改正によって子ども達の置かれる状況が多少なりとも改善するものと信じたい。

本編では乳幼児の存在の意味や社会における乳幼児の位置付けから始め、乳幼児の発達や対人関係の特徴などに触れつつ、現代社会における乳幼児の日常生活を「遊び」「食」「住」を中心に振り返り、一人ひとりの子どもの発達や成長にとってより良い環境とはどのようなものか、そして逆に虐待という「心地よくない」事態が子どもにどのような影響を与えるか等を論じていただいた。

中村が述べているように、我々の生命は38億年綿々と紡がれている。子どもがこの世に授かること自体が神秘的でもある。不幸にも子どもを失った親が自分の未来を奪われたと言って悲しむ。乳幼児は人類にとっての未来であり宝物なのだと言える。その乳幼児が安心して過ごせるようあらためて彼らの生活を考える機会としていただきたい。

加えて、長年編集事務局で編集委員を支えて下さった井出さんや常務理事の池田さんが退職されました。この号が最後の共同作業となりました。長い間のご尽力に深く感謝いたします。

（担当編集委員　金井剛）

〔編集委員長〕

新保幸男　神奈川県立保健福祉大学
保健福祉学部社会福祉学科助教授

〔編集委員〕

金井剛　横浜市中央児童相談所
医務担当課長

桑原教修　舞鶴学園施設長

松村祥子　放送大学大学院
文化科学研究科教授

森田喜治　龍谷大学文学部
哲学科教育学専攻教授

横堀昌子　青山学院女子短期大学
児童教育学科助教授

内田隆文　資生堂社会福祉事業財団
常務理事

（敬称略・五十音順）　編集事務局：安達恵美子

MOTHER AND CHILD WELLBEING AROUND THE WORLD

VOL.59 2005-10　世界の児童と母性

年2回発行

2005年10月1日発行

編集・発行者
財団法人 資生堂社会福祉事業財団
〒104-0061 東京都中央区銀座7丁目5番5号
電話03-3574-7408
ファクシミリ03-3289-0314
URL http://www.zaidan.shiseido.co.jp

印刷所　成旺印刷株式会社
〒105-0014 東京都港区芝2丁目1番28号

再生紙使用

MOTHER AND CHILD WELLBEING AROUND THE WORLD

財団法人 資生堂社会福祉事業財団